

平成 24 年度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

市税の財務事務の執行について

神戸市包括外部監査人

公認会計士 森村圭志

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

1. 報告書中の試算・推計の数値・金額

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料をもとに行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

2. 端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

目 次

第1編 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 事件を選定した理由.....	1
4. 監査対象期間	1
5. 主な監査の視点	1
6. 主な監査手続	2
7. 監査対象	4
8. 監査実施期間	4
9. 外部監査人補助者	4
10. 利害関係	4
第2編 神戸市市税の概要	5
第1 神戸市の市税について	5
【1】市の財政状況と市税の推移.....	5
(1)市税の推移	5
(2)市税収入率及び収入未済額の推移	7
(3)課税区別市税収入額の推移	9
(4)徴税費の推移.....	11
【2】他の政令指定都市との比較.....	13
【3】組織について	15
(1)国・県・市の税務機構.....	15
(2)神戸市の税務機構.....	16
【4】市税事務の流れ	22
(1)賦課・申告受付事務	22
(2)収納事務.....	22
(3)滞納整理事務.....	22
【5】税務基本用語について.....	23
第3編 監査の結果及び意見	26

第 1 総論	26
【 1 】 重要な監査の結果及び意見の要約	26
(1) 賦課・申告受付事務について	26
(2) 収納事務について	30
(3) 滞納整理事務について	31
【 2 】 監査の結果及び意見の一覧表	33
第 2 各論	34
【 1 】 個人市民税の課税	34
(1) 個人市民税の概要	34
(2) 個人市民税課税の組織体制	37
(3) 個人市民税課税事務の流れ	37
(4) 個人市民税の推移	44
(5) 監査の視点	46
(6) 監査手続	46
(7) 監査の結果及び意見	47
【 2 】 法人市民税の課税	64
(1) 法人市民税の概要	64
(2) 法人市民税課税の組織体制	65
(3) 法人市民税課税事務の流れ	66
(4) 法人市民税の推移	68
(5) 監査の視点	69
(6) 監査手続	69
(7) 監査の結果及び意見	70
【 3 】 固定資産税・都市計画税の課税	74
(1) 固定資産税・都市計画税の概要	74
(2) 固定資産税・都市計画税課税の組織体制	77
(3) 課税事務の流れ	78
(4) 調定額と収入額の推移	81
(5) 監査の視点	82
(6) 監査手続	82
(7) 監査の結果及び意見	88
【 4 】 税の収納事務	97
(1) 収納事務の組織体制	97

(2) 収納事務の概要と流れ	97
(3) 監査の視点	100
(4) 監査手続	100
(5) 監査の結果及び意見	101
【5】 滞納整理事務	102
(1) 市税滞納整理に関する基本方針と組織体制等	102
(2) 滞納整理事務の概要と流れ	105
(3) 滞納整理の状況	114
(4) 監査の視点	118
(5) 監査手続	119
(6) 監査の結果及び意見	119
【6】 情報システム	124
(1) 市税システムの概要	124
(2) 監査の視点	128
(3) 監査手続	128
(4) 監査の結果及び意見	129

第1編 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「市税の財務事務の執行について」

3. 事件を選定した理由

平成23年度予算の市税収入は、2,643億円で一般会計歳入7,452億円の35.4%を占めており、市政を推進していく上での重要な財源となっている。一方、長引く景気の低迷や雇用・賃金情勢の悪化により、市においても歳入確保の見通しは不透明であり、かつ、少子高齢化等による社会保障給付の増加等により、歳出の削減は厳しい状況にある。

このような環境において、市民負担の公平性の観点からも、市の歳入を適切に確保し、適切な収納対策を行うことは市の重要な課題である。

また、市税収入率については、平成23年度は95.55%であるが、116億円の収入未済額があり、この収入未済額をいかに減少させていくかも重要な課題のひとつである。

以上より、市税にかかる事務の執行が、関係諸法令に準拠して適正に執行されているか、効果的かつ効率的に行われているか、公平に行われているかについて監査を実施するのが有用であると考え、監査テーマとして選定した。

4. 監査対象期間

平成23年度。ただし、必要に応じて平成23年度以前及び平成24年度も監査対象とした。

5. 主な監査の視点

市税の財務事務が適切に行われているかどうかを検討するにあたって、以下の4つの視点に着目して監査を実施した。

- ① 市税の財務事務は、法令、条例、規則、要綱等に準拠して適切に行われているか。

- ② 市税の財務事務の正確性は確保されているか。
- ③ 市税の財務事務は、効果的、効率的に行われているか。
- ④ 市税の財務事務は、公平に行われているか。

6. 主な監査手続

① 事務の概要把握

- ・対象局に市税の財務事務の概要について質問し、関連資料の閲覧、関連システムの観察を行った。

② 合規性の検討

- ・関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているかどうか検討するため、事務の流れについて説明を受け、関連文書の閲覧を行った。また、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

③ 正確性の検討

- ・市税の財務事務の正確性が確保されているかどうか検討するため、市が構築している正確性確保のための仕組みについて説明を受けた上で、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

④ 有効性及び効率性の検討

- ・効果的かつ効率的に、事務が行われているかどうか検討するため、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- ・課税事務は本庁と 9 か所の市税事務所において行われる。有効性及び効率性の観点から、各市税事務所が統一的なルールの下で事務を行っているかを調査するため、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

⑤ 公平性の検討

- ・市税の財務事務が、法規に準拠し、公平に行われているかを検討するため、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- ・また、各市税事務所の事務が公平性の観点から、統一的方針の下で行

われているか調査するため、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

7. 監査対象

平成 23 年度の市税収入決算見込より、平成 23 年度決算額の金額的重要性が比較的高い、個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税を監査対象として選定した。(単位：百万円)

税目	平成 23 年度決算見込	監査対象
個人市民税	87,362	○
法人市民税	27,222	○
事業所税	8,271	
固定資産税	113,137	○
都市計画税	22,508	○
市たばこ税	10,022	
軽自動車税	1,091	
入湯税	229	
特別土地保有税	6	
市税合計	269,848	

8. 監査実施期間

平成 24 年 6 月 25 日から平成 25 年 1 月 18 日まで

平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 24 日までの期間については、包括外部監査のテーマ選定のための検討を行った。

9. 外部監査人補助者

包括外部監査人を補助させるため、次の者を補助者に選任した。

公認会計士	大川幸一、牧野康幸、板戸史朗、藤田道代、北浦泰崇、寺門知子、谷川竜也、芝崎 晃、木戸裕子
-------	--

10. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2編 神戸市市税の概要

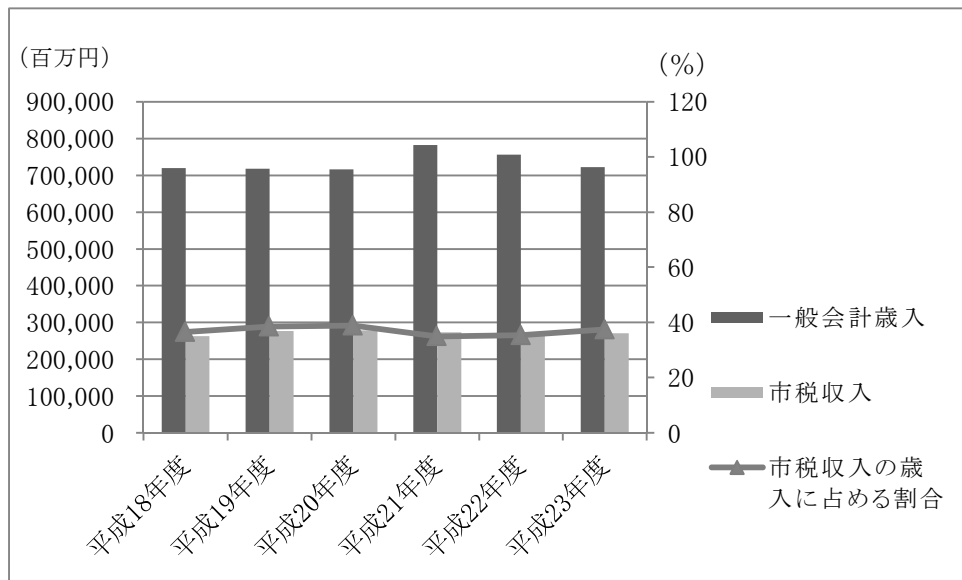
第1 神戸市の市税について

【1】市の財政状況と市税の推移

(1)市税の推移

1. 平成23年度一般会計歳入決算額

一般会計歳入額と市税収入額及び市税収入額の歳入額に占める割合の推移は下図のとおりである。



平成19年度に、国から地方への税源移譲として、所得税から個人市民税・県民税へ税源が移譲された。このため、平成18年度から平成19年度は個人市民税の増額により、市税収入が増額し、平成20年度はほぼ同額で推移している。

平成21年度は、景気悪化により市税収入は前年度比48億円減少しているが、国庫支出金が前年度比373億円、市債収入が前年度比317億円増加した結果、一般会計歳入は前年度比664億円増加している。

平成22年度も、引き続き景気の悪化により市税収入が前年度比60億円減少、また、国庫支出金が前年度比70億円減少しており、一般会計歳入も前年度比261億円減少している。

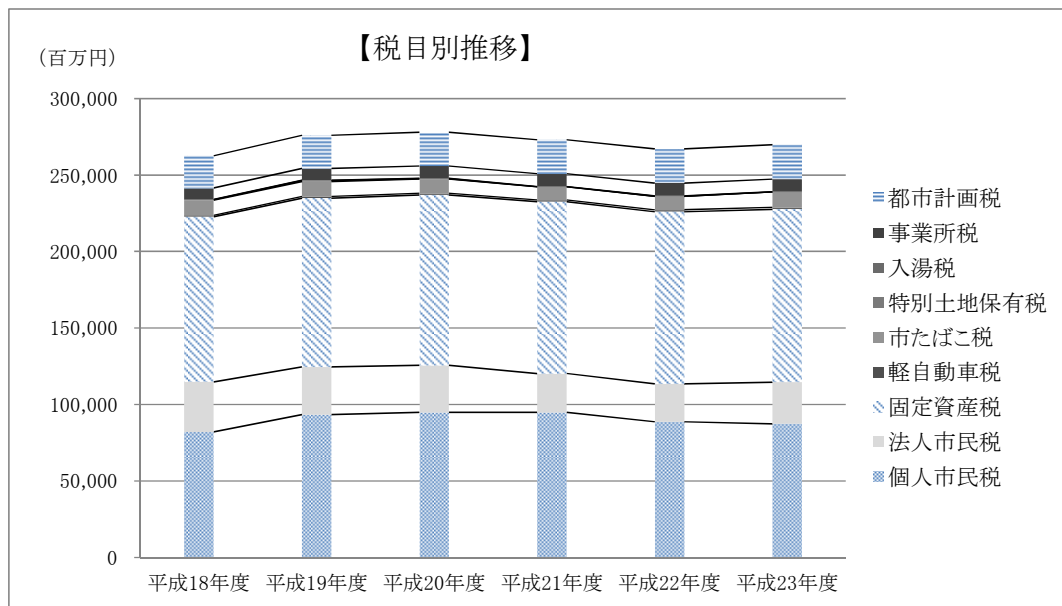
平成23年度は、法人市民税の増額やたばこ税の税率引き上げにより、市税収入は前年度比27億円増額した。一方、一般会計歳入は、前年度比較で、

市債収入が 156 億円、地方交付税 49 億円、国庫支出金 43 億円の減少等により、345 億円減少しており、その結果、市税収入の一般会計歳入に占める割合は 37.4%となっている。

直近 5 年間の歳入に占める市税収入の割合は平均 37.0%であり、最も重要な収入源となっている。

2. 税目別市税収入の推移

税目別市税収入の推移は下図のとおりである。



(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
個人市民税	82,095	93,415	94,846	94,882	88,748	87,362
法人市民税	32,682	31,104	30,709	25,305	24,761	27,222
固定資産税	107,958	110,398	111,488	112,448	112,600	113,137
軽自動車税	972	997	1,032	1,055	1,076	1,091
市たばこ税	9,806	9,728	9,253	8,649	8,847	10,022
特別土地保有税	311	722	303	6	81	6
入湯税	178	182	179	172	193	229
事業所税	7,448	7,735	8,097	8,326	8,429	8,271
都市計画税	21,129	21,642	22,005	22,243	22,400	22,508
合計	262,579	275,923	277,912	273,086	267,135	269,848

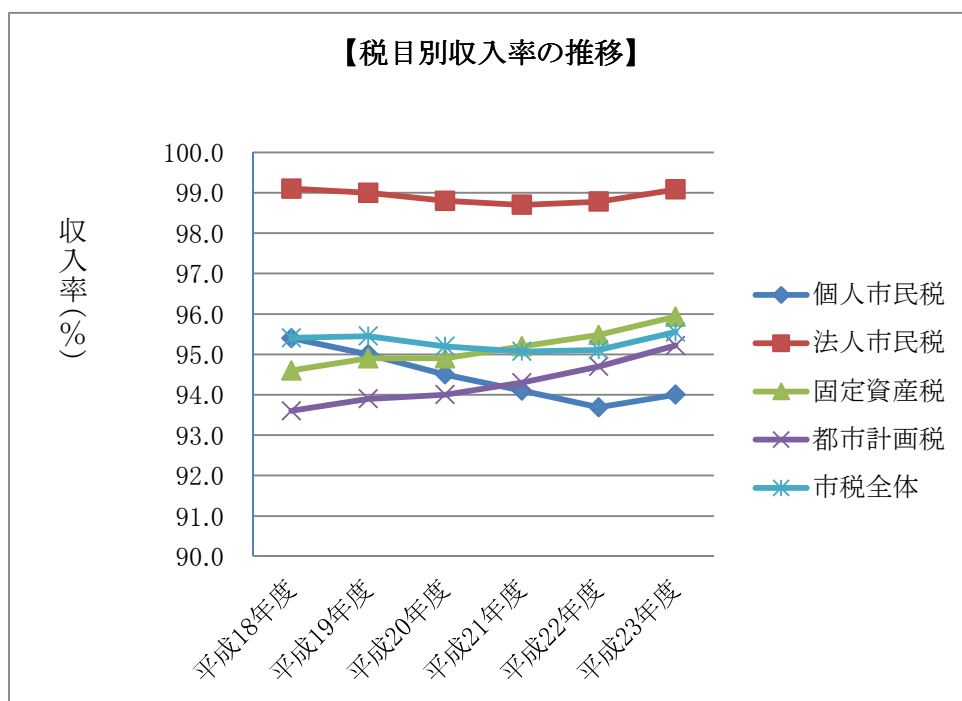
平成 19 年度は、三位一体改革の税源移譲により、個人市民税が前年度比 113 億円増加している。平成 21 年度から平成 22 年度は、金融危機後の景気低迷により個人市民税、法人市民税が減少している。平成 23 年度は、法人市民税の 25 億円増額と、税率引き上げにより、たばこ税が 12 億円増額している。

市税収入は、主に、個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税から構成されており、平成 23 年度では、これらの税収は市税収入の 93% を占めている。

(2) 市税収入率及び収入未済額の推移

1. 市税収入率の推移

主要な各税目ごとの収入率と市税全体の収入率（注）の推移は下図のとおりである。



【税目別市税収入率の推移】

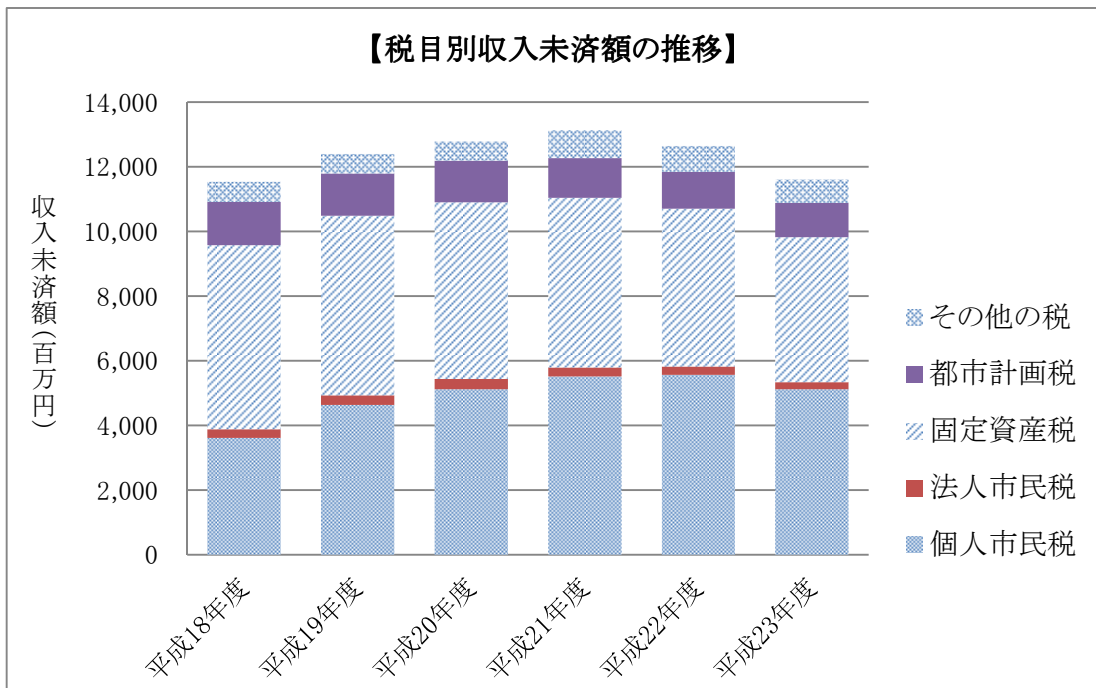
(単位: %)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
個人市民税	95.4	95.0	94.5	94.1	93.7	94.0
法人市民税	99.1	99.0	98.8	98.7	98.8	99.1
固定資産税	94.6	94.9	94.9	95.2	95.5	95.9
都市計画税	93.6	93.9	94.0	94.3	94.7	95.2
市税全体	95.4	95.5	95.2	95.1	95.1	95.6

市税全体の収入率は平成19年度95.5%から平成21年度95.1%まで低下を続けたが、平成23年度には95.6%に改善している。市によると、この改善の要因は、滞納整理の早期着手、早期見極め、滞納処分の強化など従来からの取組みに加えて、コンビニ収納の拡充などの取組みが功を奏しているとのことである。

(注) 収入率=収入額÷調定額×100%として算定される(【5】税務基本用語について「収入率」を参照)。

2. 翌年度への繰越額の推移



【税目別収入未済額の推移】 (単位: 百万円)

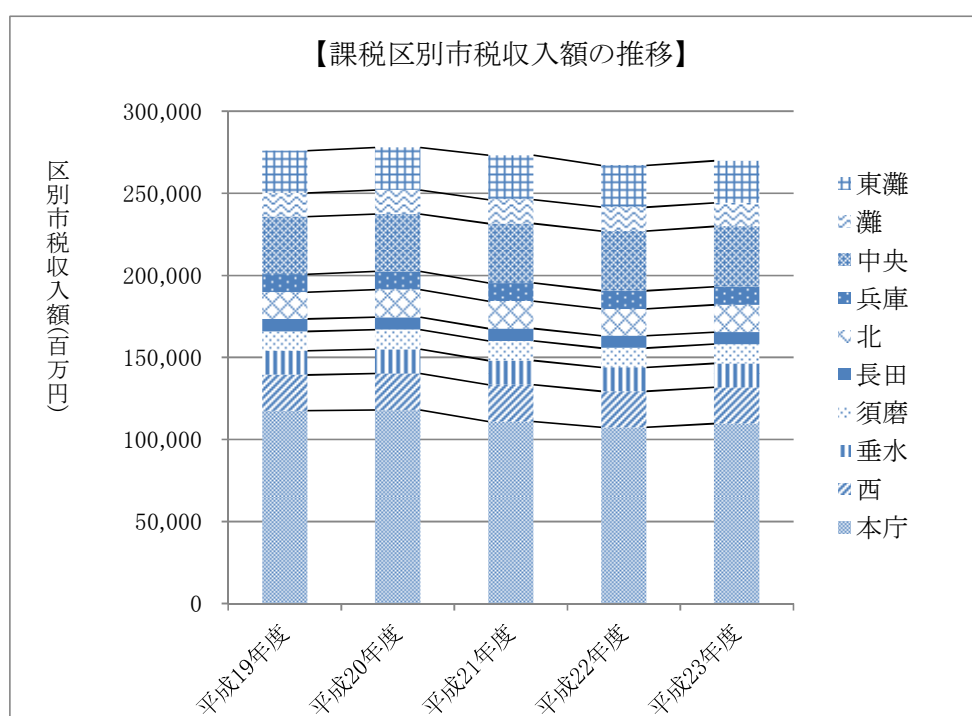
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
個人市民税	3,613	4,635	5,117	5,515	5,562	5,118
法人市民税	266	293	319	279	264	221
固定資産税	5,694	5,554	5,468	5,244	4,874	4,483
都市計画税	1,337	1,310	1,284	1,232	1,146	1,057
その他の税	624	605	596	860	794	729
市税合計	11,534	12,397	12,784	13,130	12,639	11,607

平成 21 年度から平成 23 年度の間固定資産税及び都市計画税の収入未済額が減少しているのは、市によると、市税収入率の改善と同様の理由によるとのことである。

(3) 課税区別市税収入額の推移

課税区別市税収入額の推移は下記のとおりである。

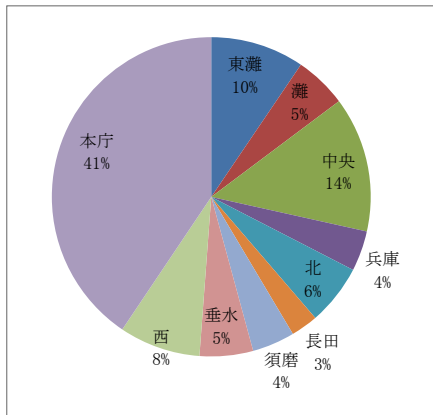
本庁には、個人市民税の特別徴収分、法人市民税、事業所税の収入額が含まれている。市税事務所には個人市民税普通徴収分と固定資産税・都市計画税、軽自動車税が含まれている。



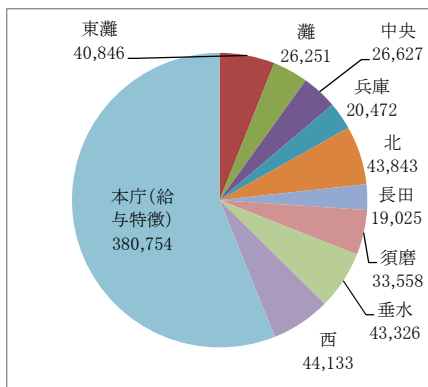
(単位: 百万円)

市税収入額	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
東灘	25,647	25,939	26,875	25,551	25,643
灘	14,396	14,549	14,670	14,520	14,272
中央	35,174	35,033	36,176	36,442	36,923
兵庫	11,072	11,091	11,121	11,050	11,090
北	16,282	16,819	16,699	16,416	16,493
長田	7,527	7,639	7,604	7,392	7,412
須磨	11,879	11,943	11,930	11,819	11,695
垂水	14,585	14,742	14,786	14,621	14,595
西	21,896	22,314	22,353	22,023	22,220
本庁	117,465	117,843	110,872	107,301	109,505
計	275,923	277,912	273,086	267,135	269,848

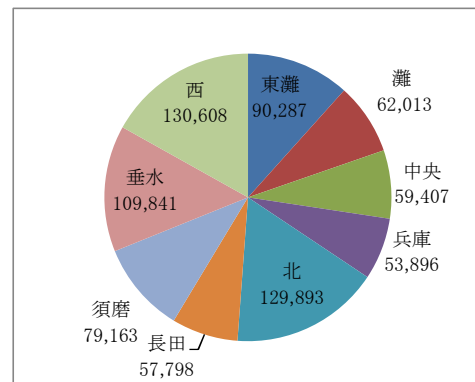
【市税収入額の割合】



【個人市民税納税義務者数】



【固定資産税納税義務者数】



市税収入額に占める割合は、個人市民税の特別徴収分や法人市民税を含む本庁が最大で、次に、中央区、東灘区が大きい。

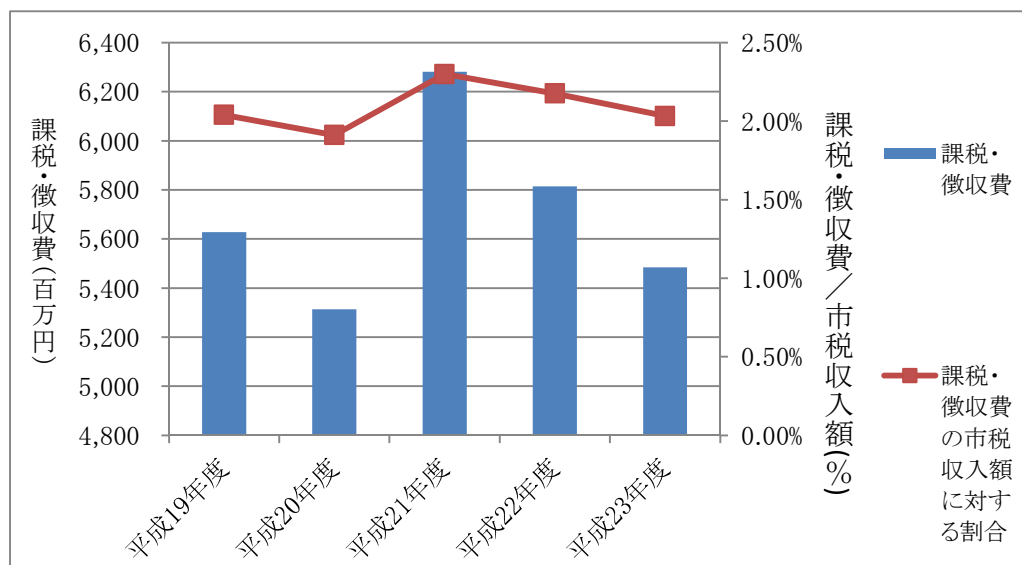
中央区の税収が大きいのは、他区とくらべて圧倒的に固定資産の評価額が高いことから、固定資産税・都市計画税が大きいためである。東灘区については、所得層の高い納税義務者が多く、個人市民税収入が市内で一番大きいことと、固定資産の評価額が高いため固定資産税・都市計画税が市内で2番目に高いことにより、本庁、中央区に続き3番目に大きい税収となっている。

一方、個人市民税納税義務者数は、課税区別の人口数の多い西区（人口249千人）、北区（人口227千人）、垂水区（人口220千人）、東灘区（人口211千人）が多い。また、固定資産税納税義務者数は、土地の筆数、家屋の棟数の多い西区、北区、垂水区が大きい。

(4) 徴税費の推移

市税収入額及び課税・徴収費(注)と、その割合の推移は下記のとおりである。

(注) 人件費と需用費を加算した額から県税徴収取扱委託金収入を差し引いた額を課税・徴収費としている。



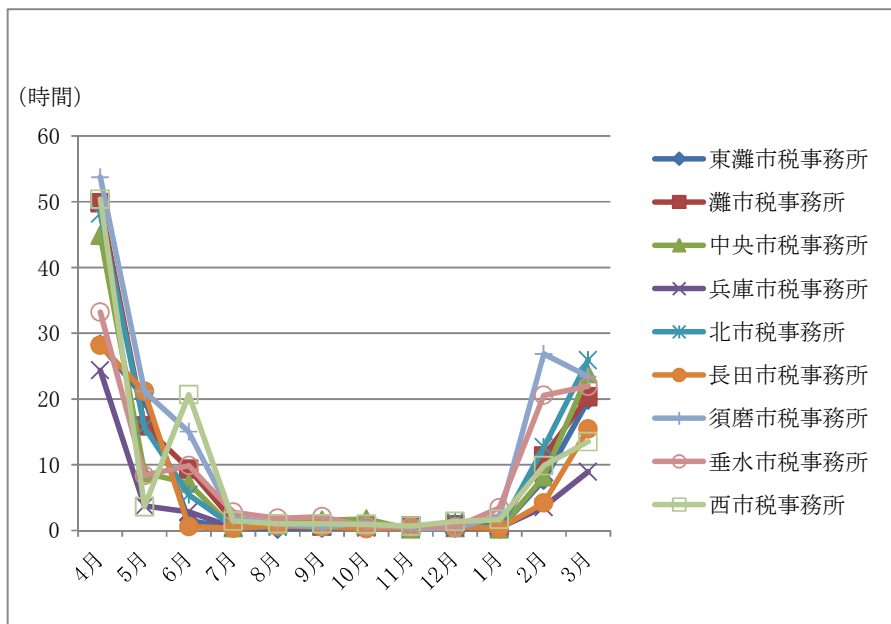
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市 税 収 入 額	275,923	277,912	273,086	267,135	269,848
課 税 ・ 徴 収 費	5,628	5,447	6,688	5,815	5,484
人 件 費	6,708	6,355	6,762	6,331	6,094
需用費・その他	2,351	3,024	2,979	2,516	2,318
県税徴収取扱委託金収入	△ 3,431	△ 3,932	△ 3,053	△ 3,033	△ 2,928
課税・徴収費の市税収入に対する割合	2.04%	1.96%	2.45%	2.18%	2.03%

課税・徴収費の主な内容は人件費である。

「【3】組織について(2)神戸市の税務機構2. 人員体制の推移」において記述しているが、平成20年度から税務職員の数は一貫して減少し続けている。職員数の減少にもかかわらず、平成21年度において課税・徴収費が急増し、それに伴い課税・徴収費の市税収入額に対する割合が増加しているのは、地方公務員共済組合負担金の公的割合が3分の1から2分の1に引き上げられたことにより、同負担金が、平成20年度8.8億円から平成21年度13.1億円に増加していることが主たる要因である。平成22年度以降は、税務職員数の減少に伴い、課税・徴収費および課税・徴収費の市税収入額に対する割合は減少を続けている。

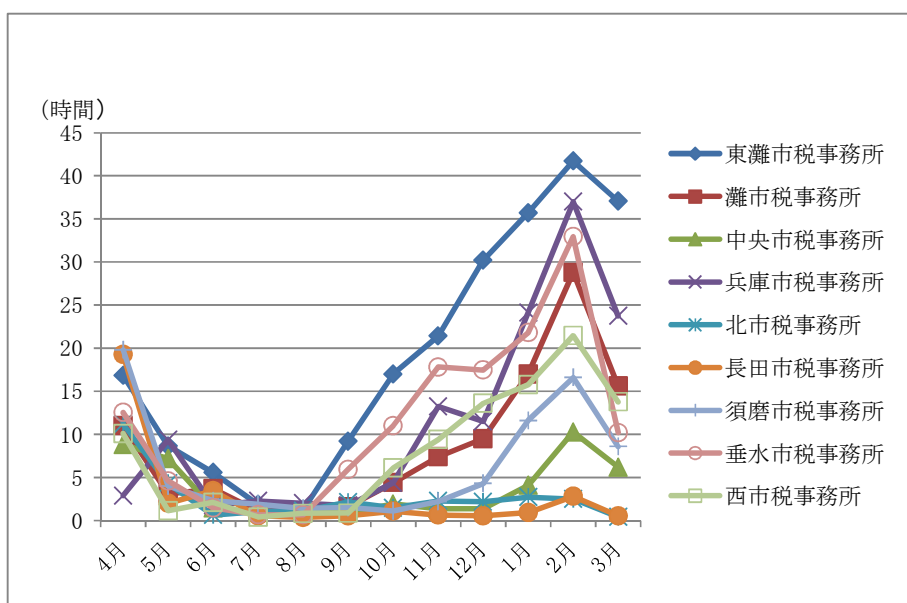
平成 23 年度における、市税事務所 1 人当たり時間外勤務時間数の月別推移は下記のとおりである。

【市税事務所別市民税担当職員の 1 人当たり時間外勤務時間数の推移】



どの市税事務所においても、個人市民税の普通徴収事務は、2 月から 5 月頃に集中するため、その間は市民税担当職員の時間外勤務時間数が多くなる。それ以外の時期に、申告書未提出者調査、扶養実態調査等の調査を実施している。

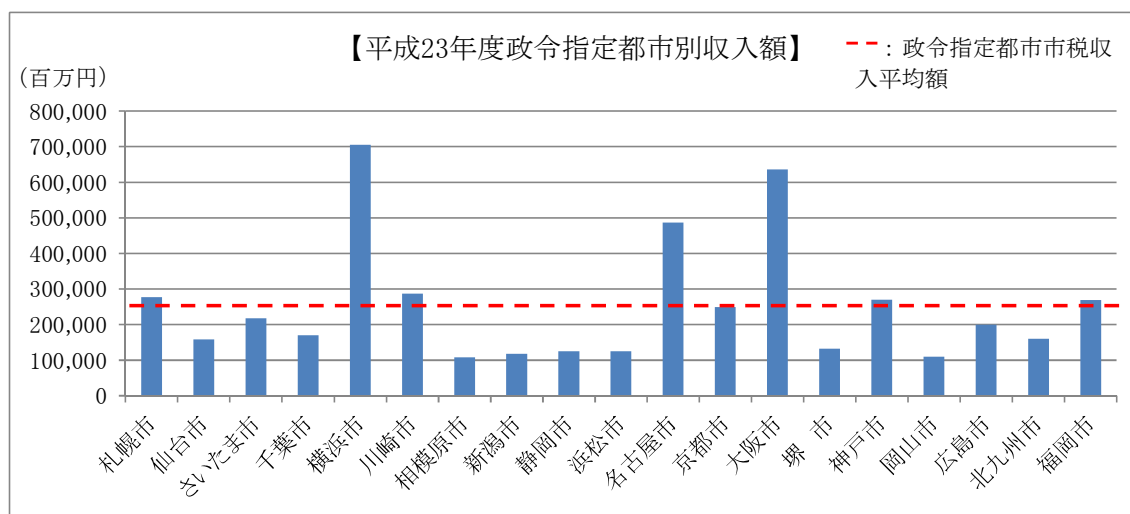
【市税事務所別固定資産税担当職員の 1 人当たり時間外勤務時間数の推移】



固定資産税担当職員については、9月頃より、新規課税物件の实地調査及び課税計算作業が始まるため、時間外勤務時間が増加している。

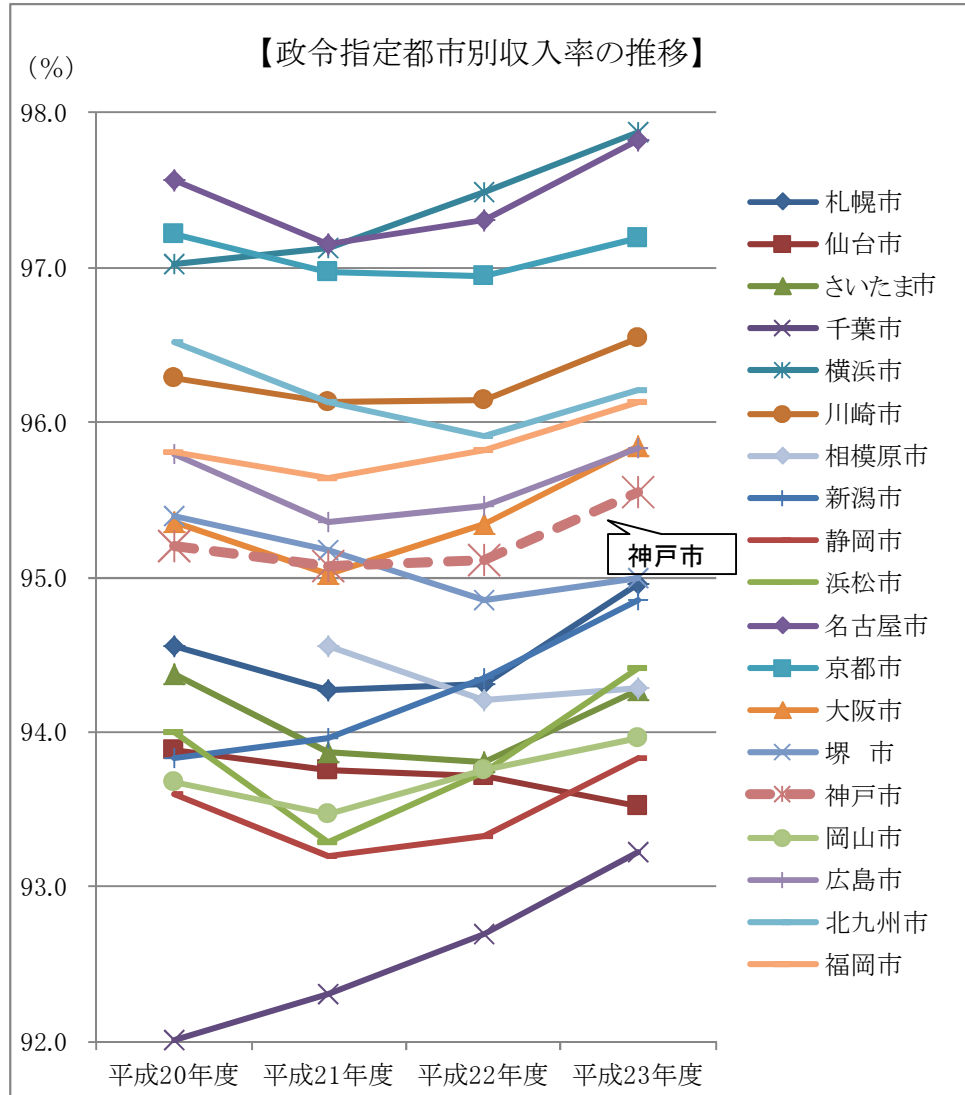
【2】他の政令指定都市との比較

平成23年度における政令指定都市別の収入額は以下のとおりとなっている。神戸市は第6位となっており、政令指定都市の市税収入額平均額とほぼ同額で、札幌市、川崎市、京都市、福岡市と同程度の市税収入額となっている。



(出典：市より提供を受けたデータを監査人が加工)

各政令指定都市の収入率の推移は以下のとおりである。



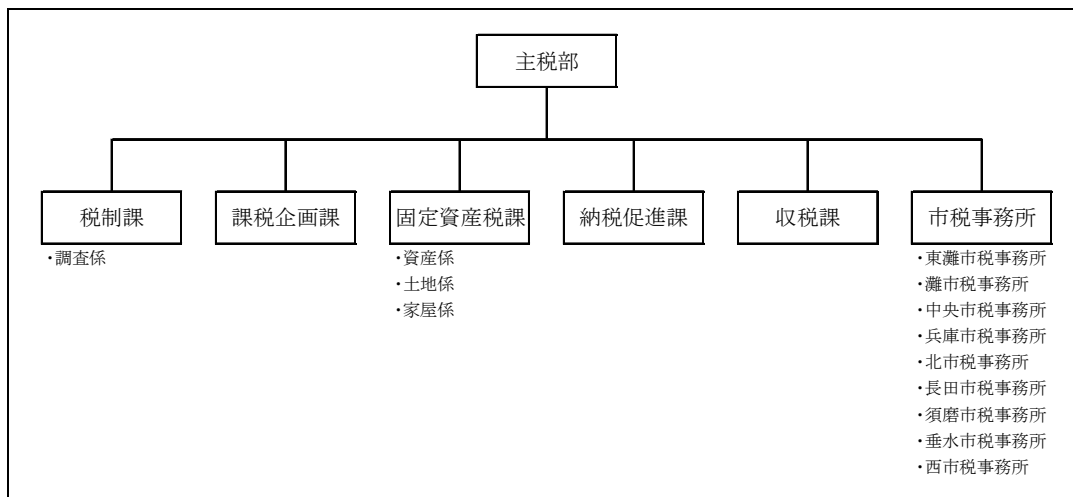
(出典：市より提供を受けたデータを監査人が加工)

神戸市の平成 23 年度における収入率は第 9 位であり、平成 23 年度全政令指定都市 19 市平均値とほぼ同値である。

(2)神戸市の税務機構

1. 主税部の組織と事務分掌

主税部の組織体制は以下のとおりであり、神戸市内に市税事務所は 9 か所ある。



主税部等の組織と事務分掌は下記のとおりとなっている。

区分	課	係	事務分掌
行財政局 主税部	税制課	調査係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関する事。 (2) 税制の調査及び企画に関する事。 (3) 市税関係例規の制定及び改廃に関する事。 (4) 市税関係予算に関する事。 (5) 特別とん譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、地方特例交付金(財政部財務課の所管に属するものを除く。)及び県税徴収委託金の収納に関する事。 (6) 市税(個人の県民税を含む。以下同じ。)に関する不服申立て及び訴訟に関する事。 (7) 税務統計に関する事。 (8) 税務広報に関する事。 (9) 税務事務の改善に関する事。 (10) 税務システムの総合調整及び開発に関する事。 (11) 税務職員の研修に関する事。
	課税企画課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 課の庶務に関する事。 (2) 市税の賦課事務の指導、改善及び調整に関する事(固定資産税課の所管に属するものを除く。) (3) 市税に係る徴収金の収納及び収納管理に係る事務の指導、改善及び調整に関する事。 (4) 市税に関する証明及び閲覧に係る事務の指導、改善及び調整に関する事(固定資産税課の所管に属するものを除く。) (5) 市税の賦課及び収納管理に係るシステムに関する事(固定資産税課の所管に属するものを除く。) (6) 市税(固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税を除く。)の賦課に関する事。 (7) 法人の市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税(給与所得に係る特別徴収に係る個人の県民税を含む。))及び軽自動車税に関する各種台帳の整備に関する事。 (8) 市税その他徴収金の収納管理及び督促に関する事(納税促進課の所管に属するものを除く。) (9) 過誤納金の還付及び充当に関する事(納税促進課の所管に属するものを除く。)
	固定資産税課	資産係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 課の庶務に関する事。 (2) 固定資産の賦課事務の指導、改善及び調整に関する事。 (3) 固定資産税に関する証明及び閲覧に係る事務の指導、改善及び調整に関する事。 (4) 固定資産税のシステムに関する事。 (5) 固定資産税地図情報システムに関する事。 (6) 償却資産の評価事務の指導、改善及び調整に関する事。 (7) 償却資産の価格等の決定及び修正に関する事。 (8) 価格等の配分に係る償却資産に関する事。 (9) 宅地等の評価替え(市税事務所の所管に属するものを除く。) (10) 特定の土地の評価に関する事。 (11) 特定の家屋の評価に関する事。 (12) 固定資産(償却資産に限る。)の評価に関する事。 (13) 固定資産税(償却資産に係るものに限る。)の賦課に関する事。 (14) 固定資産税(償却資産に係るものに限る。)に関する各種の台帳の整備に関する事。 (15) 固定資産税(償却資産に係るものに限る。)に関する証明及び閲覧並びにこれらに係る手数料調定及び収納に関する事。
		土地係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土地評価事務の指導、改善及び調整に関する事。 (2) 土地の価格等の決定に関する事(市税事務所の所管に属するものを除く。) (3) 特別土地保有税の賦課に関する事。 (4) 特別土地保有税に関する各種の台帳の整備に関する事。 (5) 特別土地保有税の納税義務の免除に関する事。 (6) 国有資産等所在市町村交付金に係る資料の調査及び請求に関する事。
		家屋係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家屋の評価事務の指導、改善及び調整に関する事。 (2) 家屋の価格等の決定に関する事(市税事務所の所管に属するものを除く。)

区分	課	係	事務分掌
行財政局 主税部	納税促進課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 課の庶務に関する事。 (2) 市税その他徴収金の収納、収納管理、督促及び欠損処分に関する事(課税企画課及び収税課の所管に属するものを除く。) (3) 国有資産等所在市町村交付金の収納に関する事。 (4) 市税に関する証明並びに当該証明に係る手数料の調定及び収納に関する事(納税証明に係るものに限る。) (5) 市税の口座振替及び納税貯蓄組合に関する事。 (6) 過誤納金の還付及び充当に関する事(課税企画課の所管に属するものを除く。) (7) 普通徴収に係る個人の市民税(普通徴収に係る個人の県民税を含む。)及び公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の市民税(公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の県民税を含む。)の賦課に関する事。 (8) 市税その他徴収金の督促及び滞納整理に関する事(収税課の所管に属するものを除く。)
	収税課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 課の庶務に関する事。 (2) 市税その他徴収金の督促及び滞納整理事務の指導、改善及び調整に関する事。 (3) 滞納整理のシステムに関する事。 (4) 市税その他徴収金の収納、欠損処分、徴収の囑託及び徴収の囑託を受けることに関する事(納税促進課の所管に属するものを除く。) (5) 市税その他徴収金の滞納整理に関する事(納税促進課の所管に属するものを除く。) (6) 市の未収債権(市税その他徴収金を除く。)の徴収に係る調査及び総合調整に関する事。
	市税事務所		<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税事務所の庶務に関する事。 (2) 普通徴収に係る個人の市民税(個人の県民税を含む。以下同じ。)、公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の市民税(個人の県民税を含む。以下同じ。)その他諸収入金の賦課に関する事。 (3) 普通徴収に係る個人の市民税に関する各種の台帳の整備に関する事。 (4) 市税に関する証明及び閲覧並びにこれらに係る手数料の調定及び収納に関する事。 (5) 市税に関する申告、申請及び届出の受付等に関する事。 (6) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事。 (7) 市税その他徴収金の収納に関する事。 (8) 納税督促に関する事。 (9) 固定資産(償却資産を除く。次号において同じ。)の評価に関する事(固定資産税課の所管に属するものを除く。) (10) 地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項に規定する公示の日以後における固定資産の価格等の決定及び修正に関する事。 (11) 固定資産税(償却資産に係るものを除く。次号において同じ。)及び都市計画税の賦課に関する事。 (12) 固定資産税及び都市計画税に関する各種の台帳の整備に関する事。
区役所支所 (北須磨)	市民課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税に関する証明書の作成及び交付並びにこれらの手数料の調定及び収納に関する事。 (2) 固定資産課税台帳の縦覧に関する事。 (3) 市税に関する申請及び届出の受付等に関する事。 (4) 市税その他徴収金の収納に関する事。
区役所出張所 (北神・西神中央)			<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税に関する証明書の作成及び交付並びにこれらの手数料の調定及び収納に関する事。 (2) 固定資産課税台帳の閲覧及び縦覧に関する事(北神に限る。) (3) 市税に関する申請及び届出の受付等に関する事(北神に限る。) (4) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事(北神に限る。) (5) 市税その他徴収金の収納に関する事(北神に限る。)

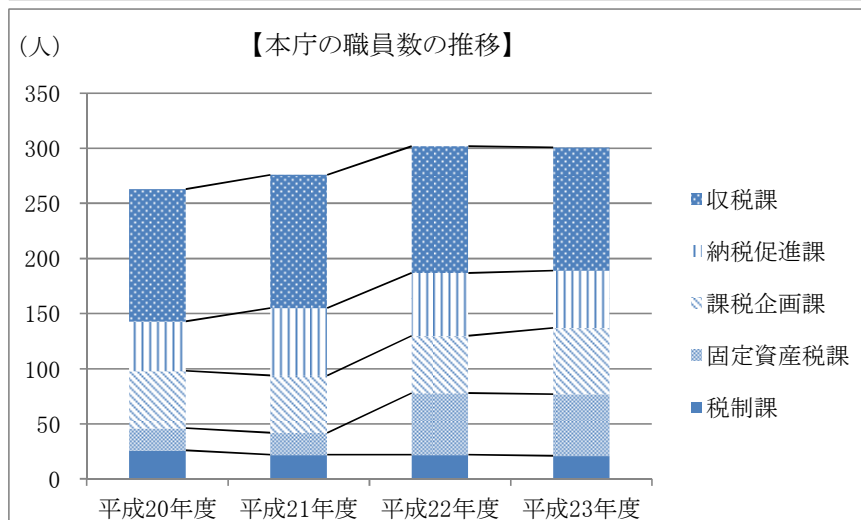
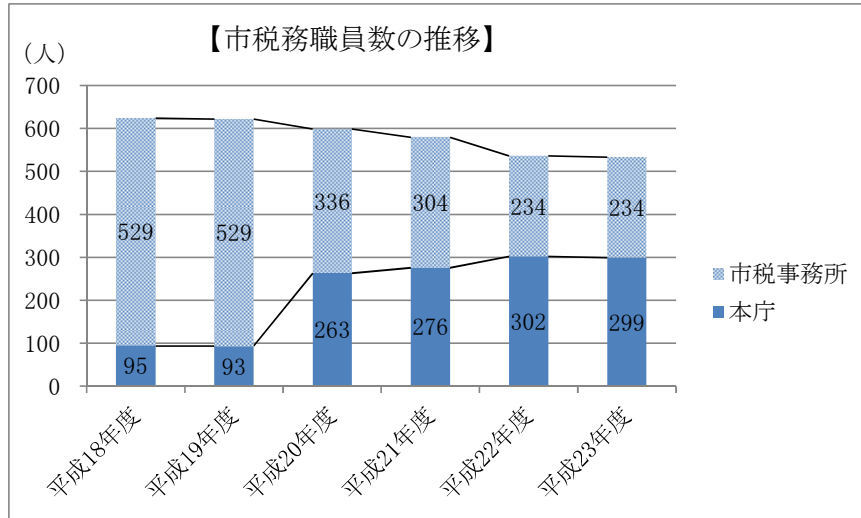
(参考)

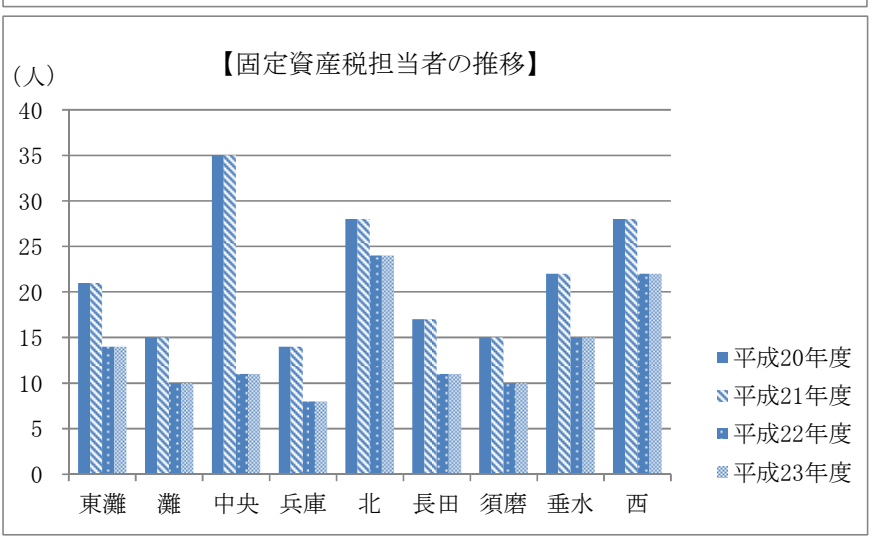
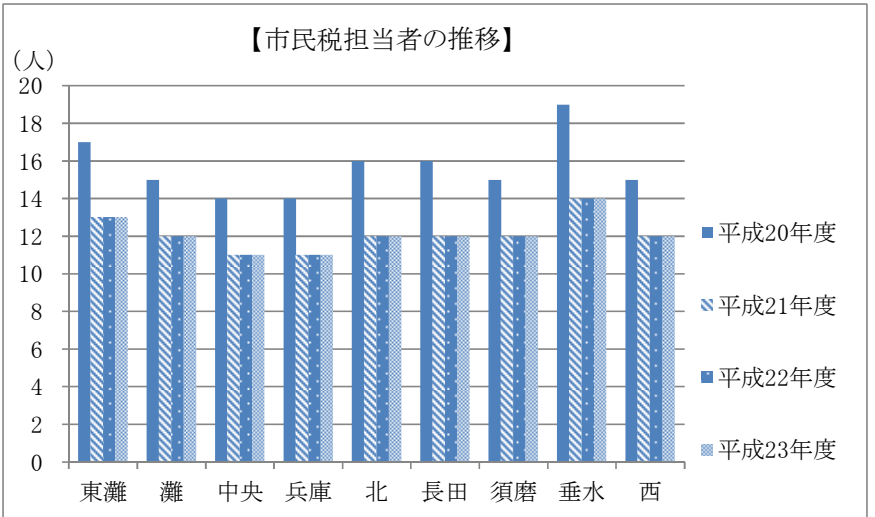
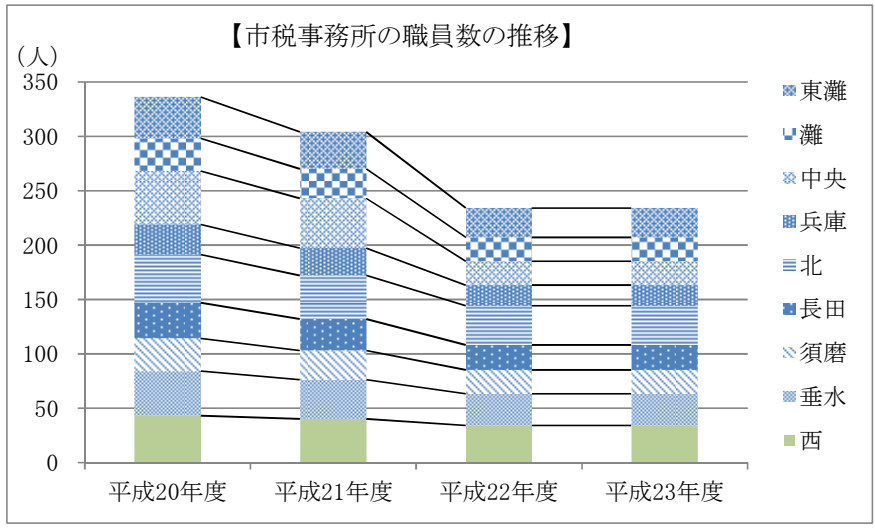
区役所連絡所 北区(有馬、山田、道場、八多、大沢、長尾、淡河連絡所) 西区(伊川谷、押部谷、神出、岩岡、檀谷、平野連絡所)	税に関する証明書(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)に基づく証明書を除く。)の作成及び交付に関する事。 市税に関する証明手数料の調定及び収納に関する事。〔連絡所は除く〕
区役所明舞サービスコーナー 三宮証明サービスコーナー	

(出典：市より提供を受けた資料)

2. 人員体制の推移

市税務職員数の推移は次のとおりとなっている。





市は、平成 15 年 12 月に策定した「行政経営方針」（計画対象年度は平成 16 年度～平成 22 年度）により、職員数 3,000 人の削減を目指した。また、平成 23 年 2 月公表の「神戸市行財政改革 2015」（計画対象年度は平成 23 年度～平成 27 年度）においては、職員総定数をさらに 1,600 人削減することを目指している。この結果、市職員数は平成 7 年度の 21,728 人をピークに平成 24 年度には 15,460 人となり、6,268 人減少している。

この市職員削減方針については、市税務職員数も例外ではなく、平成 5 年度の 736 人をピークに平成 23 年度では 533 人まで減少している。

平成 18 年度の市税務職員総数は 624 名で、その人数割合は、本庁が 15%、市税事務所が 85%であった。

平成 19 年 9 月から、業務の集約化、効率化を図るため、各区役所市税課を行財政局主税部の直轄組織にし、各区役所内に市税事務所を新設した。これに伴い、軽自動車税の賦課、収納管理事務、滞納整理事務を本庁へ集約し、償却資産の課税事務を中央市税事務所固定資産税係に集約させた。この結果、平成 20 年度の市税務職員総数は 599 名となり、人数割合は本庁が 44%、市税事務所が 56%となった。

平成 22 年度には市税事務所の固定資産評価事務の一部を本庁固定資産税課に集約し、また、中央市税事務所固定資産税係に集約していた、償却資産の課税事務を本庁の固定資産税課に移管させ、全体の人数は 536 名、人数割合は本庁 56%、市税事務所 44%となった。

課税企画課は、平成 23 年度に新設されており、それまでは課税管理課であった。その際、法人市民税・事業所税、市たばこ税、入湯税、軽自動車税、特別徴収の実務部門と市民税、軽自動車税の指導部門に加えて、法人市民税・事業所税、市たばこ税、入湯税及び収納管理の指導部門を新設している。

【4】市税事務の流れ

市税の財務事務は、その進捗によって、賦課・申告受付、収納、滞納整理の三段階に分けられる。

(1) 賦課・申告受付事務

賦課事務は、誰が納税義務者となり、どれだけの税を納めなければならないかの決定と通知、又は納税義務者などからの申告を受け付ける事務である。

賦課課税方式の税（個人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）については、課税資料の収集や調査、評価、課税標準の決定、課税台帳の整備、税額の決定、納税通知書の交付などを行う。

申告納税方式の税（法人市民税、事業所税、入湯税、特別土地保有税、市たばこ税）については、納付すべき税額が納税義務者の申告によって確定することを原則とし、申告書の受付、審査などを行う。ただし申告内容に誤りがあることを確認した場合には、適切な指導を行い、修正申告（申告期限内であれば訂正申告）を促す。申告指導に従わない場合や申告がない場合は、調査により課税標準や税額等を確定する処分を行う。

(2) 収納事務

税は納税の告知又は申告により税額が確定し、納税義務者又は特別徴収義務者はそれを納付書で納付又は納入する。

納税に際して、納税後に税額が減額される、申告額と納税額が異なる等の理由により、過誤納金が発生する場合がある。課税企画課（収納管理担当）、納税促進課（収納管理担当）では、過誤納金が発生したときは、還付や充当の処理を行う。

(3) 滞納整理事務

滞納整理事務は、滞納者に督促状を発するとともに、文書の送付、電話、訪問などで納付指導を行う滞納市税徴収に関する一連の事務である。自主納付しない場合は滞納処分（財産の差押え、公売等）を行うこともある。

【5】 税務基本用語について

市税の財務事務をテーマとする本報告書の理解に役立つと思われる用語について、次のとおり用語集を作成した。

用語	内容
調定額	徴収すべき市税等について法令及び関係書類に基づきその徴収が法令に違反していないことを確認した上、所定の事項を調査し、適正であると認めたときに行う徴収の意思決定をした額をいう。
収入額	当該年度の歳入として調定された金額のうち、当該年度中（出納整理期間 4 月 1 日～5 月 31 日を含む）に納入された金額。
賦課課税方式	納税者の申告ではなく、「国・地方団体」などが税額を確定する課税方式をいう。個人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税が該当する。
申告納税方式	原則として、納税者が税法に従って税額を計算し、申告することで納税額が確定する納税方式をいう。法人市民税、事業所税、入湯税、特別土地保有税、市たばこ税が該当する。
課税標準	課税標準とは、納税義務を発生させる目的をもって課税物件を数量的に確定するための基準である。 課税標準とは、何に着目して課税するかによって異なる。つまり、価格・金額・数量等である。たとえば、所得税は所得が課税標準であり、固定資産税は固定資産の価格が課税標準である。
課税客体 (課税物件)	納税義務を発生させることになる物件、行為又は事実をいう。
減免	法律及び条例の定めるところにより課税権を行使した後、原則として納税者の申請によって、その税額の全部又は一部を免除すること。
非課税	地方団体の課税が法律上禁止され、その課税権が当初から剥奪されているもの。
不納欠損処理	履行義務の確定した徴収金について納付がなされないうちに当該徴収金に対する納税義務が消滅したことを確認する会計上の内部手続きをいう。

収入未済額	当該会計年度の終了時点までに収納されなかった額のうち、不納欠損額を除いたものをいう。したがって翌会計年度へ滞納繰越分として引継がれる。
収入率	納付されるべき金額（調定額）に対して実際に納付された金額（収入額）の割合。収入率=収入額÷調定額×100%として算定される。
普通徴収	徴税吏員が納税通知書を納税者に交付（郵送も含む。）することによって地方税を徴収すること。つまり、課税権を有する地方団体が一方的に租税債権の内容を具体的に確定させる行政処分（賦課処分）によって税金を徴収する方法である。
特別徴収	地方税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定し、その者に納税義務者から税金を徴収させ、かつ、その税金を納入させるもので、国税における源泉徴収と同様の制度である。
地方団体の徴収金	地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。
督促	納税者等が納期限までに地方団体の徴収金を完納しない場合に、納税を促すことを目的として行われる行為であり、督促状を発することで行われる。滞納処分（下記参照）を行う前提条件となり、時効の中断効力がある。
催告	督促状を送付しても納付がない場合に実施される滞納整理を行う際の手法をいい、文書催告、電話催告及び臨戸調査等の方法がある。
滞納	納税者等が納期限までに徴収金を完納しないため、徴収金が納付されないこと。
延滞金	税金を滞納した場合に遅れた滞納日数に応じて滞納税額の一定割合（原則として年 14.6%）の額を利子的、罰則的な意味で徴収するものである。
財産調査	滞納者の財産の有無や所在等の状況及び第三者への権利の有無等を把握するために行う調査のことである。
滞納処分	納税者等が納期限までに税を完納せず、かつ、督促を行ってもなお完納されない場合、国又は地方団体が行う強制徴収の手続の総称である。

滞納整理	滞納処分を含む、滞納となった租税債権等を徴収するための事務手続の総称である。
差押え	滞納者の特定の財産について処分を禁止し、それを徴税吏員が換価できる状態におくことを目的とする強制的な行為である。差押えの対象となる財産は、差押えをする時に滞納者に帰属するものでなければならず、不動産、自動車、動産、債権等が対象となる。
交付要求	滞納者の財産について、すでに強制換価手続が開始されている場合に、その手続に参加して配当を受け、それにより地方団体の徴収金を徴収するものである。
参加差押え	滞納者の財産について、すでに滞納処分による差押えがされている場合に、その手続に参加して配当を受け、それにより地方団体の徴収金を徴収するものである。
換価	差し押さえた財産を金銭に換える強制手続の総称で、財産の公売や債権の取立てによる。
配当	差押財産の売却代金その他の金銭を、差押えに係る地方団体の徴収金その他の一定の債権に配分し、残余があれば滞納者に交付する一連の手続の総称である。
執行停止	滞納処分（財産の差押え、公売処分）を行う場合に、無財産、生活困窮、居所及び財産不明等の事由により、その執行を停止すること。
時効	ある事実状態が一定の法定期間継続した場合に、真実の法律関係いかんに関わらず、その継続した事実関係を尊重して法律上の効果を与え、権利の取得又は消滅の効果を生じさせる制度。 時効には取得時効と消滅時効があり、前者は時効の完成によって権利を取得させるもの、後者は一定の期間権利者が権利を行使しないという事実状態が継続する場合、当該権利を消滅させるものである。 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する（地方税法第 18 条第 1 項）。

第3編 監査の結果及び意見

第1 総論

【1】重要な監査の結果及び意見の要約

市税の財務事務は、賦課・申告受付、収納、滞納整理の各段階において多岐にわたり、これらすべての事務について網羅的に監査を実施することは膨大な労力が必要であり、効率的でない。このため、今回の監査にあたっては、市税の財務事務の各段階において、法令等への準拠性、正確性、公平性、効率性の4つの視点から監査を実施した。

これらは、いずれも市税の財務事務で欠くことのできないものであるが、中でも、徴税コストとのバランスを考慮する必要があるものの、市民負担の公平性の確保が重要であると考え、監査の重点項目とした。例えば、申告を行わないことにより、課税を免れている人や法人が多発することや、滞納者への対応を怠り、不納欠損を増やしてしまうようなことがあつては、毎年申告を行い、納期に合わせて納税している市民との間に不公平が生じることになる。また、明確な根拠がなかったり、定められた手続を経ないで減免を受けるケースがあつては、適正に納税している市民との公平性が保てない。このような不公平を生じさせないように、市はどのような仕組みを整備、運用しているかについて、今回は、重点的に監査を行った。

【1】においては、このような公平性の視点から、「第2 各論」で指摘した監査の結果及び意見のうち、重要と思われる事項の要約を記載する。その他の監査の結果等については下記【2】において、上記の重要な結果及び意見を含めた全ての監査の結果および意見の一覧表を記載しているので、これを参照されたい。

(1) 賦課・申告受付事務について

1. 課税捕捉目的調査のルール統一化について（意見）

対象：普通徴収個人市民税

課税の公平性の観点からは、課税客体を把握し、申告指導を行う課税捕捉の実施が必要である。一方で、課税客体(=母集団)のデータがなく、人員の限られる中、個人市民税の課税捕捉は効果的効率的に行われる必要がある。

個人市民税の課税捕捉のための手段の一つとして、市税事務所において行った申告書未提出者調査及び扶養実態調査により、平成 23 年度において、それぞれ 65,324 千円、135,562 千円の課税を行っており、これらの調査の重要性は高い。

しかし、その調査対象の具体的な選定基準、調査方法、調査記録の方法については、各市税事務所の担当者に判断が委ねられている点が多かった。

市全体での課税の公平性や課税捕捉の効率性の観点からは、課税捕捉の改善・指導を行うべき課税企画課が、市税事務所担当者間の協議を通じて、最も効果的な調査が出来るように、市としての申告書未提出者調査の対象とする基準、調査方法及び調査記録の整備等についてのルールを整備すべきである。

2. 減免対象固定資産にかかる現況確認の仕組み作りについて（意見）

対象：固定資産税

固定資産税の減免規定の適用に際しては、減免申請書及びその事由を証する書類の提出を義務付け、その内容の審査を行うが、減免事由によっては一度減免が認められると翌年度以後減免扱いのままとなるケースもある。

しかし、減免申請から長期間が経過している物件も多く、これらの物件は、当初の申請時の状況が変化し減免対象ではなくなっている可能性がある。また減免対象に該当しなくなった場合は遅滞なくその旨の申告が必要であるが、納税者の故意又は過失により、当該申告がなされず市がその実態を把握できていない物件が存在する可能性もある。市では減免対象物件の一覧を出力し、減免事由、減免期間について適宜点検を行うことになっているが、対象件数が膨大なことから十分に調査できていないのが現状である。

減免事由が一定期間継続すると予想される資産については、適切な期間を定めて定期的に減免申請書の提出を義務付けるなど、土地家屋の現況が依然として減免対象であることを確認する仕組みを検討していくことが望まれる。

3. 市長特別減免について（意見）

対象：固定資産税

公益その他の事由により市長が必要性を認める場合には、固定資産税を減免することができる（市税条例第 53 条第 5 項）。同条項の適用にあたっては、個別の案件ごとの決裁時に適用する減免率を決定しているが、適用対象とすべき事業や減免率の決定基準となる根拠が規則等により明文化さ

れていない。

課税の公平性の観点からは、詳細な減免基準が明確でない減免制度は好ましいものではない。個別に事情等を踏まえて対応を決定すべき案件については、適用対象となる事業種類や基準となる減免率を規則等により明文化したうえで減免規定を適用すべきである。

4. 年度をまたぐ減免申請における、年度ごとの申請、決裁手続の漏れについて（結果）

対象：個人市民税

減免事由のうち、金額、件数ともに、最も多いのは、雇用保険受給資格者と所得半減者である。このうち、雇用保険受給資格者については受給期間が年度をまたぐ場合に、初年度の減免申請については減免決裁手続をとっているものの、次年度の減免決裁手続がされていないのに減免決定された事例が見受けられた。

また、申請手続について、初年度の申請書のコピーをもって次年度の申請書とし、これについて決裁、減免決定された事例も散見された。

減免は当該年度の課税に対するものであるため、単年度ごとに減免申請書を提出させ、決裁手続の上、減免決定を行う必要がある。

5. 償却資産の網羅性の確保のための実地調査について（意見）

対象：固定資産税

償却資産課税台帳に記載されていない償却資産がないかどうか、その網羅性の確認については、調査時点の申告資産のリストと調査時に事業者から入手する固定資産台帳又は減価償却明細書（減価償却資産以外を含む）を照合する文書調査（平成 23 年度の調査対象件数は約 3000 件）を行っている。しかし、事業者への償却資産課税の網羅性を確保するためには、当該文書調査だけでは限界がある。

実際に事業者の所在地まで赴く実地調査の平成 23 年度実施件数は 3 件と少ないが、課税漏れの疑義のあるケースについては、地方税法第 408 条及び 353 条の規定に基づき、償却資産明細の資料提出を求め現物確認するなどの実地調査を行う必要がある。

6. 給与支払報告書未提出義務者調査のモニタリングについて（意見）

対象：特別徴収個人市民税

平成 23 年度の給与支払報告書未提出義務者調査は、調査ハガキを送付し、8 月末までに回答のない義務者に対しては、11 月ごろまで電話による催告

を実施したが、うち 50%は未提出という結果だった。

当該未提出者に対して、どのような調査を実施したのかについて、確認するために、当該調査の記録簿である給与支払報告書督促ハガキ作成一覧を閲覧したところ、送付事務やハガキ回収のための電話催告を実施していたが、同書類について責任者のモニタリングは実施されていなかった。

給与支払報告書未提出義務者調査は、課税の公平性の観点から重要な調査であるため、当該調査の管理簿である給与支払報告書督促ハガキ作成一覧については、調査の網羅性を担当チームの責任者がモニタリングすべきである。

7. 課税捕捉のための国、県との連携強化について

課税捕捉を行うことは、税収の確保のみならず課税の公平性を図るために重要である。市は、課税捕捉のための様々な取組みを行っているが、限られた人員で、通常の課税業務と並行して実施するため、調査範囲に限界があるのが現状である。

① 無提出義務者調査のための国税局との連携強化について（意見）

対象：特別徴収個人市民税

給与支払報告書無提出者の捕捉のために行う無提出義務者調査を効果的・効率的に行うには、国税局の源泉税課税法人のリストである源泉税申告書発送対象者名簿を入手し、給与支払報告書提出者と照合することが有効である。

このため、平成 24 年 7 月に、神戸市は、大阪市、京都市と連携して、国税局に源泉税申告書発送対象者名簿の提供依頼を行った。国税局からは、当該名簿は、「国と地方公共団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」に基づき、地方税の賦課徴収上必要な国税関係書類等の閲覧及び記録又は書面照会の対象となるが、その中に、国が独自に把握した閲覧不可の情報が混在しており、この閲覧不可情報を抽出することは相当な事務量が必要であるため、源泉税申告書発送対象者名簿の提供は不可能である、という回答であった。

例えば、守秘義務協定の締結で対応するなど、「国、都道府県及び市(区)町村は、適正公平な課税の実現のため、国税、地方税の賦課徴収に関する資料、情報収集、交換等について、より一層緊密に協力し、その適切かつ円滑な実施を図る」（国と地方公共団体との税務行政運営上の協力についての了解事項より抜粋）趣旨を鑑み、市は国税局への連携強化の働きかけを継続すべきである。監査人としても国税局の協力を強く要望する。

② 法人市民税課税捕捉のための国・県との連携強化について（意見）

対象：法人市民税

県の課税額、異動情報等の税務データ(国税提供データ含む)と市の税務データの相互提供により、これらのデータの照合を行えば、調査対象の絞込みができ効率的に調査を実行できるため、県との連携は「神戸、西神戸県税事務所と神戸市との地域別会議」において議論を始めたところである。

一方、国については、法務局に赴き毎月 3 日間×2 人程度で法人の異動(設立、解散等)のデータを調査し、紙面に書き写し、無申告法人調査等に利用しているが、法人の設立・異動データのコピーを入手できれば、事前に調査対象の絞込みを行うことができ効率的に調査を実施できるが、法務局はこれを許可していない。

既述のとおり、「国、都道府県及び市(区)町村は、適正公平な課税の実現のため、国税、地方税の賦課徴収に関する資料、情報収集、交換等について、より一層緊密に協力し、その適切かつ円滑な実施を図る(国と地方公共団体との税務行政運営上の協力についての了解事項より)」べきであり、市は引き続き、県への連携強化の働きかけを継続すべきである。

また、国や県においては、速やかな市との連携協力を、監査人としても強く要望する。

③ 適正課税のための税務署との連携強化について（意見）

対象：固定資産税(償却資産)

償却資産申告書の未提出者について、地方税法第 354 条の 2 に基づき、税務署に赴き所得税、法人税の申告書閲覧又は書き写しを行っている。法人の申告データは税務署から入手できず、コピーも不可であり、書き写すしかないのが現状である。市は、税務署に課税資料として上記資料のコピーを入手できるように働きかけを行う必要がある。また、税務署においては、市との連携強化を、監査人としても強く要望する。

(2) 収納事務について

1. 口座振替の促進について（意見）

口座振替の促進は、納税者の納付の手間が省け、市にとっては期限内納付を促進し、納付忘れによる督促状や催告書の送付経費や事務負担が軽減でき、徴収事務の効率化につながるメリットがある。

また、主要な納付方法には、口座振替、金融機関窓口、コンビニ納付の 3 つの方法があるが、1 件当たり納付コストは口座振替が最も低い。

以上のように、納税者にとっては納付の手間を省ける点、市にとっては、事務手数料が低く、また、徴収事務の効率化が図れる点を考慮して、口座振替によるインセンティブを付与するなどして口座振替の促進を図るべきである。

(3) 滞納整理事務について

1. 市の方針に従った滞納整理事務の徹底について（結果）

平成 23 年度の滞納処分の停止兼不納欠損処分調査書兼決議書を閲覧したところ、平成 22 年度課税に係る市民税の滞納に対し、「将来的に徴収の可能性がないと見込まれる」ことを理由として即時に不納欠損処理を行っている事案があった。しかし、当該決議書には、徴収の可能性がないとする根拠書類は添付されていなかった。

市の平成 23 年度の滞納整理方針上、当該事案については、さらなる財産調査及び文書催告を実施すべきで、即時に不納欠損処理を行うべきではなかった。今後は、市の滞納整理方針に従った滞納整理事務の実施を再度、徹底すべきである。

2. 分割納付不履行案件の進行管理について（意見）

分納誓約書及び新・収滞納システム（【6】情報システム（1）1. ②新・収滞納システム（CS）参照。）を閲覧したところ、分割納付が計画通り行われないうまま、複数回の納付不履行が発生しているケースが認められた。

現状、分割納付期限を経過した場合には、新・収滞納システム上で各担当者に通知が行われており、個別に対応を図る体制となっているとの回答であった。しかし当該担当者通知を閲覧したところ、通知事項はこのほかにも日々大量に発生しており、分割納付期限経過アラームとしては充分機能していない。

分割納付不履行の発生状況を総括的にリスト化して、監督者が進行管理できる仕組みを作るなど、滞納者に対して早期の対応を図る体制を整えるべきである。

3. 延滞金の管理について（意見）

延滞金は、納期限内に適正に納付した納税者との公平を図るための制度である。

延滞金の管理については、収入額の合計額は年度ごとに把握されているものの、年度ごとの確定額及び不納欠損額の合計額は把握されていない。市全体の延滞金の確定額に対する収入額の割合（延滞金の収入率）やどの

程度の不納欠損額が発生しているかを、組織として把握し、分析することで、延滞金収入率の改善につなげるべきである。

【2】監査の結果及び意見の一覧表

上記【1】に記載した事項を含めた、監査の結果及び意見の一覧は下表のとおりである。

指摘事項	結果 意見	第2編第2各論の記載箇所	課税事務			収納 事務	滞納 整理 事務	情報 システ ム
			個人 市民税	法人 市民税	固定資 産税・ 都市計 画税			
【課税捕捉事務について(主税部)】								
(普通徴収)申告書未提出者調査のルールの一斉化について	意見	①個人市民税の課税(7)1.	◎					
(普通徴収)調査票の保管について	結果	①個人市民税の課税(7)1.	○					
(普通徴収)扶養実態調査のルールの一斉化について	意見	①個人市民税の課税(7)2.	◎					
(普通徴収)扶養者エラーリスト兼入力票および扶養実態調査ハガキ並びに関連資料の保管について	結果	①個人市民税の課税(7)2.	○					
(特別徴収)給与支払報告書未提出義務者調査のモニタリングについて	意見	①個人市民税の課税(7)4.	◎					
課税候補家屋の調査について	意見	③固定資産税・都市計画税の課税(7)1.			○			
減免対象固定資産にかかる現況確認の仕組みづくりについて	意見	③固定資産税・都市計画税の課税(7)2.			◎			
償却資産の網羅性の確保のための実地調査について	意見	③固定資産税・都市計画税の課税(7)4.			◎			
みなし課税について	意見	③固定資産税・都市計画税の課税(7)4.			○			
償却資産申告書の業務の特殊性を考慮した精査が必要	意見	③固定資産税・都市計画税の課税(7)4.			○			
【課税捕捉事務について(国、県との連携)】								
(特別徴収)無提出義務者調査のための国税局との連携強化について	意見	①個人市民税の課税(7)5.	◎					
(法人市民税)課税捕捉のための国・県との連携強化について	意見	②法人市民税の課税(7)1.		◎				
適正課税のための税務署との連携強化について	意見	③固定資産税・都市計画税の課税(7)4.			◎			
【減免・非課税事務について】								
年度をまたぐ減免申請における、年度ごとの申請、決裁手続の漏れについて	結果	①個人市民税の課税(7)3.	◎					
減免申請書の市税事務所所長決裁漏れについて	結果	①個人市民税の課税(7)3.	○					
減免申請の本人確認の要件不足について	意見	①個人市民税の課税(7)3.	○					
減免申請書に添付する課税情報印刷物の保管についてのルールの一斉化	意見	①個人市民税の課税(7)3.	○					
減免申請の決裁手続漏れについて	結果	②法人市民税の課税(7)2.		○				
減免申請書及び決裁文書の保管について	結果	③固定資産税・都市計画税の課税(7)2.			○			
非課税申告書及び決裁文書の保管について	結果	③固定資産税・都市計画税の課税(7)3.			○			
減免申請書の決済日の記載漏れについて	結果	③固定資産税・都市計画税の課税(7)4.			○			
【課税事務について】								
所有者区分の登録誤りについて	結果	③固定資産税・都市計画税の課税(7)1.			○			
台帳(土地調査表)上の地目誤りについて	結果	③固定資産税・都市計画税の課税(7)3.			○			
過年度税額の誤りについて	結果	③固定資産税・都市計画税の課税(7)1.			○			
課税地積の誤りについて	結果	③固定資産税・都市計画税の課税(7)3.			○			
非課税地積の根拠資料の保管について	結果	③固定資産税・都市計画税の課税(7)3.			○			
課税保留の届出及び登記修正手続の検討について	意見	③固定資産税・都市計画税の課税(7)5.			○			
【減免要件について】								
減免要件の再検討について	意見	①個人市民税の課税(7)3.	○					
市長特別減免について	意見	③固定資産税・都市計画税の課税(7)2.			◎			
【収納事務について】								
口座振替の促進について	意見	④税の収納事務(5)1.				◎		
【滞納整理事務について】								
市の方針に合った滞納整理事務の徹底について	結果	⑤滞納整理事務(6)1.					◎	
分割納付の提出による適切な時効中断措置の徹底について	結果	⑤滞納整理事務(6)2.					○	
分割納付不履行案件の進行管理について	意見	⑤滞納整理事務(6)3.					◎	
滞納処分執行停止後の事後調査について	意見	⑤滞納整理事務(6)4.					◎	
不納欠損処分取消決議書の記載不備について	結果	⑤滞納整理事務(6)5.					○	
市職員の手帳滞納について	意見	⑤滞納整理事務(6)10.					○	
【延滞金について】								
延滞金の管理について	意見	⑤滞納整理事務(6)6.					◎	
延滞金の長期滞納案件への対応について	意見	⑤滞納整理事務(6)7.					○	
延滞金減免書類の記載不備について	結果	⑤滞納整理事務(6)8.					○	
延滞金の納付書通知について	結果	⑤滞納整理事務(6)9.					○	
【情報システムについて】								
情報セキュリティ実施手順書の策定について	意見	⑥情報システム(4)1.						○
物理的セキュリティの確保について	意見	⑥情報システム(4)2.						○
ID及びパスワードの設定について	結果	⑥情報システム(4)3.						○
ID欄倒し手続の漏れについて	結果	⑥情報システム(4)3.						○
不明ユーザーへの速やかな対応について	意見	⑥情報システム(4)3.						○
パスワードの定期的変更について	結果	⑥情報システム(4)3.						○
特権ユーザーの管理について	意見	⑥情報システム(4)3.						○
アクセス記録のモニタリングについて	結果	⑥情報システム(4)4.						○
自己点検の実施について	意見	⑥情報システム(4)5.						○

(注)◎は、【1】重要な監査の結果及び意見の要約及び、第2各論に記載していることを示す。
○は、第2各論に記載していることを示す。

第2 各論

【1】個人市民税の課税

(1) 個人市民税の概要

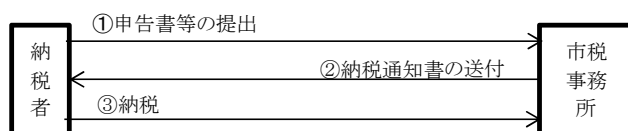
納税義務者	毎年1月1日(賦課期日)現在に次の表に当てはまる人		
		均等割	所得割
	市内に住所のある人	○	○
	区内に事務所、事業所又は家屋敷をもっている人で、その区内に住所のない人	○	
非課税制度	<p>1. 均等割・所得割が非課税(神戸市市税条例第19条の2)</p> <p>① 生活保護法による生活扶助を受けている人</p> <p>② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額(注1)が125万円以下の人</p> <p>③ 前年の合計所得金額が次の算定で求めた額以下の人 $35 \text{万円} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 21 \text{万円}$ (注3)</p> <p>2. 所得割が非課税(神戸市市税条例附則第3条の3)</p> <p>① 前年の総所得金額等(注2)が次の算定で求めた額以下の人 $35 \text{万円} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 32 \text{万円}$ (注3)</p> <p>(注1)「合計所得金額」とは、分離して課税される所得も含んだ所得金額の合計額で、雑損失・純損失を繰越控除する前の金額をいう。 (注2)「総所得金額等」とは、合計所得金額から雑損失・純損失を繰越控除した後の金額をいう。 (注3)上記の21万円、32万円は、控除対象配偶者又は扶養親族のある人に対してのみ加算される。</p>		
税額の計算と税率	<p>1. 計算方法(県民税も合わせて計算)</p> <p>① 個人市民税・県民税年税額 均等割額+所得割額=個人市県民税年税額</p> <p>② 均等割額 市民税3,000円、県民税1,800円</p> <p>③ 所得割額 課税標準(=前年の所得金額-所得控除)×税率-税額控除</p> <p>2. 所得金額 給与所得、雑所得、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、一時所得、退職所得、山林所得、譲渡所得</p> <p>3. 所得控除</p>		

	<p>所得控除は、配偶者や扶養親族の有無、病気や災害などによる臨時的な出費の有無など個人の事情に応じて所得金額から差し引かれる。</p> <p>4. 所得割額の税率 市民税 6%、県民税 4%</p> <p>5. 税額控除 税額控除には、調整控除、住宅借入金等特別税額控除等7種類の控除がある。</p>
課税の特例	<p>所得割額を計算する場合、原則としてすべての所得を合計して計算する(総合課税)。ただし、土地・建物等の譲渡所得や退職所得などについては、他の所得と区別して、分離課税により課税する特例が設けられている。</p>
申告	<p>市内に住所がある人は、原則として毎年3月15日までに下記を除き申告書を提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前年中の収入が給与のみで、勤務会社から給与支払報告書が提出されている人 2. 前年中の収入が公的年金等のみで、年金の支払者から公的年金等支払報告書が提出されている人 3. 前年中の合計所得金額が33万円(基礎控除額)以下の人
徴収方法	<p>徴収方法には、普通徴収と特別徴収がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 普通徴収 自営業の人や64歳以下で年金を受給している人など、下記の特別徴収に当てはまらない人は、普通徴収により徴収される(注4)。 2. 特別徴収 会社勤務の人、65歳以上で年金を受給している人の場合は特別徴収により徴収される(注5)。
減免	<p>神戸市では、下記のケースについて減免申請ができる(神戸市市税条例第33条、同施行規則第15条の2)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前年の合計所得金額が65万円以下等の一定の条件を備えた所得税法でいう勤労学生(全額免除) 2. 年の途中から生活保護による生活扶助を受けることとなった人(年の途中から免除) 3. 障害者、未成年者、寡婦、寡夫、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する被爆者で、前年の合計所得金額が135万円(ただし、配偶者控除、扶養控除がある場合はその額、16歳未満の扶養親族がある場合は33万円、同居特別障害者加算がある場合は23万円を加算する)以下の人(均等割、所得割が5割軽減) 4. 雇用保険受給資格者証の交付を受けている人は、前

	<p>年の合計所得金額（ただし、配偶者控除、扶養控除がある場合はその額、16歳未満の扶養親族がある場合は33万円、同居特別障害者加算がある場合は23万円を加算する）に応じて、減免対象税額の3割から全額減免</p> <p>5. 前年の合計所得金額が400万円（ただし、配偶者控除、扶養控除がある場合はその額、16歳未満の扶養親族がある場合は33万円、同居特別障害者加算がある場合は23万円を加算する）以下で前年の普通所得（注6）に比べて、本年の普通所得金額が半分以下に減った人（所得割について最高5割軽減）</p> <p>6. 生活保護法の規定による教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助（以上は扶助を受けた月割分を免除）及び出産扶助、葬祭扶助（扶助を受けた日以後の最初の納期分を免除）を受けることになった人</p> <p>7. 納税者又は納税義務者の死亡により納税義務を継承した相続人（遺産の総額「1,000万円+200万円×相続人数」以下のとき、被相続人の死亡日以後の納期分の税額が減免対象となり、各相続人の合計所得金額に応じて減免）</p> <p>（注6）普通所得とは、給与所得、雑所得、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得をいう。</p>
--	--

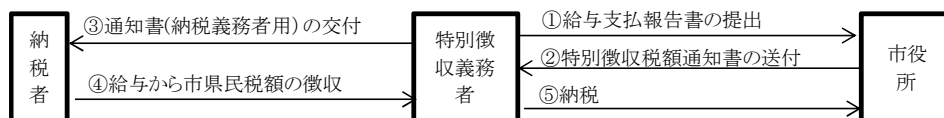
（注4）普通徴収による徴収の概要は下記のとおりである。

【普通徴収による徴収】

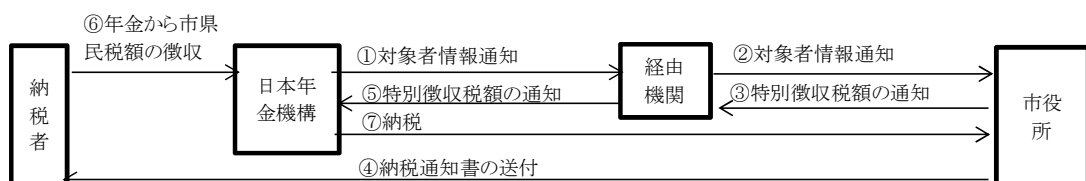


（注5）特別徴収による徴収の概要は下記のとおりである。

【給与からの特別徴収】



【年金からの特別徴収】



(2) 個人市民税課税の組織体制

普通徴収に係る個人市民税の賦課事務については、9 か所の各市税事務所が行っており、次のとおり、合計 110 名が担当している（所長、副所長を含む）。また、課税企画課では、普通徴収における統括、管理、改善指導等の業務を 6 名が担当している。

東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
13	12	11	11	12	12	13	14	12	110

特別徴収に係る個人市民税の賦課事務については、課税企画課特別徴収担当チーム 12 名が担当している。また、特別徴収における、統括、管理、改善指導等の業務を 2 名が担当している。

(3) 個人市民税課税事務の流れ

1. 個人市民税の課税事務の流れ

課税事務の流れは次のとおりである。

2. 正確性確保のための仕組み

普通徴収分の個人市民税賦課の正確性確保のための市の仕組みは次のとおりである。

No	リスクの内容	市の仕組み
1	確定申告書、市県民税申告書における課税計算の誤りを発見できないリスク	確定申告書および市県民税申告書データを、精査システム並びにホストシステムに送り込み、機械的論理チェックを行う。宛名アンマッチ分、内容エラー分については精査システムにて修正入力を行い、以降ホストシステムからアンマッチ及びエラーが出力されなくなるまで修正を行う。
2	合算処理において誤りが発生するリスク	確定申告書、市県民税申告書、公的年金等支払報告書及び給与支払報告書の各データを、同一宛名人(納税者)について、機械的に一定のルールに基づき合算し、合算結果が妥当であるか職員が判断する。妥当でない判断した場合は、合算システムにて修正入力を行う。
3	確定申告書、市県民税申告書において、課税計算の誤りを発見できないリスク	ホストシステムに入力後、下記のような約100パターンの誤りやすい重点項目をベースに抽出し、該当リストを出力して、職員が再点検を行う。 ・確定申告書および関連書類が3枚以上提出されていて、分離所得の入力なし。 ・住宅ローン控除について、前年度の適用があるが本年度の入力なし。
4	減免申請書、期限後修正申告の入力を誤るリスク	減免申請又は期限後(修正)申告を受理した場合は、ホストシステムの端末において入力処理を行う。入力後、入力者と別の職員が、確認画面コピーと減免申請書や修正申告書の照合を行い、入力の正確性を確認した後、所長へ新規・変更入力にかかる決裁を得る。

特別徴収分の個人市民税賦課の正確性確保のための仕組みは次のとおりである。

No	リスクの内容	市の仕組み
5	給与支払報告書の入力を誤るリスク	給与支払報告書に記載された所得税額と、入力データに基づき算出した所得税額を照合し、相違する場合は、給与支払報告書の記載内容と入力内容を再度チェックする。 また前職合算済みの給与支払報告書については、識別コードを付し合算済みの給与額を二重で合算しないよう、システムチェックを行う。
6	税法等の改正が賦課額決定に正確に反映されないリスク	税法の改正内容について、システム開発業者と密に打ち合わせを行い、改修後は仮データにより処理の正確性をテストする。
7	給与支払報告書において、課税の誤りを発見できないリスク	給与支払報告書に記載されている控除額合計金額と入力データに基づき算出した所得控除額とを照合し、相違する場合は入力内容を再度チェックする。
8	同一人物について所得を二重合算してしまうリスク	同一人物について、複数の給与支払報告書が提出されているものを抽出し、同一資料かどうか職員がチェックを行う。

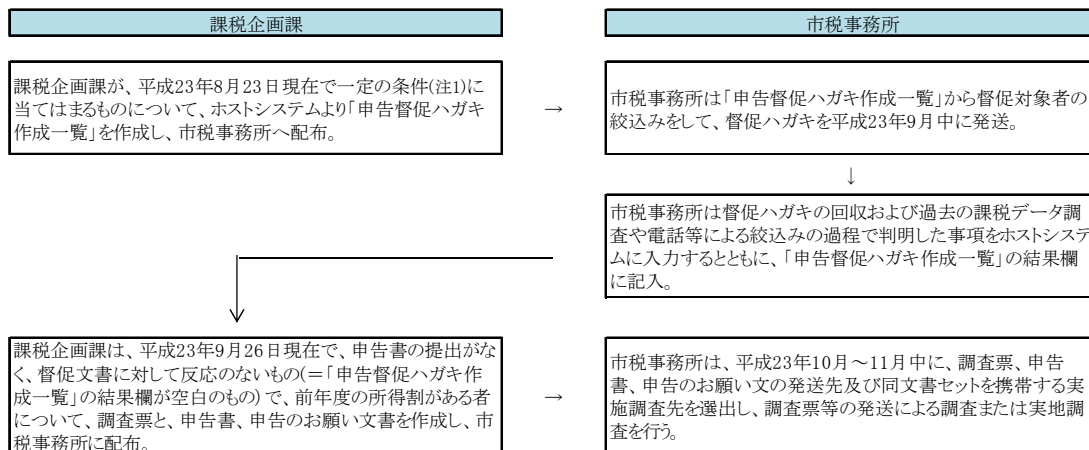
3. 網羅性確保のための取組みについて

納税義務者の申告書が課税の基礎となる。したがって、納税義務者が漏れなく申告書を提出しない限り、課税の網羅性、ひいては公平性を担保できない。そこで、市は、課税客体を把握し、納税義務者に対する申告指導強化を図るため、以下の取組みを行っている。

① (普通徴収) 申告書未提出者調査について

i) 申告書未提出者調査の事務の流れ

過去に申告があったが当年度に申告のないものについて、市は、下記のとおり申告書未提出者調査を実施している。



(注1)申告督促ハガキ作成一覧対象者の条件は次の通り。

1月1日の課税台帳で本年度分の賦課情報がなく、年齢が23歳～65歳(生年月日不明者含む)のうち

- ①前年度から過去3年間に一度でも賦課情報があるもの(=合計所得>0)または前年転入者
- ②前年度所得税の申告提出者または前年度徴収方法が特別徴収、両徴収、普徴繰入れのもの
- ③①、②の場合でなくても、当初、市県民税申告書を送付したもの
- ④①、②、③の場合で、前年度から過去3年間に賦課情報が存在し、年税額がすべて0円である場合以外のもの

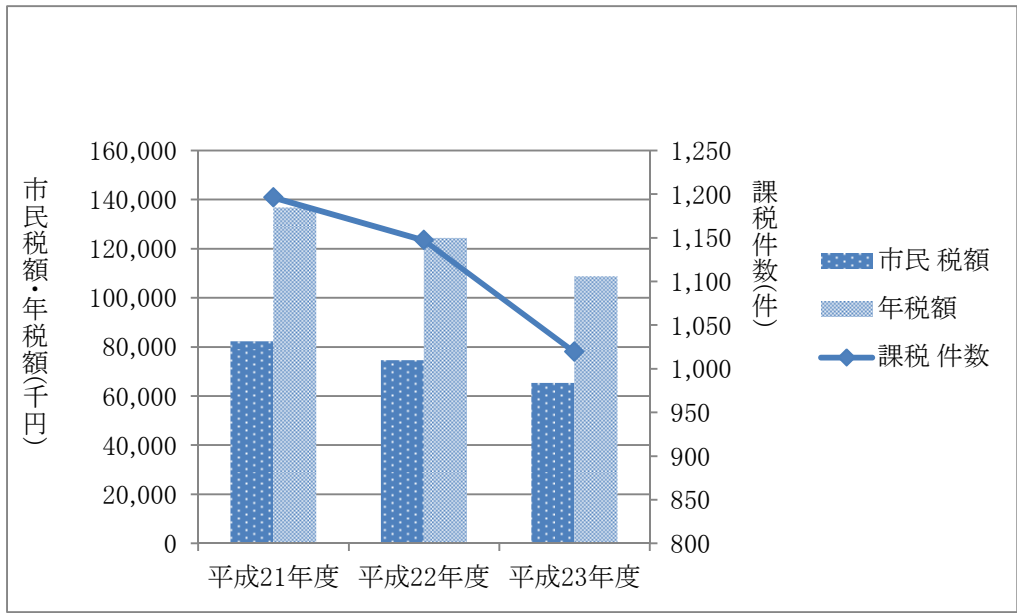
ii) 申告書未提出者調査により捕捉された課税額の推移

平成21年度から平成23年度において、当該調査により捕捉された課税額の推移は次のとおりである。

(単位：件、千円)

平成21年度			平成22年度			平成23年度		
課税 件数	市民 税額	年税額 (注)	課税 件数	市民 税額	年税額 (注)	課税 件数	市民 税額	年税額 (注)
1,196	82,138	136,645	1,147	74,678	124,222	1,019	65,324	108,659

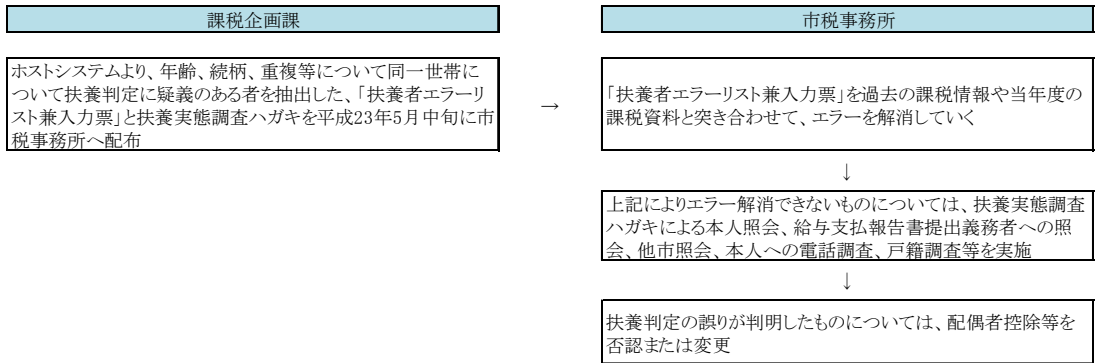
(注)年税額には県民税額を含む。



② (普通徴収) 扶養実態調査について

i) 扶養実態調査の事務の流れ

扶養判定に疑義がある者について、市は、下記のとおり扶養実態調査を実施している。



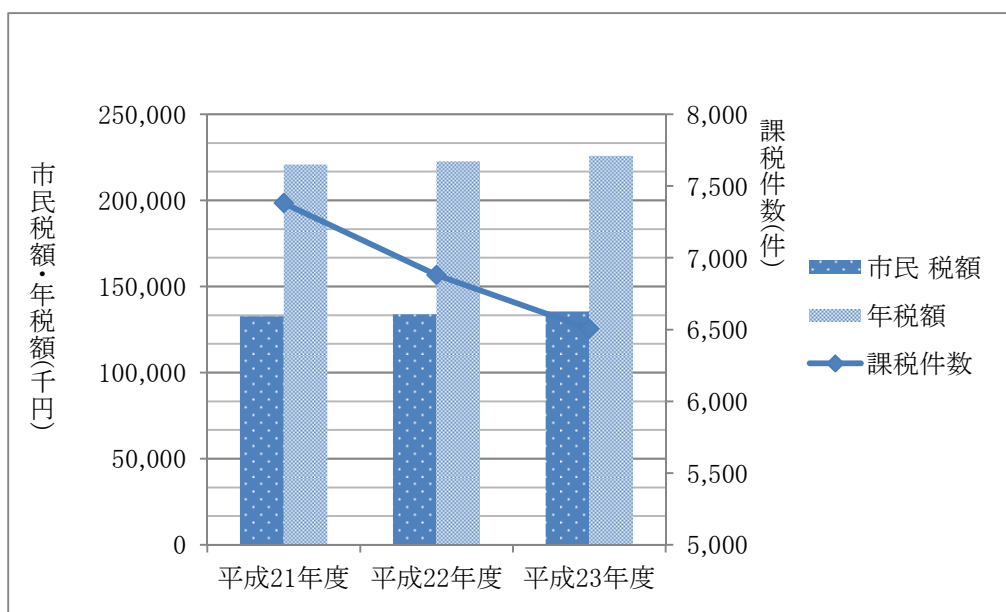
ii) 扶養実態調査により捕捉された課税額の推移

平成21年度から平成23年度において、当該調査により捕捉された課税額の推移は次のとおりである。

(単位：件、千円)

平成21年度			平成22年度			平成23年度		
課税件数	市民税額	年税額(注)	課税件数	市民税額	年税額(注)	課税件数	市民税額	年税額(注)
7,381	132,607	220,873	6,880	133,709	222,672	6,504	135,562	225,758

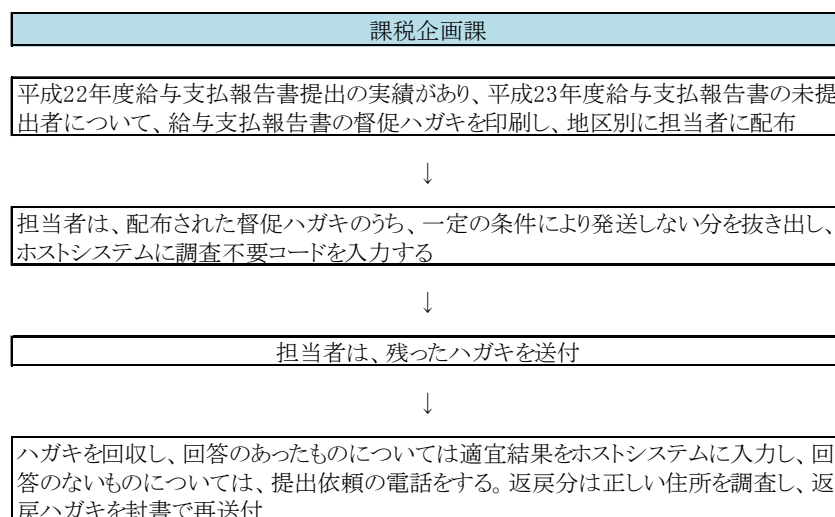
(注)年税額には県民税額を含む。



③ (特別徴収) 給与支払報告書未提出義務者調査について

i) 給与支払報告書未提出義務者調査の事務の流れ

市は、下記のとおり前年度に提出の実績があるが、当年度給与支払報告書未提出の義務者を対象に調査を実施している。



ii) 給与支払報告書未提出義務者調査により捕捉された課税額の推移

平成 23 年度の調査結果及び平成 21 年度から平成 23 年度において、当該調査によって捕捉された課税額の推移は次のとおりである。

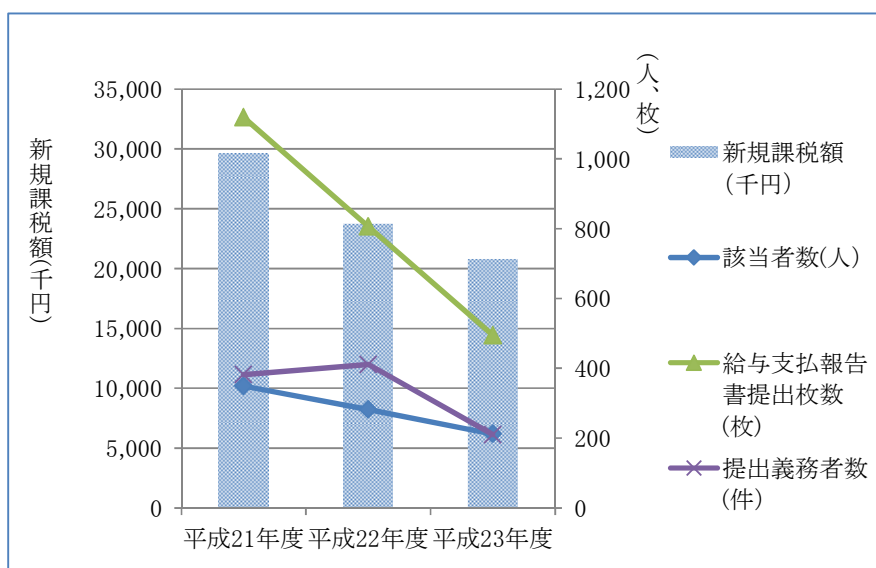
【平成23年度調査結果】

(単位:件)

発送件数	平成23年11月調査結果				
	該当者なし	休業・倒産等	給与支払 報告書提出	返戻	不明
972	160	84	210	36	482

【給与支払報告書未提出義務者調査による新規課税の推移】

	該当者数(人)	新規課税額(千円)	給与支払報告 書提出枚数 (枚)	提出義務者数(件)
平成21年度	349	29,660	1,119	382
平成22年度	282	23,766	806	411
平成23年度	212	20,820	495	210



④ (特別徴収) 給与支払報告書無提出義務者調査について

i) 給与支払報告書無提出義務者調査の事務の流れ

無提出義務者調査とは、給与支払報告書提出義務者であるが、同報告書の提出実績がない会社を捕捉する目的で実施する調査をいう。

平成23年度は、法人市民税の申告書提出者と給与支払報告書提出者の照合や、求人情報誌掲載会社と給与支払報告書提出者との照合により、無提出義務者調査を実施している。

ii) 給与支払報告書無提出義務者調査により捕捉された課税額

平成 23 年度は、下記のとおり 164 件の調査を実施し、その調査によって捕捉された課税額は、168 千円(4 人)である。

【平成23年度調査結果】

(単位:件)

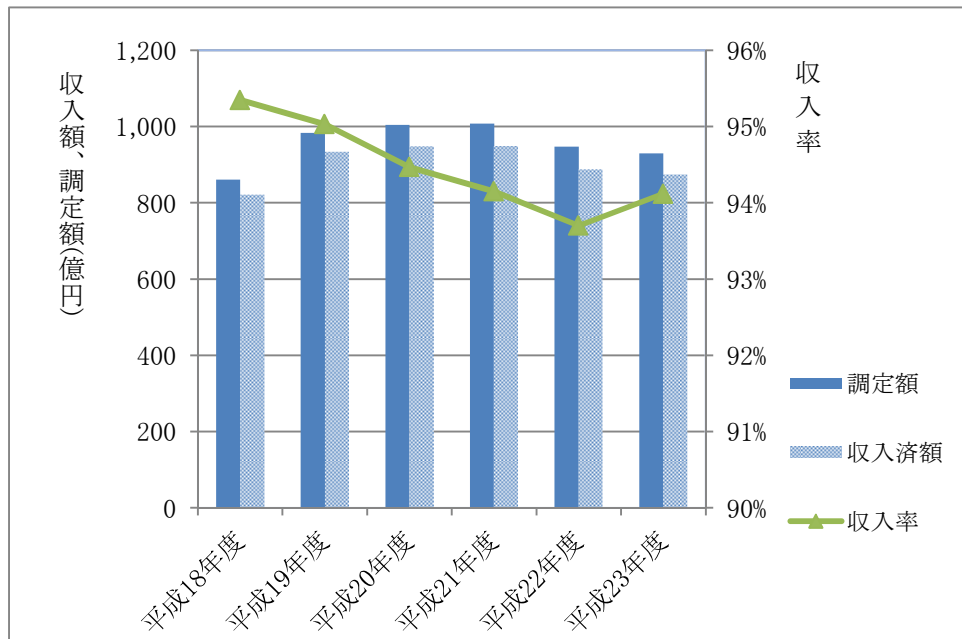
調査件数	平成23年11月調査結果				
	給与支払報告書提出件数	該当者ないことが判明	すでに提出済みが判明	未回答	返戻
164	10	41	30	73	10

【給与支払報告書無提出義務者調査による新規課税】

	該当者数(人)	新規課税額(千円)	給与支払報告書提出者数(人)	提出義務者数(件)
平成23年度	4	168	19	10

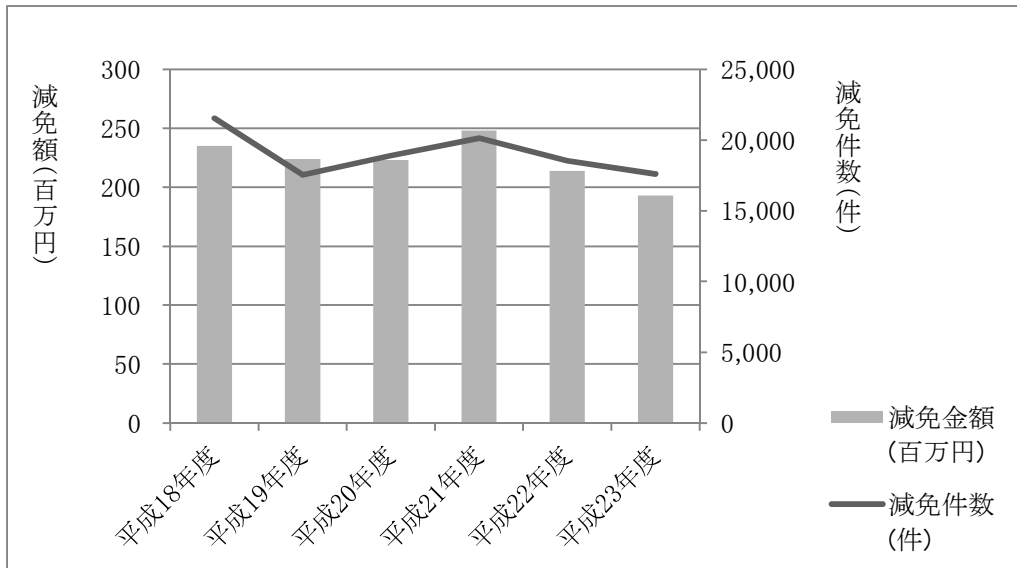
(4) 個人市民税の推移

1. 調定額と収入額、収入率の推移



平成 19 年度より、国から地方への税源移譲として、所得税から個人市民税県民税へ税源が移譲されたため、平成 19 年度に収入が増加しているが、平成 22 年度以降は景気低迷による個人所得の減少により、収入額は減少傾向にある。

2. 減免の推移

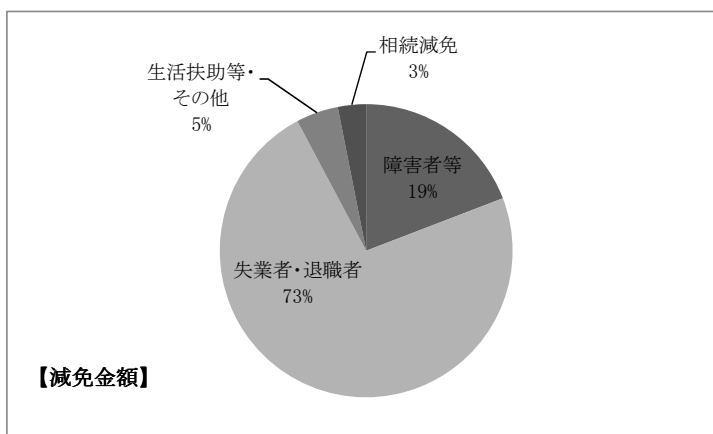


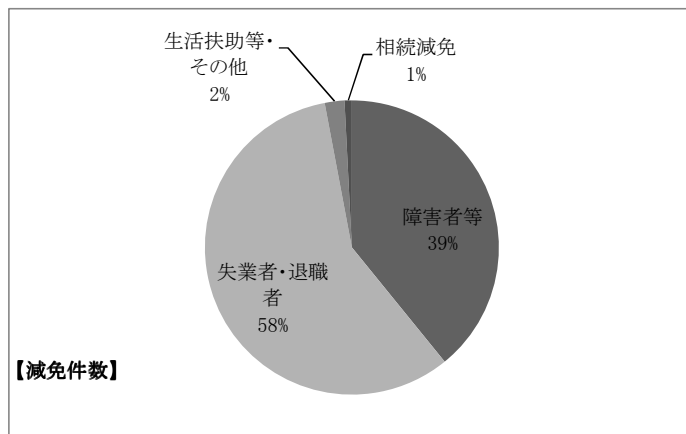
収入額同様平成 19 年度から平成 21 年度は本税の税源移譲に伴い減免額も付随して増加している。平成 22 年度以降の減少は景気低迷による非課税者の増加にともない、減免対象者が減少しているものと思われる。

減免事由別の内訳推移は次のとおりであり、金額、件数ともに所得半減者と雇用保険受給資格者が最多を占めている。

減免事由	減免件数・金額	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者等 (障害者、未成年者、寡婦・寡夫、被爆者等)	減免件数(件)	5,895	5,986	6,471	6,859	6,935	6,885
	減免金額(百万円)	26	32	41	40	39	37
失業者・退職者 (所得半減、雇用保険受給者)	減免件数(件)	15,265	11,193	12,023	12,801	11,051	10,183
	減免金額(百万円)	200	180	168	192	159	141
生活扶助等・その他 (生活扶助等)	減免件数(件)	221	209	239	359	375	385
	減免金額(百万円)	3	4	6	10	9	9
相続減免	減免件数(件)	141	152	158	115	165	139
	減免金額(百万円)	6	8	8	6	7	6
合計	減免件数(件)	21,522	17,540	18,891	20,134	18,526	17,592
	減免金額(百万円)	235	224	223	248	214	193

平成 23 年度減免金額及び件数の減免事由別割合は次のとおりである。





(5) 監査の視点

1. 課税事務は法令等に準拠して執行されているか。
2. 課税事務は効率的に執行されているか。
3. 課税額の正確性確保のために適切なチェックが行われているか。
4. 課税は公平に行われているか。未申告者等への対応は適切に行われているか。
5. 減免事務は法令等に準拠して執行されているか。
6. 減免は公平に実施されているか。

(6) 監査手続

1. 課税事務の流れについて、課税企画課のマニュアルや業務フロー図等を入手の上、説明を受け、課税事務が法令等に準拠しているか、効率的に行われているか調査した。適宜、関連資料の閲覧やシステムの観察を行った。
2. 課税額の正確性について、課税企画課の参考諸表やチェックリストを入手の上、説明を受け、適切に正確性を確保する仕組みが整備されているか調査した。適宜、関連資料の閲覧を行った。
3. 課税事務において、紙面情報をシステムに入力する際のデータ入力の正確性について、課税企画課から説明を受け、適宜、関連資料の閲覧やシステムの観察を行った。
4. 税法の改正が税額計算に正しく反映されているかについて、課税企画課から説明を受け、適宜、関連資料の閲覧やシステムの観察を行った。
5. 未申告者への対応について課税企画課及び市税事務所に質問し、全庁統一された方針により、適切に行われているか調査した。さらに、

平成 24 年 9 月 24 日及び 27 日に、現地調査(注)を実施した市税事務所については、申告書未提出者調査と扶養実態調査の資料を閲覧し、適宜質問を行った。その他の市税事務所については、文書による質問を行った。

6. 減免事務について課税企画課のマニュアルを入手、説明を受け、業務は法令等に準拠しているか、公平性に問題はないか調査した。さらに、平成 24 年 9 月 24 日及び 27 日に、現地調査(注)を実施した市税事務所については、減免申請書ファイルを閲覧し、適宜質問を行った。

(注)現地調査の対象とした市税事務所は、東灘市税事務所、中央市税事務所、長田市税事務所、西市税事務所である。

(7) 監査の結果及び意見

1. (普通徴収) 申告書未提出者調査のルールの一統化について

① 申告書未提出者調査方法にかかる市税事務所別の相違点

申告書未提出者調査を、実施しているのは市税事務所である。各市税事務所が実施した申告書未提出者調査の調査状況は、下表のとおりであった。

市税事務所	現地調査対象市税事務所			
	東灘	中央	長田	西
① 申告書未提出者調査担当職員数	10名 (地区別)	7名 (適宜振り分け)	8名 (地区別)	8名 (地区別)
② 申告書未提出者督促対象件数(件)	2,789	4,067	1,349	2,028
③ うち督促ハガキ発送件数(件)	1,737	876	313	568
④ 督促ハガキ発送率(③/②)	62%	22%	23%	28%
⑤ 督促ハガキの回収と調査期間	9/20~10/31	10/18~10/31	9/12~9/16	9/1~9/30
⑥「申告督促ハガキ作成一覧」に記載があるが、督促書を発送しないケース	i) 直近3年間に課税所得のないもの	○	○	○
	ii) 直近2年間に課税所得のないもの	○	○	○
	iii) 前年度に課税所得のないもの	○	○	○
	iv) 外国人	○	○	○
	v) 外国人かつ一定の条件あり(カッコ内は条件の内容)	○	(外国人で昨年度非課税者直近2年間連続未申告)	○ (留学生)
	vi) 一定年齢を超えているもの	○	○ (60歳超)	○ (担当者によっては55歳以上は職はないと判断)
	vii) 1月に申告書を送付したが反応のないもの	○	○	○
	viii) 過去に給与支払報告書の提出がありかつ一定の条件あり(カッコ内は条件の内容)	○	○ (住民登録がなく、現在の状況のわかる資料のないもの)	○
	ix) その他	○	○	前年度確定申告をしているもの 上記にあてはまっても、毎年給与支払報告書の提出がないが、本人が申告している場合は督促状を送っている
⑦ 調査票対象件数(件)	567	619	62	193
⑧ 調査票等の発送または実地調査件数	不明	不明	50	0
⑨ 調査票等発送率(⑧/⑦)	不明	不明	81%	0%
⑩ 調査票等についての調査期間	10/11~11/25	記載なし	10/4~10/28	実施していない
⑪ 実地調査をするか	NO	NO	YES (14件実施)	NO
⑫ 調査票の発送対象だが、調査票を発送しないケース	調査票等の発送日までに申告があったもの	・前年度確定申告をしているもの ・当年度住民登録がないもの ・青色申告者 ・過去数年連続で所得がないもの ・過去に給与支払報告書により退職の事実を確認し、かつ年齢60歳以上 ・外国人	担当者判断による	全件送付していない
⑬ 調査票を送っても不明となるのはどのようなケースか	調査票等を送付したが反応なしか返戻された人	調査票等を送付したが反応なしか返戻された人	調査票等を送付したが反応なしか返戻された人	調査票等を送っていない
⑭ 調査票の管理台帳はあるか	調査票を管理台帳として使用	調査票を管理台帳として使用	エクセル表により管理	調査票等送付しないため管理台帳なし
⑮ 調査票の保管の有無	保管 (調査票等を送付し、結果が判明したものについては課長までの決裁をとっている)	保管	保管していない (溶解済み)	保管していない (溶解済み)
⑯ 申告書未提出調査の管理台帳	i) 申告督促ハガキ作成一覧を台帳として使用し、消しこみを行う	○ (調査票に関する事実も申告督促ハガキ作成一覧に追記)	○	○
	ii) 前年度の申告督促ハガキ作成一覧の使用状況	○ 翌年度調査の資料として使用する	使用しない	使用しない
	iii) 管理台帳の記載状況	特記事項なし	担当者によっては、結果欄に番号を記載のみのケースが多数見受けられた	担当者によっては、結果欄に番号を記載のみのケースが多数見受けられた

	市税事務所	質問書による調査対象市税事務所				
		灘	兵庫	北	須磨	垂水
① 申告書未提出者調査担当職員数		9名 (地区別)	7名 (地区別)	7名 (地区別)	9名 (地区別)	11名 (班別)
② 申告書未提出者督促対象件数(件)		2,510	3,432	3,360	2,704	3,162
③ うち督促ハガキ発送件数(件)		1,261	1,606	1,812	497	1,455
④ 督促ハガキ発送率(③/②)		50%	47%	54%	18%	46%
⑤ 督促ハガキの回収と調査期間		9/8～9/20	9/1～11/30	9/12～9/30	9/15～10/31	9/12～9/16
⑥「申告督促ハガキ作成一覧」に記載があるが、督促書を発送しないケース	i) 直近3年間に課税所得のないもの	○	○	○	○	○
	ii) 直近2年間に課税所得のないもの	○	○	○	○	○
	iii) 前年度に課税所得のないもの	○	○	○	○	○
	iv) 外国人	○ (担当者による)	○	○	○	○
	v) 外国人かつ一定の条件あり(カッコ内は条件の内容)	○	○	○	○	○ (平成23年度中に神戸市に転入した外国人)
	vi) 一定年齢を超えているもの	○	○	○ (遺族年金、障害年金の受給を確認できる人)	○ (60歳超について職はないと判断)	○
	vii) 1月に申告書を送付したが反応のないもの	○	○	○	○	○
	viii) 過去に給与支払報告書の提出がありかつ一定の条件あり(カッコ内は条件の内容)	○ (住民登録がないもの)	○	○ (給与支払報告書提出義務者に確認し、提出依頼できたもの)	○	○
	ix) その他	○	○	○ ・単身赴任者の妻と確認できるもの ・昨年他市課税で今年も同じであることが確認できるもの ・海外居住者であることが確認できるもの	○	○
⑦ 調査票対象件数(件)		247	348	575	295	343
⑧ 調査票等の発送件数+実地調査件数(件)		不明	0	不明	0	不明
⑧ 送または実地調査件数		・原則全件送付	○	・原則全件送付	○	・原則全件送付
⑨ 調査票等発送率(⑧/⑦)		不明	0%	不明	0%	不明
⑩ 調査票等についての調査期間		11/4～11/18	11/2～	11/9～11/30	実施していない	10/27～11/30
⑪ 実地調査をするか		NO	NO	NO	NO	NO
⑫ 調査票の発送対象だが、調査票を発送しないケース		担当者判断による	全件発送していない	担当者判断による	全件発送していない	担当者判断による

課税企画課は、申告書未提出者調査の実施のため、市税事務所へ、同一条件のもと、ホストシステムより作成した申告督促ハガキや調査票等を配布する。一方、市税事務所では、担当職員数に限りがあることもあり、配布された申告督促ハガキや調査票の中から調査対象者に渡すものを上表のとおり選別し、各事務所の方針に基づき調査記録の管理を行っている。

② 申告書未提出者調査のルールの一統化について(意見)

当該調査について、市税事務所や担当者ごとに異なる基準や方法で行われている点をまとめると、次の表のとおりとなる。

番号	相違点	内容
i)	督促ハガキの発送基準	<p>配布された申告督促ハガキの中から発送対象を選別するにあたり、具体的には、直近数年間の課税所得の有無、外国人か否か、一定年齢超か否か、住民登録の有無等により、市税事務所、担当者ごとに異なる基準で選別されていた。</p> <p>申告督促ハガキの市税事務所別発送率は、18%から62%と大きな幅があるが、このように、申告督促ハガキの発送先の選別が市税事務所や担当者判断となっていることもその要因のひとつと考える。</p> <p>督促ハガキの発送基準は、市税事務所や担当者の裁量で決められるのではなく、市として統一したルールのもと決定されるべきである。</p>
ii)	調査票等の発送の有無	<p>課税企画課は、9月26日現在申告書の提出のないものについて、申告督促ハガキ発送による調査の結果を反映させて、調査票、申告書、申告のお願い文等(以下、「調査票等」という。)をホストシステムより作成し、市税事務所に配布する。この配布された調査票等を、全く発送していない市税事務所が見受けられた。</p> <p>調査票等を発送する否かは、市税事務所や担当者の裁量で決められるのではなく、市として統一したルールのもと決定されるべきである。</p>
iii)	調査票の発送先選別基準	<p>市税事務所は、督促ハガキ同様に、調査票等についても、発送又は実地調査時に直接渡す対象を選別している。具体的には、前年度の確定申告の有無、外国人か否か、住民登録の有無等により、市税事務所、担当者ごとに異なる基準で選別されていた。</p> <p>調査票の発送等の基準は、市税事務所や担当者の裁量で決められるのではなく、市として統一したルールのもと決定されるべきである。</p>

iv)	実地調査の実施の有無	<p>実地調査(注)を実施している市税事務所は9市税事務所中、1市税事務所のみであった。残り8市税事務所は、職員の人員不足と実地調査の効果が低いことを理由に実施していなかった。</p> <p>実地調査を市として行うか否かについて、統一したルールのもと決定されるべきであり、調査をするか否かを市税事務所や担当者の裁量で決めるべきではない。</p> <p>(注)実地調査とは、調査票等を市職員が携帯し、調査対象者の所在地へ行き、面接を行うものである。面接できた場合は、申告書をその場で作成してもらう。出来ない場合は、投函する。</p>
v)	未申告調査の台帳の記載ルール	<p>申告者未提出者調査の調査対象の消し込み台帳としては申告督促ハガキ作成一覧を使用している事務所が多かった。しかし、同一覧への記録の方法は、担当者により異なっていた。中には、結果欄への結果コードの入力のみで、いつ、どのような方法により、どういった事実が判明したか、わからないものもあった。</p> <p>市として、当該調査の記録をどのように行うのかという事について、統一したルールを定めるべきである。</p>

課税の公平性の観点からは、課税客体を把握し、申告指導を行う課税捕捉の実施が必要である。一方で、課税客体(=母集団)のデータがなく、人員の限られる中、個人市民税の課税捕捉は効果的効率的に行われる必要がある。

課税捕捉のための手段の一つとして行われている申告書未提出者調査は、直近3年間は景気低迷の影響もあり、課税捕捉額は減少を続けているものの、平成23年度に捕捉された課税額は、件数1,019件、市民税65,324千円であり、一定の効果を上げている重要な調査であると考えられる。

しかし、その調査対象の具体的な選定基準、調査方法、調査記録の方法については、担当者の判断に委ねられている点が上記のとおり見受けられた。また、その状況を課税企画課が正確に把握できていなかった。

市全体での課税の公平性や課税捕捉の効率性の観点からは、課税捕捉の改善・指導を行うべき課税企画課が、市としての申告書未提出者調査の対象とする基準、調査方法及び調査記録の整備等についてのルールを整備すべきである。ルールの整備にあたっては、市税事務所担当者間で協議を行い、限られた人員の中で最も効果的な調査が出来る条件を明確にすべきである。これにより、当初、市税事務所に配布するリストの件数を絞りこ

むことが可能となり、事務の効率化も図ることができる。

調査ルールが統一化されたら、課税企画課は、当該ルールの周知、その運用状況の確認を実施し、その結果をまた次の年度のルール改定に活かしていくべきである。

③ 調査票の保管について（結果）

調査票については、次年度の申告書未提出者調査の参考資料として使用している市税事務所もあったが、当年度の調査の終了と同時に溶解している市税事務所もあった。

神戸市情報公開条例第 2 条に、公文書は、「実施期間の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面、写真及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定められている。当該調査票はその性質から、公文書に該当するため、市税事務所では、調査票を公文書管理規程別表 2 に記載の期間において保管する必要があった。このため、調査終了と同時に溶解しているのは公文書管理規程に違反している。

今後は、同規程の別表 2 のどの文書に該当するのかを市の方針として明確にした上で、定められた期間公文書として保管する必要がある。

2.（普通徴収）扶養実態調査のルールの統一化について

① 扶養実態調査方法にかかる市税事務所別の相違点

市は、年齢、続柄、重複等について扶養判定に疑義がある者に対して、各市税事務所が扶養実態調査を実施している。

各市税事務所が実施した扶養実態調査の調査状況は下表のとおりであった。

課税企画課は、扶養実態調査の実施のため、市税事務所へ、同一条件のもと、ホストシステムより作成した扶養者エラーリスト兼入力票と扶養実態ハガキを配布する。一方、既述のとおり、市税事務所では、担当職員数に限りがあることもあり、配布された中から同ハガキを発送する対象を上表のとおり選別し、各事務所の方針に基づき調査記録の管理を行っている。

② 扶養実態調査のルールの一統化について（意見）

当該調査について、市税事務所や担当者ごとに異なる基準で行われている点をまとめると、次のとおりとなる。

番号	相違点	内容
i)	扶養実態調査ハガキの発送先選別基準	市税事務所は、課税企画課から配布された扶養者エラーリスト兼入力票の中から、発送するものを選別して、扶養実態調査ハガキを送付している。具体的には、外国人か否か、ハガキ送付前に実施した本人や給与支払報告書への照会結果等、市税事務所、担当者ごとに異なる基準により、発送先が選別されている。 扶養実態調査ハガキの発送基準は、市税事務所や担当者の裁量で決められるのではなく、市として統一したルールのもと決定されるべきである。
ii)	扶養実態調査の台帳の記載ルールや関連書類の保管	扶養実態調査の対象の消し込み台帳としては、扶養者エラーリスト兼入力票を使用している。しかし、同エラーリスト兼入力票への記載内容は、担当者により異なっている。記載が全くなかったり、「？」や「不明」の記載のみで、電話により照会したが判明しなかったのか、扶養実態調査ハガキを送ったが判明しなかったのか、そもそも担当者が調査対象外としたため判明しなかったのか、第三者からはわからないものも散見された。 扶養実態調査ハガキの記載内容については、市として統一した内容とすべきである。

申告書未提出者調査同様、課税捕捉のための手段の一つとして行われている扶養実態調査により、平成 23 年度は、課税件数 6,504 件、市民税 135,562 千円の課税を行っており、当該調査の重要性は高いと考える。

しかし、その調査ハガキ発送先の選定基準、調査記録や入手資料保管については、担当者に判断が委ねられている点が見受けられた。またその状況を課税企画課が正確に把握できていなかった。

未申告者調査同様、市全体の課税の公平性や課税捕捉の効率性の観点か

らは、課税捕捉の改善・指導を行うべき課税企画課が、市税事務所担当者間での協議の上、市全体の扶養実態調査の調査先選定基準や記録の整備保管等についてのルールを整備し、その運用状況をコントロールすべきである。

③ 扶養者エラーリスト兼入力票および扶養実態調査ハガキ並びに関連資料の保管について（結果）

扶養者エラーリスト兼入力票及び扶養実態調査ハガキ並びに調査の過程で入手した資料を 1 年以上保管し、次年度の同調査を行うにあたっての参考資料としている市税事務所もあったが、調査の終了と同時に溶解している市税事務所もあった。また、その保管方法については、扶養者エラーリスト兼入力票及び扶養実態調査ハガキ並びに関連資料を一緒に保管している市税事務所と、扶養者エラーリスト兼入力票及び扶養実態調査ハガキは溶解したが、関連資料は課税資料とまとめて保管している市税事務所があった。

扶養者エラーリスト兼入力票及び扶養実態調査ハガキ並びに調査の過程で入手した資料は、その性質から、公文書に該当するため、市税事務所では、同資料を公文書管理規程別表 2 に記載の期間において保管する必要があり、調査終了と同時に溶解している点は、公文書管理規程に違反している。

今後は、同規程別表 2 のどの文書に該当するのかを市として明確にした上で、定められた期間、公文書として保管する必要がある。

3.（普通徴収）減免事務について

① 減免事務の事例について

現地調査を実施した市税事務所において、減免申請書ファイルの閲覧を実施したところ、次の事例が見受けられた。

i) 年度をまたぐ減免申請における、年度ごとの申請、決裁手続の漏れについて（結果）

減免事由のうち、金額、件数ともに、最も多いのは、雇用保険受給資格者と所得半減者である。このうち、雇用保険受給資格者については受給期間が年度をまたぐ場合に、初年度の減免申請については減免決裁手続をとっているものの、次年度の減免決裁手続がされていないのに減免決定された事例が見受けられた。

また、申請手続について、初年度の申請書のコピーをもって次年度の申請書とし、これについて決裁、減免決定された事例も散見された。

減免は当該年度の課税に対するものであるため、単年度ごとに減免申請書を提出させ、決裁手続の上、減免決定を行う必要がある。

ii) 減免申請書の市税事務所所長決裁漏れについて（結果）

市税事務所所長の決裁印が漏れているのに減免決定されている事例が見受けられた。減免申請書は市税事務所所長の決裁の上、減免決定される必要がある。

iii) 減免申請書の本人確認の要件不足について（意見）

減免申請においては、申請者の押印漏れの場合は、本人確認のため、官公署が発行した顔写真付き証明書の提示を求め確認することになっている。顔写真が付いていない健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証等による確認の場合は、2点以上の提示が求められる(市税事務の概要より要約)。

申請者の押印が漏れている申請書には、担当者が何によって本人確認をしたかということの記録を残すため、確認書類のコピーやその名称を記載している申請書が多かったが、写真付き証明書のコピー添付や本人確認をした証明書名の記載がない事例が散見され、これについては、市のルールに従って本人確認を行ったのか否かを確認することができなかった。

責任者又は担当者以外の者が、担当者が市のルールに従い、本人確認を行ったことを確認できるように、本人確認を行ったという証跡を漏れなく残すべきである。なお、証跡を残すためのひとつの方法としては、申請書に、本人確認欄を設けることが考えられる。

iv) 減免申請書に添付する課税情報印刷物の保管についてのルールの統一化（意見）

所得半減による減免の場合、前年の合計所得金額が 400 万円以下で、前年の普通所得に比べて、当年の普通所得金額が半分以下に減った者であることを確認する必要がある(神戸市市税条例第 33 条第 2 項第 6 号)。

減免申請書の受付の際に、担当者はホストシステムにより目視で所得半減の事実を確認しているということだが、前年度及び当年度の所得額画面のコピーを決裁資料として添付している市税事務所や、担当者が所得半減を確認済みである旨を申請書に記載している市税事務所、全く何の記載もない市税事務所があった。

所得半減は減免事由の中で、最も件数、金額ともに多いもののひとつであり、後日、減免申請に対する決裁手続が適切に行われていることを責任者又は担当者以外の者が容易に確認できるよう、担当者が前年と当年の課

税情報の照会により所得半減の事実を確認した証跡を残すことが望ましい。

② 減免要件の再検討について(意見)

減免制度は市町村が独自に定めている。

神戸市の減免事由で件数金額ともに最多の雇用保険受給資格者、所得半減者について、監査人が、関西の政令指定都市と比較を行ったのが下記の表である。

神戸市では、前年の合計所得金額が 400 万円以下で、前年の普通所得に比べて、当年の普通所得金額が 5 割以下に減少したものについて、所得割額を軽減することが定められている。この所得半減要件の神戸市の特徴は次の 2 点と考える。

1 点目は、所得半減減免の要件となる当年所得に退職所得を含めない点である。

神戸市では、前年との比較対象になる当年の所得金額は、退職金が含まれない普通所得としている。一方、比較対象とした政令指定都市は 3 市(注)とも、所得減少に対して減免制度を設けていたが、すべて、当年所得に退職所得を含めた合計所得金額について前年との比較を行い、減免の可否を定めるものであった。うち、大阪市については、そもそも、自己都合退職、契約期間満了による退職、定年退職や移籍出向を理由とする退職の場合は、減免の対象外であることを規定していた。

したがって、実務上の事例は多くはない可能性はあるが、神戸市のみ、当年に給与所得は半減しているが、多額の退職金を得て、生活が困難とはいえないような状態であっても、条例上、減免を受けられる仕組みになっている。

(注) 堺市は、減免対象者を事業所得者に限っており、給与所得者は減免の対象外である。

2 点目は、失業減免、所得半減減免の基準となる前年合計所得金額が 400 万円となっている点である。

神戸市では、失業による減免及び所得半減による減免の要件となる前年の合計所得金額が 400 万円以下(ただし、控除対象配偶者及び扶養親族がある場合は、各控除額を加算できる)となっている。一方、比較した政令指定都市では、京都市は、前年の総所得金額等 150 万円以下(ただし、控除対象配偶者及び扶養親族がある場合は、各控除額を加算できる)、大阪市は、前年合計所得金額 145 万円以下(ただし、控除対象配偶者及び扶養親族 1 人につき 111 万円加算できる)、堺市は、前年の合計所得金額 280 万円

以下（ただし、控除対象配偶者及び扶養親族がある場合は、各控除額を加算できる）と定められていた。大阪市は控除対象配偶者及び扶養親族が 3 人いれば、ほぼ神戸市と同水準になるが、他の 2 市に比較して神戸市は減免対象となる所得金額が高く、減免を受けやすくなっている。

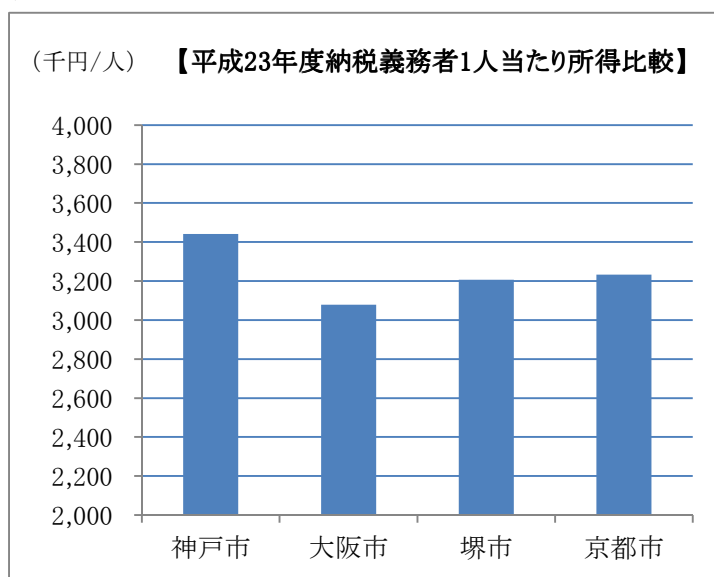
神戸市の納税義務者 1 人当たり所得（下記、(参考) を参照）が 344 万円である状況の中、関西の政令指定都市との比較した場合の上記 2 点の特徴から、神戸市は、退職したり失業したりした場合に、他市よりも高い所得を得ている人でも減免を受けやすくなっているといえる。

神戸市の個人市民税の減免について直近の条例改正は平成 18 年とのことであり、すでに 5 年が経過している。今後、神戸市は、失業による減免と所得半減による減免の要件について、減免の要件となる当年所得に退職所得を含めないでよいのか、また、減免の基準となる前年の普通所得金額は 400 万円でよいのかを再検討すべきと考える。

	神戸市	京都市	大阪市	堺市
納税義務者 1人当たり 所得額	3,441千円/人	3,233千円/人	3,079千円/人	3,206千円/人
	<p>【根拠】 神戸市市税条例第33条第2項第4号</p> <p>【対象者】 雇用保険法に規定する基本手当その他規則で定める手当等を受給する者</p> <p>【所得基準と減免割合】 ・(全額免除) 前年合計所得金額140万円以下(※) ・(5割軽減) 前年合計所得金額230万円以下(※) ・(3割軽減) 前年合計所得金額400万円以下(※)</p> <p>(※)控除対象配偶者及び扶養親族の各控除額等(年少扶養1人につき33万円、同居特別障害者1人につき23万円)を加算</p> <p>【減免額】 (失業・離職により減少する所得に係る税額)×(所定給付日数/30日)×(上記減免割合)</p>	<p>【根拠】 京都府市税条例第35条第1項、京都市市税条例施行規則第4条の4</p> <p>【対象者】 雇用保険法の規定する失業給付受給資格者(例外的に、雇用保険の受給資格がない失業者で市長が認める場合含む)</p> <p>【所得基準と減免割合】 ・(全額免除) 前年総所得金額等100万円以下(※) ・(5割軽減) 前年総所得金額等150万円以下(※)</p> <p>(※)控除対象配偶者及び扶養親族の各控除額等1人につき30万円を加算</p> <p>【減免額】 (失業期間中に納期限が到来する納期分)×(上記減免割合)</p>	<p>【根拠】 大阪府市税条例第45条第1項第2号、大阪府市税条例施行規則第1条の2第1項</p> <p>【対象者】 失業中で、前年の合計所得金額が下記の所得基準に該当し、失業により住民税の全額負担が困難であると認められる場合。 ・自己都合による退職 ・契約期間満了による退職 ・定年退職、又は移籍意向を理由とする退職 ・前年中に給与所得金額を上回る事業所得等継続性のある所得のある者 ・退職後、年金等を受給し、住民税の納付により生活の維持が困難となるおそれのない者</p> <p>【所得基準と減免割合】 ・(全額免除) 前年合計所得金額15万円以下(※) ・(7割軽減) 前年合計所得金額145万円以下(※)</p> <p>(※)控除対象配偶者及び扶養親族1人につき111万円を加算</p> <p>【減免額】 (失業期間中に納期限が到来する納期分)×(上記減免割合)</p>	<p>【根拠】 堺市市税条例第29条第1項、堺市市税条例施行規則第5条</p> <p>【対象者】 雇用保険法に規定する求職者給付の受給資格を有する者及びこれに準ずる者で、当該減免を受けようとする市民税の賦課期日の属する年の前年の給与所得金額の10分の7以下に減少し、かつ、その者の前年の合計所得金額が下記以下の者</p> <p>【所得基準と減免割合】 ・(全額免除) 前年合計所得金額90万円以下(※) ・(8割軽減) 前年合計所得金額140万円以下(※) ・(6割軽減) 前年合計所得金額200万円以下(※) ・(4割軽減) 前年合計所得金額240万円以下(※) ・(2割軽減) 前年合計所得金額280万円以下(※)</p> <p>(※)控除対象配偶者及び扶養親族の各控除額等(年少扶養1人につき33万円、70歳以上扶養者1人につき38万円、45万円、同居特別障害者1人につき23万円)を加算</p> <p>【減免額】 (失業期間中に納期限が到来する納期分)×(上記減免割合)</p>
失業による 減免				

納税義務者 1人当たり 所得額	神戸市	京都市	大阪市	堺市
所得減少に よる減免	<p>【根拠】 神戸市市税条例第33条第2項第2号</p> <p>【対象者】 前年の合計所得金額が400万円以下で当該年中の普通所得金額が前年の普通所得金額の5/10以下</p> <p>【所得基準と減免割合】 ・(5割軽減) 前年合計所得金額400万円以下(※)</p> <p>(※)控除対象配偶者及び扶養親族の各控除額等(年少扶養1人につき33万円、同居特別障害者1人につき23万円)を加算</p> <p>【減免額】 (普通所得に係る所得割額)×(普通所得金額の減少率)×50%</p>	<p>【根拠】 京都市市税条例第35条第1項、京都市市税条例施行規則第4条の4</p> <p>【対象者】 当該年の所得について既に算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の割合(以下、「所得の変動割合」という。)が前年の7/10以下で、前年総所得金額等150万円以下のもの(※)</p> <p>(※)控除対象配偶者及び扶養親族の各控除額等1人につき30万円を加算</p> <p>【所得基準と減免割合】 ・(5割軽減) 前年の総所得金額等150万円以下かつ所得の変動割合が5/10以下となるもの(※)</p> <p>・(3割軽減) 前年の総所得金額等150万円以下かつ所得の変動割合が5/10超となるもの(※)</p> <p>(※)控除対象配偶者及び扶養親族の各控除額等1人につき30万円を加算</p> <p>【減免額】 (年間税額)×(上記減免割合)</p>	<p>【根拠】 大阪府市税条例第45条第1項第3号、大阪府市税条例施行規則第4条の2第2項</p> <p>【対象者】 当該年中の合計所得金額見積額が、前年の合計所得金額の6/10以下に減少する者で、前年の合計所得金額が下記の所得基準に該当し、住民税の全額負担が困難であると認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己都合による退職 ・専任期間満了による退職 ・定年退職、又は終業期満了を理由とする退職 ・前年中に給与所得金額を上回る事業所得等継続性のある所得のある者 ・退職後、年金等を受け、住民税の納付により生活の維持が困難となるおそれのない者 ・当該年中の不働産所得、事業所得及び給与所得の合計見積額が、前年のこれらの所得の合計額の6/10を超える者 <p>【所得基準と減免割合】 ・(7割軽減) 前年合計所得金額115万円以下(※)</p> <p>・(6割軽減) 前年合計所得金額145万円以下(※)</p> <p>(※)控除対象配偶者及び扶養親族1人につき11万円を加算</p> <p>【減免額】 (年間税額)×(合計所得金額の減少率)×(上記減免割合)</p>	<p>【根拠】 堺市市税条例第29条第1項、堺市市税条例施行規則第5条</p> <p>【対象者】 事業所得者で、その者の職歴満日の属する年中の合計所得金額の見込額が職歴満日の属する年の前年の事業所得金額の7/10以下に減少し、かつ、前年の合計所得金額が280万円以下の者</p> <p>【所得基準と減免割合】 ・(全額免除) 前年合計所得金額90万円以下(※)</p> <p>・(6割軽減) 前年合計所得金額140万円以下(※)</p> <p>・(6割軽減) 前年合計所得金額200万円以下(※)</p> <p>・(4割軽減) 前年合計所得金額240万円以下(※)</p> <p>・(2割軽減) 前年合計所得金額280万円以下(※)</p> <p>【減免額】 (年間税額)×(上記減免割合)</p>

(参考) 関西政令指定都市の個人市民税納税義務者 1 人当たり所得(注)の比較



(注)上記の「所得」は、調整控除や寄附金税額控除等の税額控除後、減免前に納税義務を有する者(減免前段階で「所得割額>0」に係る i)、ii)、iii)の合計額である。

i) 総所得金額

利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・譲渡所得・一時所得及び雑所得の各種所得金額(申告分離課税に係るものを除く。)について損益通算し、その結果、黒字の金額が残っているときは、これらの所得金額(長期譲渡所得及び一時所得の金額については、その合計額の2分の1)の合計額をいうものであるが、さらに損失の繰越控除の適用がある場合には、この控除後の金額。

ii) 山林所得金額

山林所得の金額について損益通算し、さらに損失の繰越控除の適用のある場合にはその適用後の金額。

iii) 退職所得金額

退職所得の金額について損益通算後の金額をいい、損失の繰越控除の適用のある場合にはその適用後の金額。ただし、地方税法第328条の規定によって分離課税される退職所得は含まない。

(出典:市より提供を受けた資料を監査人が加工)

4. (特別徴収)給与支払報告書未提出義務者調査のモニタリングについて(意見)

平成23年度は、給与支払報告書未提出義務者に「平成23年度給与支払報告書の提出について」の調査ハガキ972件を送付し、8月末までに回答のない義務者に対しては、11月ごろまで電話による催告を実施したが、う

ち 482 件（50%）は未提出のままであった。

上記の 50%について、どのような調査を実施したのかについて確認するために、当該調査の記録簿である給与支払報告書督促ハガキ作成一覧を閲覧したところ、送付事務やハガキ回収のための電話催告を実施していたが、同書類について責任者のモニタリングは実施されていなかった。

給与支払報告書未提出義務者調査は、課税の公平性の観点から重要な調査であるため、当該調査の管理簿である給与支払報告書督促ハガキ作成一覧については、調査の網羅性を担当チームの責任者がモニタリングすべきである。

5.（特別徴収）無提出義務者調査のための国税局との連携強化について（意見）

給与支払報告書無提出者の捕捉のために行う無提出義務者調査は、税収の確保のみならず課税の公平性を図るために重要である。既述のとおり、市は、法人市民税の申告書提出者や求人情報誌掲載会社と給与者支払報告書提出者との照合により、当該調査を進めている。しかし、限られた人員で、通常の課税事務と並行して実施するため、調査範囲に限界があるのが現状である。

現状の人員で効果的・効率的な調査を行うには、国税局の源泉税課税法人のリストである源泉税申告書発送対象者名簿を入手し、給与支払報告書提出者と照合することが有効である。

このため、平成 24 年 7 月に、神戸市は、大阪市、京都市と連携して、国税局に源泉税申告書発送対象者名簿の提供依頼を行った。これに対し、国税局からは、「国と地方公共団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」に基づき、地方税の賦課徴収上必要な国税関係書類等の閲覧及び記録又は書面照会（以下、「閲覧等」という。）の対象とする国税関係書類に、申告書や届出書に記載された情報から作成された書類も含まれる。発送対象者名簿にはこの閲覧等の対象となる情報（以下、「閲覧対象情報」という。）と、国が独自に把握した閲覧不可の情報が混在している。国税局は、閲覧不可の情報のみを管理していないため、閲覧対象情報のみを抽出することは相当な事務量が必要であり、源泉税申告書発送対象者名簿の提供は不可能である、という回答であった。

例えば、守秘義務協定の締結で対応するなど、「国、都道府県及び市（区）町村は、適正公平な課税の実現のため、国税、地方税の賦課徴収に関する資料、情報収集、交換等について、より一層緊密に協力し、その適切かつ円滑な実施を図る」（国と地方公共団体との税務行政運営上の協力について

の了解事項より抜粋) 趣旨を鑑み、市は国税局への連携強化の働きかけを継続すべきである。監査人としても国税局の協力を強く要望する。

【2】法人市民税の課税

(1) 法人市民税の概要

納税義務者	市内に事務所・事業所（以下、「事務所等」という。）又は寮等を設けて事業を行っている法人、人格のない社団や財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行い、法人とみなされるもの																									
	納税義務者	均等割	法人税割																							
	市内に事務所等を有する法人	○	○																							
	市内に事務所等はないが、寮等がある法人	○																								
	市内に事務所等がある法人課税信託の引受けを行う個人		○																							
非課税制度	<p>1. 均等割、法人税割が非課税</p> <p>① 地方税法第 296 条第 1 項第 1 号に掲げる法人等（国、非課税独立行政法人等）</p> <p>② 地方税法第 296 条第 1 項第 2 号に掲げる公益法人等（日本赤十字社、社会福祉法人等）で収益事業を営まない者</p> <p>2. 法人税割が非課税</p> <p>① 地方税法第 296 条第 1 項第 1 号以外の公共法人（日本放送協会、日本中央競馬会等）</p> <p>② 地方税法第 296 条第 1 項第 2 号以外の公益法人等で収益事業を営まない者（商工会議所、税理士会等）</p>																									
税額の計算と税率	<p>1. 計算方法 均等割額+法人税割額=法人市民税税額</p> <p>2. 均等割額 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本金等の額</th> <th colspan="2">区内の従業者数の合計</th> </tr> <tr> <th>50 人超</th> <th>50 人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 億円超</td> <td>3,000</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>10 億円超 50 億円以下</td> <td>1,750</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 億円超 10 億円以下</td> <td>400</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超 1 億円以下</td> <td>150</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>1 千万円以下</td> <td>120</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人（注）</td> <td></td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <p>① 法人税法別表第一の公共法人及び地方税法第 294 条第 7 項の公益法人等で収益事業を行うもの（法人税法別表第二の独立行政法人で収益事業を行うものを除く）</p> <p>② 人格のない社団等</p>			資本金等の額	区内の従業者数の合計		50 人超	50 人以下	50 億円超	3,000	410	10 億円超 50 億円以下	1,750		1 億円超 10 億円以下	400	160	1 千万円超 1 億円以下	150	130	1 千万円以下	120	50	上記以外の法人（注）		50
資本金等の額	区内の従業者数の合計																									
	50 人超	50 人以下																								
50 億円超	3,000	410																								
10 億円超 50 億円以下	1,750																									
1 億円超 10 億円以下	400	160																								
1 千万円超 1 億円以下	150	130																								
1 千万円以下	120	50																								
上記以外の法人（注）		50																								

	<p>④ 保険業法の相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（①～③の法人を除く）</p> <p>3. 法人税割額 法人税割額=法人税額×税率（次表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記以外の法人等</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>法人税（国税）の額が年額（2以上の市町村に事務所等を有する法人等は分割前の金額）1,600万円以下で、かつ、次のいずれかに該当する法人等</td> <td rowspan="3">12.3%</td> </tr> <tr> <td>① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人</td> </tr> <tr> <td>② 資本金又は出資金を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く）</td> </tr> <tr> <td>③ 人格のない社団等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	税率	下記以外の法人等	14.7%	法人税（国税）の額が年額（2以上の市町村に事務所等を有する法人等は分割前の金額）1,600万円以下で、かつ、次のいずれかに該当する法人等	12.3%	① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	② 資本金又は出資金を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く）	③ 人格のない社団等	
区分	税率										
下記以外の法人等	14.7%										
法人税（国税）の額が年額（2以上の市町村に事務所等を有する法人等は分割前の金額）1,600万円以下で、かつ、次のいずれかに該当する法人等	12.3%										
① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人											
② 資本金又は出資金を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く）											
③ 人格のない社団等											
申告	法人税の申告書の提出期限内に課税企画課に申告する										
納付方法	納付書により納付										
届出について	法人の設立、事務所等の開設、資本金の変更、事務所等の移転などにつき異動届が必要										
減免	<p>1. 均等割額が全額免除</p> <p>① 法人税割を課されない納税貯蓄組合、自治会等</p> <p>② 収益事業を行わない特定非営利活動法人</p> <p>③ 収益事業を行わない非営利型一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人</p> <p>2. 均等割額の5割を減額</p> <p>① 清算中の法人</p> <p>② 連絡所、詰所等で従業員2人以下のもの</p>										

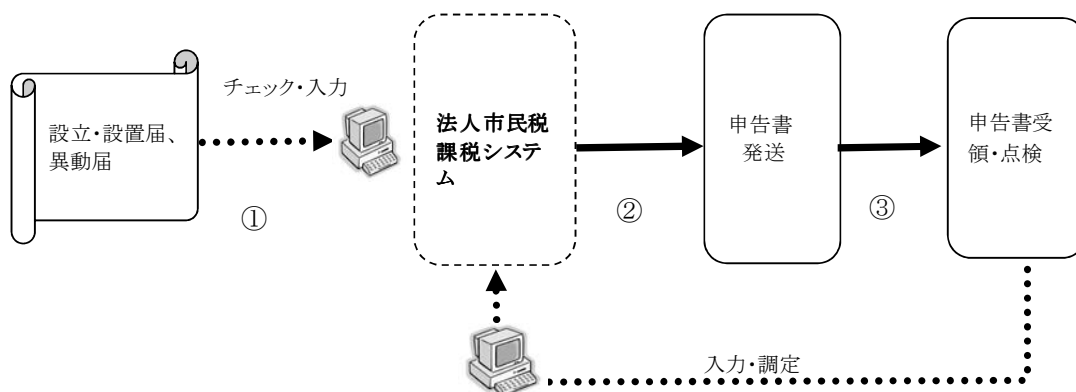
（2）法人市民税課税の組織体制

法人市民税の賦課事務については、課税企画課法人市民税担当チーム 8人が行っている。

(3) 法人市民税課税事務の流れ

1. 法人市民税の課税事務の流れ

課税事務の流れは、下図のとおりである。



- ① 設立・設置届、異動届に基づく納税義務者情報の内容をチェックし「法人市民税課税システム」に入力する。
- ② 「法人市民税課税システム」に登録されている「納税義務者情報」に基づき申告書を発送する。
- ③ 申告書を受領、点検し「法人市民税課税システム」に入力し、賦課を行う。

2. 正確性確保のため仕組み

法人市民税の正確性確保のための市の仕組みは次のとおりである。

リスクの内容	市の仕組み
課税計算を誤ってしまうリスク	入力内容に論理エラーが生じた場合は税務システムによるエラーチェックが行われ、データ更新ができない。データ更新後は、申告データチェックリストや事業所情報確認リストにより処理内容をチェックしている。
	申告書・異動届の内容に不備がある場合は原因別処理フローに従って処理している。
	資本金額、従業員数に疑義のある場合は照会等により確認を行っている。

3. 課税の網羅性確保のための取組みについて

課税の網羅性を確保し、課税の公平性を図るため、市は未申告法人調査、無申告法人調査を実施している。調査によって捕捉された課税額は、平成23年度は209件、92,460千円(注)である。

(注) 上記の数値には未申告法人調査の1回目の催告書の発送により課税となった件数(257件)、金額(統計をとっていないため不明)は含まれていない。また、平成22年度以前の数値は統計がない。

① (法人市民税)未申告法人調査について

未申告法人(過去に申告があり当期に申告書の提出がない法人)について、申告期限を2ヶ月過ぎた段階でシステムより出力される「未申告調査書作成全件リスト」を全件点検し催告書を送付して申告を促している。

また、催告書送付後、一定期間経過後も未申告で、かつ、廃止届等の提出がない法人については、その状況を確認した上で、更に電話等による催告・申告指導を行っている。

平成23年度に催告書を送付した件数は1,567件でそのうち課税となった件数は257件(金額不明)であり、一定期間経過後の電話等による催告や申告指導を実施した件数は232件、うち課税となったのは25件(4,206千円)である。

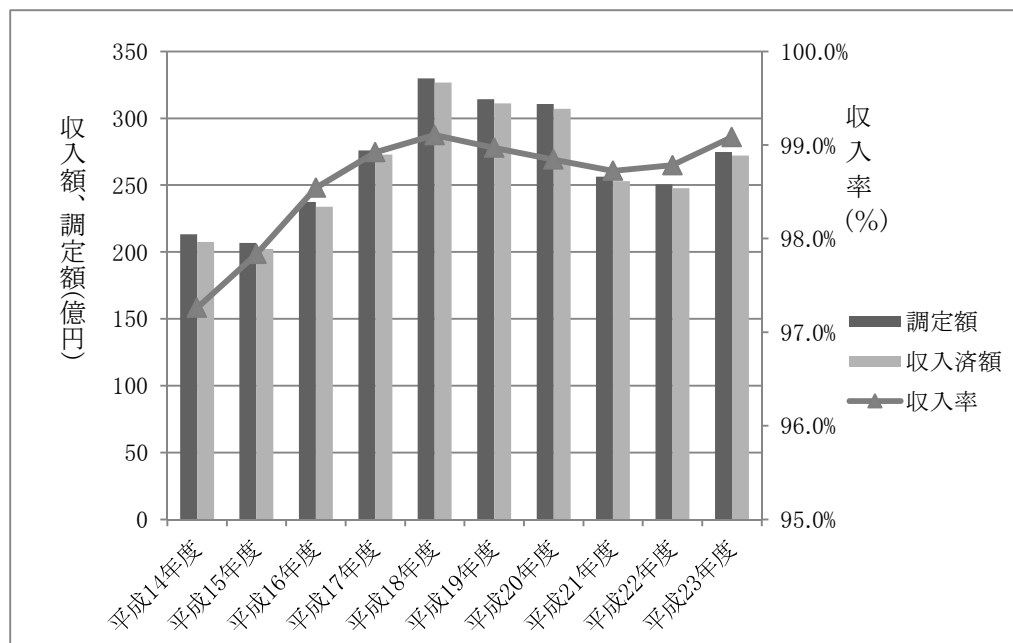
② (法人市民税)無申告法人調査について

市は、無申告法人(新規に設立又は事務所等の設置がされているが申告書の提出がない法人、設立・設置等の届出及び申告がない法人)について以下の方法で調査を実施している。

- i) 住宅地図、電話帳等を利用した調査
- ii) 法務局の登記申請書の写し取り
- iii) 帝国ニュース、求人誌、各種チラシ等を活用した調査
- iv) 業種別に所管庁から入手できる情報を基に申告の有無を網羅的に点検
- v) 契約監理課の業者登録、各局の指定管理者や公募事業等の選考に際して市税の調査に関する承諾書の提出を求め、申告納付状況を調査
- vi) 事業所用家屋の貸付けに関する申告書の網羅的調査

(4) 法人市民税の推移

1. 調定額と収入額の推移



平成14年度以降、税収は増加傾向にあったが、世界的な金融危機を発端とした景気低迷により企業業績が悪化した結果、平成21年度の税収は平成20年度より大幅に減少した。平成23年度は企業業績の回復に伴い税収が増加したが金融危機以前の水準には戻っていない。

2. 減免の状況

法人市民税の減免件数と減免金額（平成 23 年度調定分）は以下のとおりである。

【法人市民税減免集計（平成 23 年度調定分）】

減免事由	減免割合	件数	金額(単位:千円)
収益事業を行わない特定非営利活動法人	均等割を免除	312	14,849
収益事業を行わない非営利型一般社団(財団)法人、公益社団(財団)法人	均等割を免除	172	8,162
清算中の法人・連絡所詰所等で従業員2人以下のもの	均等割の10分の5	72	1,065
休業中のもの(平成22年7月13日より前に開始する事業年度分)	均等割の10分の5	42	1,146
法人税割を課されない納税貯蓄組合、自治会等	均等割を免除	7	500
合計		605	25,721

(5) 監査の視点

1. 課税事務は法令等に準拠して執行されているか。
2. 課税事務は効率的に執行されているか。
3. 課税額の正確性確保のために適切なチェックが行われているか。
4. 課税は公平に行われているか。未申告法人、無申告法人への対応は適切に行われているか。
5. 減免事務は法令に準拠して執行されているか。
6. 減免は公平に実施されているか。

(6) 監査手続

1. 課税事務の流れについて、課税企画課のマニュアルや業務フロー図等を入手の上、説明を受け、課税事務は法令に準拠しているか、効率的に執行されているか調査した。適宜、システムの観察を行った。
2. 均等割額の正確性確保のために、資本金等の額及び従業者数の適切なチェックが行われる仕組みについて、課税企画課から説明を受けた。
3. 課税事務において、申告書等の紙面情報をシステムに入力する際のデータ入力の正確性について、課税企画課から説明を受け、適宜関連資料の閲覧やシステムの観察をした。
4. 未申告法人、無申告法人への対応について課税企画課から説明を受

け、その調査記録を閲覧した。

5. 減免事務について課税企画課から説明を受け、適宜、減免申請書を閲覧した。

(7) 監査の結果及び意見

1. 課税捕捉のための国・県との連携強化について（意見）

課税捕捉を適切に行うことは、税収の確保のみならず課税の公平性を保つために重要である。既述のとおり、市は、未申告法人調査、無申告法人調査等様々な取組みを行っているが、限られた人員で、通常の課税事務と並行して実施するため、調査範囲に限界があるのが現状である。

効果的・効率的な調査を行うため、国・県からの法人異動データ、税務データ等を入手し課税捕捉調査に利用するとともに、県と協力して調査にあたる等の連携が有効である。しかし、市は、これらの情報を、国・県から入手できていない。そこで、市は、次のとおり、県との連携を進めるべく働きかけを始めている。

① 県との連携について

県の課税額、異動情報等の税務データ(国税提供データ含む)と市の税務データの相互提供により、これらのデータの照合を行えば、調査対象の絞り込みができ効率的に調査を実行できる。

また、住宅地図、求人情報などの調査においても協働することで調査の効率化を図ることが可能である。

なお、県との連携は「神戸、西神戸県税事務所と神戸市との地域別会議」において議論を始めたところである。

② 国との連携について

市では、法務局に赴き毎月 3 日間×2 人程度で法人の異動(設立、解散等)のデータを調査し、紙面に書き写し、無申告法人調査等に利用しているが、法人の設立・異動データのコピーを入手できれば、事前に調査対象の絞り込みを行うことができ効率的に調査を実施できるが、法務局はこれを許可していない。

個人市民税の特別徴収の項において既述のとおり、「国、都道府県及び市(区)町村は、適正公平な課税の実現のため、国税、地方税の賦課徴収に関する資料、情報収集、交換等について、より一層緊密に協力し、その適切かつ円滑な実施を図る(国と地方公共団体との税務行政運営上の協力に

ついでの了解事項より)」べきであり、市は引き続き、県への連携強化の働きかけを継続すべきである。

なお、市が政令指定都市 18 市に行った調査(注)によると、7 市が県から、2 市が国・県から課税情報の提供を受けている。この状況を国や県にも認識してもらい、監査人としても国・県の協力を強く要望する。

(注)市が実施した政令指定都市の国・県からの税務情報提供実態調査

区分	情報提供元	入手情報の内容	入手形式	データ件数(千件)
A市	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告税額 ・修正申告税額 ・異動情報 ・加算税情報 ・期限延長 ・連結情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ形式 ・紙形式 	62
B市	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告税額 ・修正申告税額 ・更生額 ・決定額 ・期限延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ形式 ・紙形式 	不明
C市	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告税額 ・修正申告税額 ・更生額 ・決定額 ・加算税情報 ・期限延長 ・連結情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ形式 	不明
D市	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告税額 ・修正申告税額 ・更生額 ・決定額 ・加算税情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ形式 	160
E市	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告税額 ・修正申告税額 ・更生額 ・決定額 ・加算税情報 ・期限延長 ・連結情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙形式 	17
F市	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告税額 ・修正申告税額 ・更生額 ・決定額 ・異動情報 ・期限延長 ・連結情報 ・申告書送付一覧 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙形式 	23(*)
G市	国・都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・除却データ ・登記事項調査票 ・中間申告義務者 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙形式 	10
H市	国・都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・未申告法人情報 ・登記事項情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙形式 	62
I市	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・法人県民税の課税標準となる法人税額 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ形式 	65

(*)賦課資料のみの件数で他は不明

(出典：市より提供を受けた調査データを監査人が加工)

2. 減免申請の決裁手続漏れについて(結果)

法人市民税の減免事務については、市は、減免対象法人の申請を受け付け、担当者が申請内容の確認の上、システムへの入力、減免の決定という流れになっており、減免申請内容の決裁手続がされていない。

減免は、減免申請に基づき、市長が、必要があると認めるものに対して決定されるものであり、減免申請書には決裁欄を設け、「副市長以下専決規程別表第 2 の市税等の減免」に従い、課長の決裁を得て、減免の決定とする必要がある。

【3】固定資産税・都市計画税の課税

(1) 固定資産税・都市計画税の概要

固定資産税は、固定資産の所有者に対して課する税金であり、固定資産の価格を基に算出する。

都市計画税は、総合的な町づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を市民が負担する目的税であり、市街化区域内の土地・家屋に対し、その固定資産の価格を基に計算され、固定資産税とあわせて課する税金である。

1. 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在において、市内に以下の固定資産を所有する者、具体的には固定資産課税台帳に所有者として登録されている者が固定資産税の納税義務者となる。

土地	田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、その他の土地
家屋	住宅、店舗、工場、倉庫、その他の建物
償却資産	土地・家屋以外の「事業用資産」で、法人税又は所得税の減価償却の対象となる資産

都市計画税については、市街化区域内に所在する上記土地・家屋を所有する者が納税義務者となる。

2. 税額の計算

固定資産税・都市計画税は、市が税額を決定して納税者に通知する賦課課税制度のもと、以下の手順により税額を決定する。

税率	固定資産税：1.4% 都市計画税：0.3%
税額計算手順	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>① 固定資産の価格を決定</p> <p>↓</p> <p>② 決定された価格をもとに課税標準額を算定</p> <p>↓</p> <p>③ 税額を算出</p> <p>課税標準額 × 税率 = 年税額</p> </div>

免税点	同一区内に同一人が所有する各資産の固定資産税の課税標準額の合計額が次の金額未満の場合は、固定資産税・都市計画税はかからない。	
	土地	30 万円
	家屋	20 万円
	償却資産	150 万円

① 固定資産の価格

固定資産の価格とは、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づく評価により決定し、固定資産課税台帳に登録された価格（以下、「評価額」という。）のことをいう。

評価額は、固定資産の種類に応じて以下のように決定される。

土地・家屋	土地・家屋については3年に1度評価替えを行い、評価替えを行う年度を「基準年度」という。基準年度にはすべての土地・家屋の新しい評価額を決定し、この決定した評価額は原則として次回の基準年度までの間据え置かれる。 ただし、地目の変更・分筆・合筆等のあった土地、新築や増改築した家屋は、その翌年度に新しい評価額を決定する。
償却資産	毎年1月1日現在の所有資産の申告に基づいて評価し、評価額を決定する。

② 課税標準額

課税標準額は税率を乗じて税額を算出するための基準額となるものであり、原則として評価額である。

ただし土地については、住宅用地の特例（注1）、負担調整措置（注2）等、課税標準の特例措置が設けられている。

（注1）住宅用地の特例

居住用の家屋の敷地となる土地の税額を軽減するための特例

小規模住宅用地（200㎡以下の部分）：（固定資産税）評価額×1/6

（都市計画税）評価額×1/3

一般住宅用地（200㎡を超える部分）：（固定資産税）評価額×1/3

（都市計画税）評価額×2/3

（注2）負担調整措置

商業地や住宅用地などの宅地については、土地の評価額に対する税負担の割合（負担水準）が一定の水準より高い土地は、税負担を引き下げ又は据え置

き、一定の水準より低い土地は税負担が急激に上がらないように段階的に引き上げるための調整措置。

③ 税額の算出

決定した課税標準額に税率を乗じて、年税額を算出する。

家屋については、新築住宅、耐震改修、バリアフリー改修工事等に対して、税額そのものを一定の割合などで固定資産税を減額する制度が設けられている。

3. 減免制度

減免とは軽減又は免除を意味し、法令の定めに基づき課税権を行使した後、納税者の申請により、その税額の一部を軽減又は全部を免除するものである。

地方税法第 367 条の規定に基づき、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

神戸市では、市税条例第 53 条、施行規則第 18 条及び第 19 条に規定するところにより課税した固定資産税等の全部又は一部を免除しており、平成 23 年度の減免対象となった固定資産の件数及び減免税額は以下のとおりである。

土地			家屋		
件数 (筆数)	固定資産税 減免税額 (千円)	都市計画税 減免税額 (千円)	件数 (棟数)	固定資産税 減免税額 (千円)	都市計画税 減免税額 (千円)
1,386	142,114	29,360	1,759	308,154	65,966

4. 非課税制度

非課税とは、法律に定める特定の固定資産について、地方公共団体が課税することを禁止するものであり、地方公共団体はこれらの固定資産に対して固定資産税及び都市計画税を課することができない。

固定資産税の非課税の範囲については、地方税法第 348 条において、固定資産所有者の性質の面、固定資産の性格や用途の面から規定が設けられている。

① 所有者の性質による非課税 (人的非課税)

市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない（地方税法第 348 条第 1 項）。

② 固定資産の性格又は用途による非課税（用途非課税）

その固定資産の供されている用途の公共的・公益的性格に着目してとられている措置であり、所有者については原則として限定していない（地方税法第 348 条 2 項、同条第 4 項、同条第 5 項）。

市が毎年度作成している平成 23 年度土地・家屋に関する概要調書報告書によると、土地及び家屋面積の課税・非課税の内訳は以下のとおりである。

	土地		家屋	
	件数(筆数)	面積(m ²)	件数(棟数)	面積(m ²)
課税	649,232	269,413,757	395,880	86,983,945
非課税	209,019	282,846,243	17,470	8,840,892
(うち人的非課税)	138,747	214,880,041	9,249	5,567,974
(うち用途非課税)	70,272	67,966,202	8,221	3,272,918
課税・非課税合計	858,251	552,260,000	413,350	95,824,837

(2) 固定資産税・都市計画税課税の組織体制

固定資産税課では、固定資産税賦課事務の指導・改善及び調整等を始め、課税事務全般に関わる統括的な事務及び償却資産の賦課事務を行っている。土地及び家屋に係る固定資産税の賦課事務については各市税事務所が行っている。固定資産税課の係別、及び市税事務所別の固定資産税担当者数は次のとおりである。

本庁行財政局主税部固定資産税課 (単位:人)

土地係	家屋係	資産係	土地評価 替え担当	大規模家屋 評価担当	償却資産担 当	合計
5	5	10	11	9	16	56

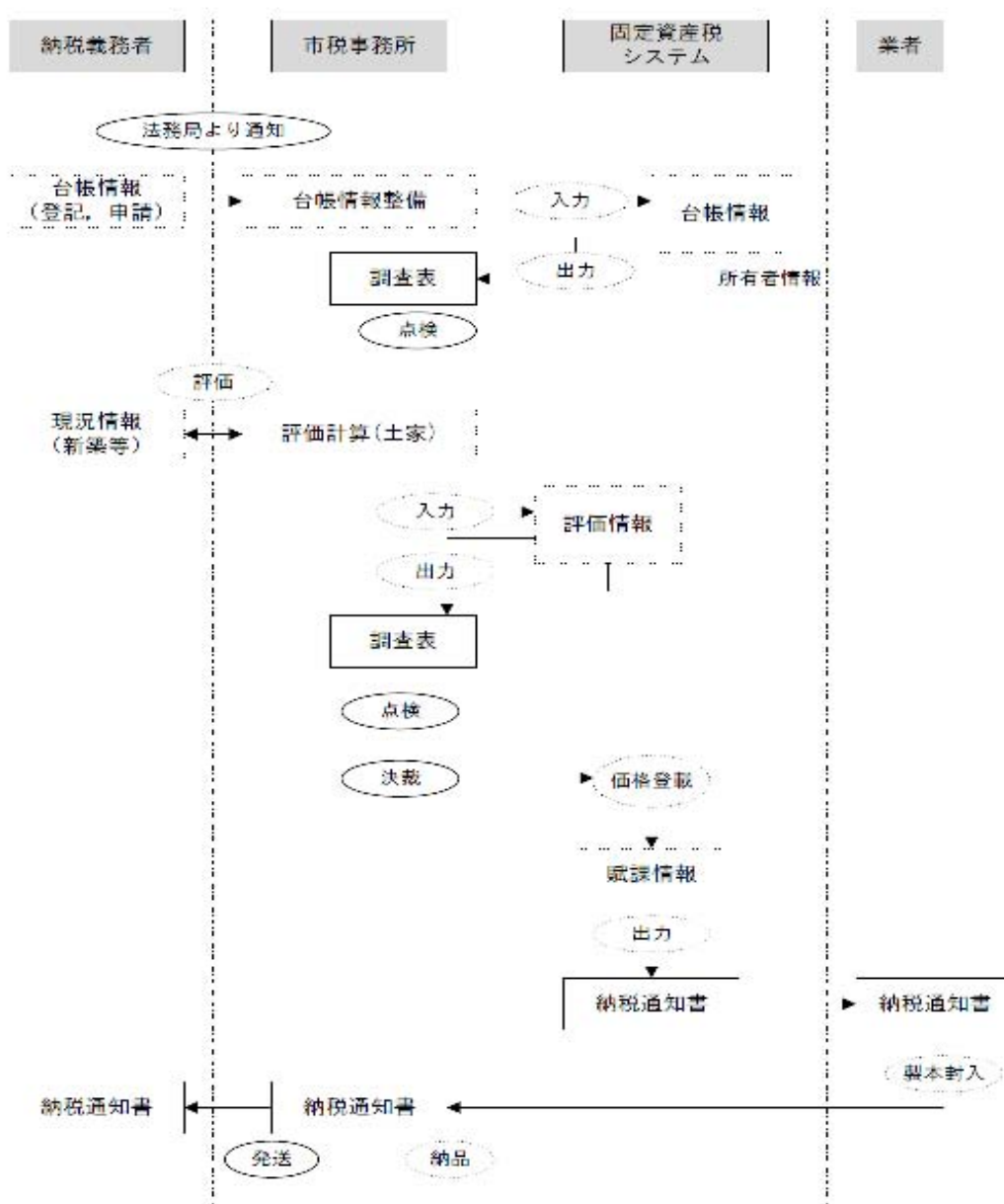
市税事務所別固定資産税係人数 (単位:人)

東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
14	10	11	8	24	11	10	15	22	125

(3) 課税事務の流れ

1. 土地及び家屋の課税事務概要

土地及び家屋の課税事務は、市内 9 か所の各市税事務所でやっている。その事務の流れは以下のとおりであり、法務局からの通知等により登記物件の異動を把握して課税台帳を整備し、実地調査及び評価計算をもとに算定した価格等の課税情報を課税台帳に登録の後、システムから出力した納税通知書を発送している。



(出典：市より提供を受けた資料)

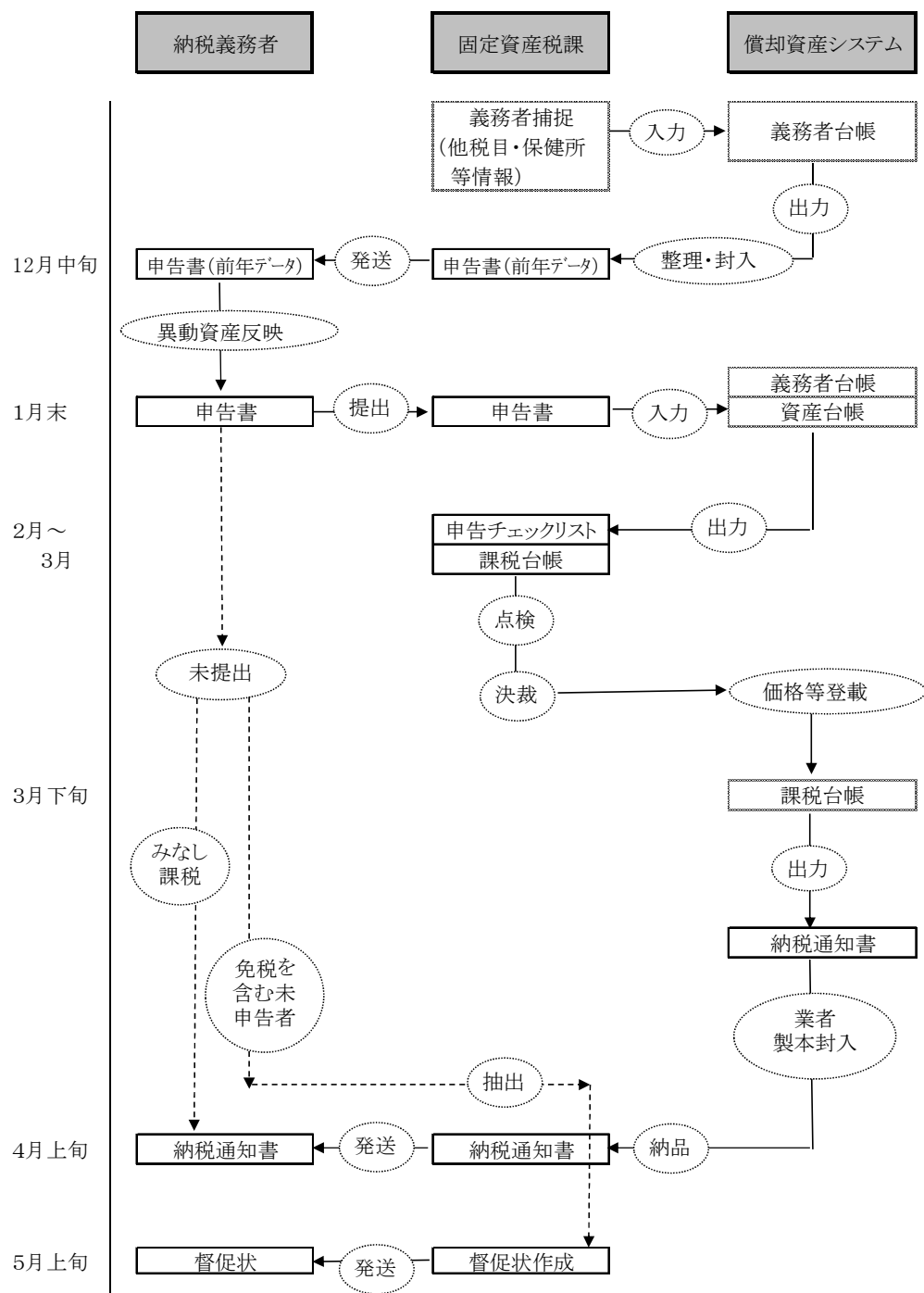
2. 課税の網羅性及び計算の正確性確保のための仕組み（土地・家屋）

上記「1. 土地及び家屋の課税事務概要」から、課税の網羅性及び計算の正確性について、認識したリスク及びそれに対する市の仕組みは以下のとおりである。

No.	リスクの内容	市の仕組み
1	所有者の異動が適時適切に課税台帳に反映されないリスク	登記物件については、法務局から土地・家屋の異動に関する登記済通知書を随時入手することで異動状況を把握する。未登記物件については、随時実地調査や航空写真・建築確認申請情報との照合等により異動状況を把握する。台帳情報を整備後、固定資産税システムへ入力し、土地家屋調査表をシステムから出力して入力内容を確認する。
2	土地の現況が適切に課税台帳に反映されないリスク	各市税事務所の担当者が随時割当担当エリアを巡回し、地目変更等がないことを確認する。
3	家屋の現況が適切に課税台帳に反映されないリスク	3年に1度撮影している航空写真と課税情報を突合して家屋配置図を作成し、不整合箇所については実地調査を行っている。
4	土地・家屋の評価が現況に応じて適切に行われないリスク	土地・家屋の評価事務取扱要領に従い、2名体制で評価を行っている。
5	必要事項の入力ミス等により課税計算が正しく行われないリスク	土地・家屋の評価の情報を固定資産税システムに入力すると、システム上で税額が自動計算される。システムから調査表を出力して、入力基礎情報との整合性を確認し決裁の後、システム上で税額確定処理を行っている。

3. 償却資産の課税事務概要

償却資産は土地・家屋のような登記制度がないことから、償却資産の所有者に申告義務を課し（地方税法第 383 条）、当該申告情報に基づき税額計算を行っている。償却資産の課税事務は本庁固定資産税課（資産評価担当）で行っており、その事務の流れは以下のとおりである。



(出典：市より提供を受けた資料)

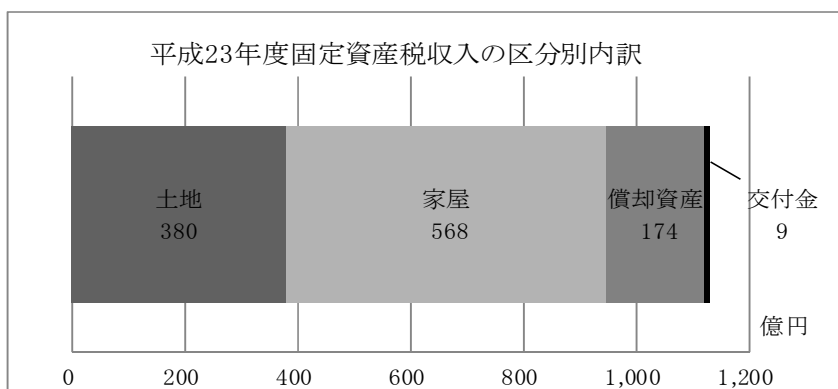
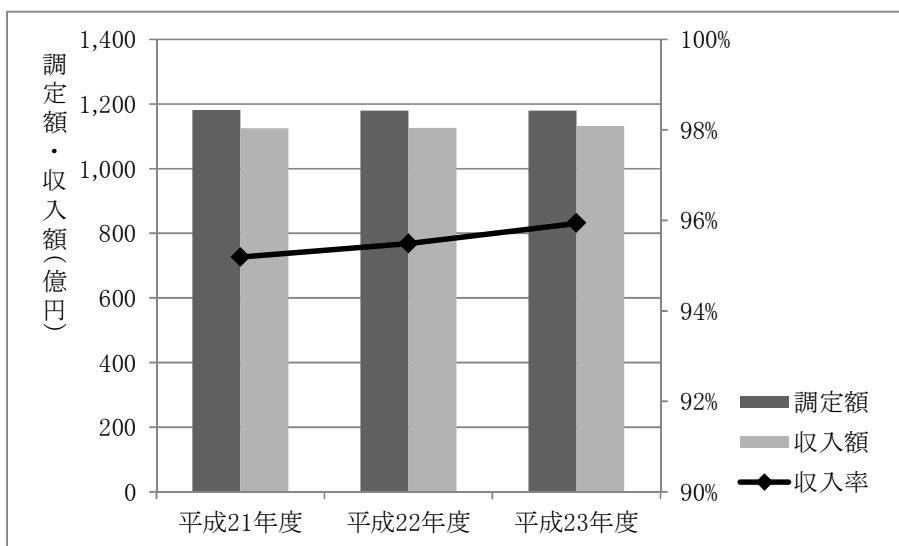
4. 課税の網羅性及び計算の正確性確保のための仕組み（償却資産）

上記「3. 償却資産の課税事務概要」から、課税の網羅性及び計算の正確性について、認識したリスク及びそれに対する市の仕組みは以下のとおりである。

No.	リスクの内容	市の仕組み
1	納税義務者を網羅的に把握できないリスク	事業所の開設・廃止に関する法人市民税等のデータ、保健所の飲食店営業許可情報、新築家屋の建築確認申請情報等に基づき新たに開設された事業所の把握に努めている。
2	固定資産税システムへの申告内容の入力を誤るリスク	償却資産の異動を反映させた申告書の提出を受けると固定資産税システムへの入力の後、システムから出力した課税台帳の内容について申告書と照合して決裁を得ている。

(4) 調定額と収入額の推移

1. 固定資産税の調定額と収入額の推移

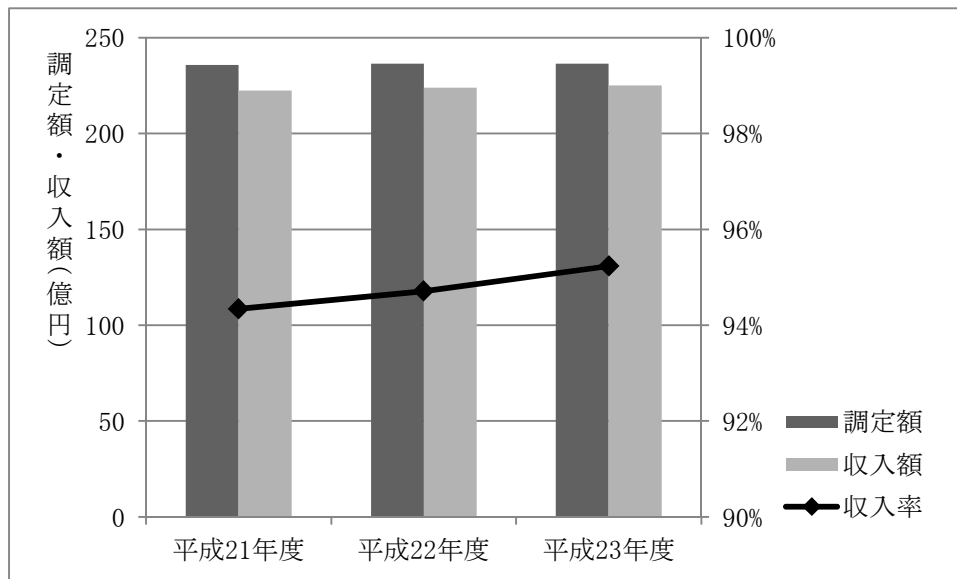


(注) 交付金とは、固定資産の所有者が国等であるため非課税であるが、一般の固定資産と同様の状態で使用収益されているもの等について、固定資産税の代替として資産が所在する市

町村に交付される国有資産等所在市町村交付金である。

調定額は平成 21 年度から平成 23 年度にかけて約 1,200 億円で推移しており、ここ 3 年間での大きな変動はない。収入率については、約 95%を維持しながら、ここ 3 年間上昇傾向にある。

2. 都市計画税の調定額と収入額の推移



都市計画税の調定額は、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて約 230 億円で推移しており、固定資産税と同様に大きな変動はない。収入率については約 94~95%を維持しながら、ここ 3 年間は上昇傾向にある。

(5) 監査の視点

1. 課税事務は法令等に準拠して執行されているか。
2. 課税事務は効率的に執行されているか。
3. 課税額の正確性確保のために適切なチェックが行われているか。
4. 課税は公平に行われているか。
5. 非課税・減免事務は法令に準拠して執行されているか。
6. 減免は公平に実施されているか。

(6) 監査手続

1. 課税事務の流れについて関係法令及び関連するマニュアルを入手するとともに、ヒアリング及び関連証憑を閲覧して課税事務が法令等に準拠して効率的に実施されているか調査した。

2. 課税・非課税・減免物件の中から任意にサンプルを抽出し、固定資産の現況に応じて課税計算が正確に行われていることを確かめるとともに、非課税事務及び減免事務が法令等に準拠して公平に執行されているか調査した。

① 土地及び家屋にかかる課税物件のサンプルテスト

平成 23 年度の土地及び家屋の課税台帳から任意に抽出した以下の物件について、根拠資料との突合、航空写真での現況確認、市税事務所担当者からのヒアリングにより、課税が法令等に準拠して適切に行われているか調査を行った。

【土地及び家屋の課税物件にかかるサンプルリスト】

No	土地(地目) /家屋	区	課税地積 /面積(m ²)	非課税地積 /面積(m ²)	固定資産税 課税標準額(円)	固定資産税額 (円)	結果/意見
①-1	土地(宅地)	東灘	11,000.00		1,227,589,615	17,186,200	-
	家屋		39,434.76		3,575,147,400	50,052,000	-
①-2	土地(宅地)	東灘	629.91		22,916,752	320,800	-
	家屋		119.89		1,265,400	17,700	-
①-3	土地(宅地)	灘	2,465.59		42,275,733	591,800	-
①-4	土地(宅地)	中央	224.65	45.66	10,305,790	144,200	-
①-5	土地(宅地)	中央	50.38		697,722	9,700	-
①-6	土地(宅地)	北	1,472.76		15,956,801	223,300	-
	家屋		359.70		7,186,900	100,600	-
①-7	土地(雑種地)	東灘	19,432.00		904,200,564	12,658,800	-
①-8	土地 (その他の土地)	東灘	477,727.00		922,968,564	12,921,500	-
①-9	土地(介在山林)	東灘	10,505.00		44,789,118	627,000	-
①-10	土地(雑種地)	灘	13,110.00		816,548,811	11,431,600	-
①-11	土地(雑種地)	中央	17,990.00		805,196,420	11,272,700	-
①-12	土地(雑種地)	垂水	44,199.00		989,592,988	13,854,300	-
①-13	土地(遊園地等)	北	18,502.00		286,335,896	4,008,700	-
①-14	土地(山林)	北	3,757,038.00	75,500.00	58,609,792	820,500	結果 1- ①
①-15	土地(田)	北	9,786.00		1,473,771	20,600	-
①-16	土地(畑)	東灘	655.00		29,586,612	414,200	-

② 「課税候補家屋」リストからのサンプルテスト

家屋について、航空写真と課税情報が不整合である家屋（以下、「課税候補家屋」という。）の一覧から、以下の物件を抽出し、市の現況調査の状況を確認した。

【課税候補家屋にかかるサンプルリスト】

No	区	町名	現況調査状況	調査結果	結果/意見
②-1	東灘	御影石町	個人所有の未登記家屋。所有者の合意が得られず遅くなっていた。平成24年度にみなし評価(外観からの概算で評価)を実施。	課税	意見 1- ③
②-2	東灘	北青木	駅舎の屋根等であり課税対象外。市税事務所による現地調査は実施済み。	課税なし	-
②-3	東灘	魚崎北町	該当地に家屋無し。	課税なし	-
②-4	灘	大石字長峰山	該当地に家屋無し。	課税なし	-
②-5	灘	篠原北町	受水層のため家屋に該当しない。	課税なし	-
②-6	灘	大石東町	倉庫であり、課税対象である。	課税	意見 1- ③
②-7	中央	葺合町字山郡	水道局所有の家屋であり人的非課税物件。	課税なし	-
②-8	中央	東川崎町	外気遮断性のない建物のため、家屋に該当しない。	課税なし	-
②-9	中央	港島	外気遮断性のない建物のため、家屋に該当しない。	課税なし	-
②-10	北	藤原台南町	未登記の家屋であり、定期借地権等で売り出されたものと思われる。土地は非住宅用地として課税していた。	課税	結果 1- ② 意見 1- ③
②-11	北	有馬町	該当地に家屋無し。	課税なし	-
②-12	西	伊川谷町	自動車修理工場(土地借主)、構築物、倉庫(土地所有者)。	課税	意見 1- ③
②-13	西	平野町	該当地に家屋は無かったが、隣接土地に3件課税されていない家屋が発見された(所有者は異なる)。	課税	意見 1- ③

③ 現地視察

中央区の「課税候補家屋」の中から任意に抽出した物件(③-1、③-2)、及びその周辺地域にある非課税土地(③-3～③-6)について、監査人自ら現地視察及び課税台帳との照合を行った。

【現地視察にかかるリスト】

No	資産区分	所在地	状況	調査結果	結果/意見
③-1	課税候補家屋	生田町	義務者破産	課税対象	意見 1- ③
③-2	課税候補家屋	下山手通	対象となる家屋なし	課税なし	-
③-3	非課税土地	栄町通	健保組合	非課税	-
③-4	非課税土地	下山手通	宗教法人	非課税	結果 3-①
③-5	非課税土地	下山手通	国	非課税	-
③-6	非課税土地	下山手通	財産区	非課税	-



【サンプル No③-1】



【サンプル No③-2】

④ 土地及び家屋の減免リストからのサンプルテスト

平成 23 年度の土地及び家屋の減免リストから任意に抽出した以下の物件について、根拠資料との突合、航空写真での現況確認、市税事務所からのヒアリングにより、減免事務が法令等に準拠して公平に行われているか調査した。

【土地減免にかかるサンプルリスト】

No	区	軽減事由	地積 (㎡)	固定資産税 減免額(円)	結果/意見
④-1	東灘	市長特別	2,782.66	4,114,000	意見 2- ②
④-2	灘	町内会等	770.00	1,155,600	結果 2- ①
④-3	中央	公共事業	8,367.81	25,883,700	-
④-4	中央	初日該当	757.00	2,063,200	-
④-5	中央	エンブラ	16,137.00	4,995,300	-
④-6	中央	エンブラ	12,772.03	3,953,600	-
④-7	中央	エンブラ	4,000.00	2,483,700	-
④-8	中央	エンブラ	7,077.00	2,190,700	-
④-9	中央	エンブラ	7,000.00	1,696,600	-
④-10	中央	エンブラ	2,000.00	1,241,800	-
④-11	中央	エンブラ	3,332.35	1,031,500	-
④-12	西	エンブラ	21,015.69	2,520,800	-
④-13	西	エンブラ	10,607.31	1,272,300	-
④-14	西	エンブラ	10,000.06	1,199,500	-

【家屋減免にかかるサンプルリスト】

No	区	軽減事由	合計床面積 (㎡)	固定資産税 減免額(円)	結果/意見
④-15	東灘	災害	184.66	36,200	-
④-16	東灘	市長特別	37.48	1,833,000	意見 2- ②
④-17	灘	災害	64.29	2,400	-
④-18	灘	災害	64.02	13,800	-
④-19	中央	市長特別	24,258.82	3,396,000	意見 2- ②
④-20	中央	市長特別	50.09	760,000	意見 2- ②
④-21	中央	市長特別	159.50	28,000	意見 2- ②
④-22	中央	市長特別	1,172.38	2,716,000	意見 2- ②
④-23	兵庫	公共事業	33.64	3,800	-
④-24	兵庫	公共事業	246.47	4,300	-
④-25	長田	集会所・文化財	3.30	1,200	結果 2- ①
④-26	須磨	公共事業	15.67	2,500	-
④-27	垂水	災害	29.33	2,600	-
④-28	北	生活保護	15.45	1,900	-
④-29	西	エンブラ	20,649.00	8,559,600	-
④-30	西	エンブラ	8,714.30	3,911,700	-
④-31	西	エンブラ	5,715.23	2,070,300	-

(注1) 軽減事由の初日該当とは、賦課期日後当該年度の初日以前において、法令で定める固定資産に該当することとなった場合に適用される減免制度である。

(注2) 軽減事由のエンブラとは、神戸エンタープライズゾーンにおける支援措置に関する条例に基づく不均一課税であり、神戸経済の復興推進を目的に、指定された特定地域に新たに建設する特定事業者に対する特例措置であり、3年間税率が2分の1となる。

⑤ 土地及び家屋の非課税リストからのサンプルテスト

平成 23 年度の土地及び家屋の非課税一覧データから任意に抽出した以下の物件について、非課税申告書（人的非課税は除く）・決裁文書との突合、航空写真での現況確認、市税事務所からのヒアリングにより、非課税要件を満たしているかについて調査した。

【土地非課税にかかるサンプルリスト】

No	区	地目	非課税事由	課税地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)	結果/意見
⑤-1	東灘	宅地	人的		44,676.98	-
⑤-2	東灘	雑種地	人的		2,353,726.00	-
⑤-3	灘	宅地	人的		323,600.00	結果3-②
⑤-4	灘	雑種地	人的		606,924.00	-
⑤-5	北	雑種地	人的		2,442,435.00	-
⑤-6	東灘	宅地	用途(公用公共)		1,829.51	-
⑤-7	東灘	宅地	用途(公用公共)	14,826.15	1,075.61	結果3-③
⑤-8	灘	宅地	用途(公用公共)	600.00	32,649.00	-
⑤-9	兵庫	宅地	用途(公用公共)	58,185.15	20,551.49	結果3-①
⑤-10	東灘	宅地	用途(宗教法人)	6,876.00	8,198.00	結果3-①
⑤-11	東灘	宅地	用途(学校法人)	303.94	35,999.06	-
⑤-12	東灘	雑種地	用途(学校法人)		50,326.00	結果3-①
⑤-13	灘	宅地	用途(健保組合)	1,046.50	11,752.86	-
⑤-14	東灘	宅地	用途(独立行政法人)	10,441.56	21,017.44	-
⑤-15	北	山林	現況地積認定	229,126.00	24,314.00	結果3-④

【家屋非課税にかかるサンプルリスト】

No	区	非課税事由	合計床面積 (㎡)	非課税 床面積(㎡)	結果/意見
⑤-16	東灘	人的	59,379.22	59,379.22	-
⑤-17	東灘	人的	6,658.10	6,658.10	-
⑤-18	灘	人的	11,472.37	11,472.37	-
⑤-19	中央	人的	19,765.91	19,765.91	-
⑤-20	中央	人的・用途(老人福祉)	12,824.38	12,824.38	結果3-①
⑤-21	中央	用途(公用公共)	46,500.48	788.31	-
⑤-22	灘	用途(宗教法人)	1,036.42	994.51	-
⑤-23	中央	用途(宗教法人)	17,788.41	17,176.09	結果3-①
⑤-24	灘	用途(学校法人)	19,756.45	19,756.45	-
⑤-25	中央	用途(学校法人)	25,889.88	25,889.88	-
⑤-26	長田	用途(学校法人)	9,835.17	8,720.73	-
⑤-27	中央	用途(商工会議)	25,447.59	7,366.23	-
⑤-28	中央	用途(国際協力)	9,612.97	8,248.96	-
⑤-29	東灘	用途(特定団体)	27,458.61	2,276.16	-
⑤-30	灘	用途(特定団体)	9,871.19	9,871.19	結果3-①

⑥ 償却資産のサンプルテスト

平成 23 年度の償却資産当初課税全件データから任意に抽出した以下の物件について、償却資産申告書、固定資産税課からのヒアリング

により、税額が適正に算定されているかについて検討した。

【償却資産にかかるサンプルリスト】

No	区	氏名・名称	年税額(減免後)(円)	結果/意見
⑥-1	垂水	医療法人A	0	-
⑥-2	垂水	B建設	0	-
⑥-3	東灘	C工業	0	-
⑥-4	東灘	有限会社D	0	-
⑥-5	東灘	E建設	0	-
⑥-6	北	Fサービス	36,200	結果4-②
⑥-7	須磨	医療法人G	36,600	-
⑥-8	北	個人	3,722,100	-
⑥-9	中央	医療法人H	5,395,100	結果4-②
⑥-10	中央	Iサービス	7,869,600	-
⑥-11	北	I有限会社	9,298,600	-
⑥-12	西	株式会社K	14,213,400	-
⑥-13	西	Lリース	25,713,500	-
⑥-14	中央	M公社	39,786,400	-
⑥-15	中央	N研究所	49,521,200	-
⑥-16	兵庫	O株式会社	406,157,500	-
⑥-17	灘	P株式会社	715,925,000	-
⑥-18	灘	Q株式会社	812,236,600	-

(注) ⑥-1は、老健施設のため非課税、⑥-2、3、4、5は廃業による。

また、平成23年度の償却資産非課税減免データから任意に抽出した以下の物件について、減免申請書、固定資産税課からのヒアリングにより、減免・非課税要件が満たされているかについて検討した。

【償却資産非課税・減免にかかるサンプルリスト】

No	区	氏名・名称	軽減税額(円)	非課税・特例・減免要件	結果/意見
⑥-19	北	R株式会社	277,522,300	軌道用のトンネル	-
⑥-20	中央	S研究所	23,244,200	エンタープライズゾーン特定・中核施設	結果4-①
⑥-21	中央	T株式会社	15,586,032	軌道用のトンネル	-
⑥-22	垂水	社団法人U	4,214,406	社会福祉事業用の固定資産	結果4-①
⑥-23	中央	株式会社V	2,377,074	エンタープライズゾーン特定・中核施設	-
⑥-24	中央	株式会社W	3,253,642	エンタープライズゾーン特定・中核施設	-
⑥-25	中央	X株式会社	10,562,100	エンタープライズゾーン特定・中核施設	結果4-①

(7) 監査の結果及び意見

1. 土地及び家屋の課税事務について

① 所有者区分の登録誤りについて（結果）

課税土地のサンプルテストを実施した結果、以下の土地について、課税台帳上は株式会社の所有となっているが、往査時点において当該土地に含まれる非課税地積の根拠（75,500 m²）を確かめることができなかった。

No	土地(地目) /家屋	区	課税地積 /面積(m ²)	非課税地積 /面積(m ²)	固定資産税 課税標準額(円)	固定資産税額 (円)	結果/意見
①-14	土地(山林)	北	3,757,038.00	75,500.00	58,609,792	820,500	結果 1- ①

その後、市が調査した結果、当該土地は株式会社と市が共同所有しているものであり、市の持分相当地積については人的非課税の対象であることが判明した。

当該土地について、株式会社と市の共有土地として識別できるよう、課税台帳の修正処理を速やかに行う必要がある。

② 過年度税額の誤りについて（結果）

課税候補家屋のサンプルテストを実施した結果、サンプル No. ②-10 の家屋について課税対象とされておらず、その敷地について住宅用地の特例が正しく適用されていないことが判明した。

No	区	町名	現況調査状況	結果	結果/意見
②-10	北	藤原台南町	未登記の家屋であり、定期借地権付きで売り出されたものと思われる。土地は非住宅用地として課税していた。	課税	結果 1- ② 意見 1- ③

当該家屋は住宅用家屋として建築されたが未登記であり、平成 17 年の建築年度から課税漏れであった。早急に調査を行い、家屋所有者に対して過去 5 年まで遡及して課税漏れ相当額を課税する必要がある。なお、市の概算によれば、当該金額は、固定資産税約 45 万円、都市計画税約 10 万円程度である。

また当該家屋の敷地については、本来住宅用地の特例の対象となる土地であるにもかかわらず、当該家屋の課税漏れのため非住宅用地として課税しており住宅用地の特例が適用されておらず、所有者に対して過大に課税していたことになる。土地についても、早急に調査を行い、過大課税額を返還する必要がある。市の概算によれば、所有者に対して返還すべき過大課税額は、固定資産税は約 34 万円、都市計画税は約 4 万円程度である。

③ 課税候補家屋の調査について（意見）

既述のとおり、市では課税対象家屋の捕捉を、航空写真と課税情報の突

合により行っている。航空写真の撮影は3年に1度であり、撮影時に課税情報との不整合箇所は「家屋配置図」で明示されるとともに、把握していない建物が撮影されれば、「課税候補家屋」としてリストアップされる。各市税事務所では、この課税候補家屋について調査を行い課税対象家屋の把握に進めている。

平成23年度における市税事務所別の課税候補家屋の調査状況は次のとおりである。

区	対象 A	処理済 B	処理中 C	未処理 D=A-B-C	目標 E	処理済のうち 課税対象
東灘	148	93	20	35	148	21
灘	214	183	19	12	160	53
中央	211	157	7	47	180	16
兵庫	514	36	207	271	100	3
長田	267	69	198	0	100	9
須磨	170	35	113	22	70	0
垂水	238	203	35	0	238	37
北	3,692	504	0	3,188	600	6
西	1,080	470	78	532	400	127
合計	6,534	1,750	677	4,107	1,996	272

(注1) 対象(A)は、平成23年11月現在において集計した件数である。

(注2) 処理済(B)は、課税対象・課税非対象を含む。

(注3) 目標とは、調査を実施する目標件数である。

(注4) 処理済のうち課税対象とは、新築家屋等、及び地方税法第417条の規定により固定資産の価格等の決定又は価格等の修正により固定資産課税台帳に登録した件数である。

直近では航空写真は平成22年度に撮影され、平成23年度は2年目に当たるとして未処理の件数は少ないはずであるが、市全域で4,107件の物件が未処理であった。

課税候補家屋の中から任意に13件抽出したサンプルのうち5件、現地視察を行った課税候補家屋2件のうち1件が課税対象である事が判明し、これから類推すると、課税候補家屋には、課税すべき物件が少なくないものと考えられる。

未登記家屋で所有者認定が困難な事例や、市税事務所によってその管轄地域が大きく異なり、山間部が多い地域では交通の便や費用対効果が悪いこともあることから、人員配置も合わせて全庁的に計画的な調査を行うべ

きである。

2. 土地及び家屋の減免事務について

① 減免申請書及び決裁文書の保管について（結果）

サンプルテストの結果、下記については必要となる減免申請書及び決裁文書が現存していなかった。減免の取り扱いの決定は、他の納税義務者との公平性の観点から細心の注意を払う必要があり、減免根拠となる資料については減免として取り扱う期間を通じて適切に保管する必要がある。

【土地減免にかかるサンプルリスト】

No.	区	軽減事由	地積 (㎡)	固定資産税 減免額(円)
④-2	灘	町内会等	770.00	1,155,600

【家屋減免にかかるサンプルリスト】

No	区	軽減事由	合計床面積 (㎡)	固定資産税 減免額(円)
④-25	長田	集会所・文化財	3.30	1,200

② 市長特別減免について（意見）

土地及び家屋のサンプルのうち、下記物件については市税条例第 53 条第 5 項の規定により固定資産税が減免されている（以下、「市長特別減免」という。）ものである。

【土地減免にかかるサンプルリスト】

No.	区	軽減事由	サンプル抽出 対象地積(㎡)	減免地積 合計(㎡)	減免率 (対象部分)	固定資産税 減免額(円)
④-1	東灘	公益的事業を行う財団法人の事務所敷地	2782.66	2,782.66	100%	4,114,000

【家屋減免にかかるサンプルリスト】

No.	区	軽減事由	サンプル抽出 対象床面積 (㎡)	減免床面積 合計(㎡)	減免率 (対象部分)	固定資産税 減免額(円)
④-16	東灘	公益的事業を行う財団法人の事務所	37.48	882.26	100%	1,833,000
④-19	中央	国連関係機関への無償貸与施設	24,258.82	1,596.72	100%	3,396,000
④-20	中央	未登録の博物館	50.09	452.88	100%	760,000
④-21	中央	公益社団法人移行予定の社団法人	159.50	282.40	25%	28,000
④-22	中央	公益社団法人移行予定の社団法人	1,172.38	4,924.98	25%	2,716,000

(注) サンプル抽出は名寄せ前の家屋番号単位で行っているため、物件用途別の減免対象面積と異なる場合がある。上表での固定資産税減免額は、物件用途別の減免床面積合計に対応するものである。

同条項は、条例により個別規定するもののほか、公益その他の事由によ

り市長が必要性を認める場合に固定資産税を減免できるとするものである。その適用にあたっては、個別の案件ごとの決裁時に適用する減免率を決定しているが、適用対象とすべき事業や減免率の決定基準となる根拠が規則等により明文化されていない。

課税の公平性の観点からは、詳細な減免基準が明確でない減免制度は好ましいものではない。個別に事情等を踏まえて対応を決定すべき案件については、適用対象となる事業種類や基準となる減免率を規則等により明文化したうえで減免規定を適用すべきである。

③ 減免対象固定資産にかかる現況確認の仕組みづくりについて（意見）

固定資産税の減免規定の適用に際しては、減免申請書及びその事由を証する書類の提出を義務付け、その内容の審査を行うが、減免事由によっては一度減免が認められると翌年度以後減免扱いのままとなるケースもある。しかし、減免申請から長期間が経過している物件も多く、これらの物件は、当初の申請時の状況が変化し減免対象ではなくなっている可能性がある。また減免対象に該当しなくなった場合は遅滞なくその旨の申告が必要であるが、納税者の故意又は過失により、当該申告がなされず市がその実態を把握できていない物件が存在する可能性もある。市では減免対象物件の一覧を出力し、減免事由、減免期間について適宜点検を行うことになっているが、対象件数が膨大なことから十分に調査できていないのが現状である。

減免事由が一定期間継続すると予想される資産については、適切な期間を定めて定期的に減免申請書の提出を義務付けるなど、土地家屋の現況が依然として減免対象であることを確認する仕組みを検討していくことが望まれる。

3. 土地及び家屋の非課税事務について

① 非課税申告書及び決裁文書の保管について（結果）

サンプルとして抽出した非課税の土地及び家屋について、非課税申告書及び決裁文書を確認したところ、以下の物件について非課税申告書・決裁文書が見当たらなかった。

【土地】

No	区	地目	非課税事由	課税地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)	不備書類
③-4	中央	宅地	用途(宗教法人)	166.59	166.59	申告書・決裁文書
⑤-9	兵庫	宅地	用途(公用公共)	58,185.15	20,551.49	申告書・決裁文書
⑤-10	東灘	宅地	用途(宗教法人)	6,876.00	8,198.00	申告書・決裁文書
⑤-12	東灘	雑種地	用途(学校法人)	0.00	50,326.00	申告書

【家屋】

No	区	非課税事由	合計床面積 (㎡)	非課税 床面積(㎡)	不備書類
⑤-20	中央	人的・用途(老人福祉)	12,824.38	12,824.38	決裁文書
⑤-23	中央	用途(宗教法人)	17,788.41	17,176.09	申告書
⑤-30	灘	用途(特定団体)	9,871.19	9,871.19	申告書・決裁文書

課税の公平性の観点から、非課税として取り扱う根拠となる申告書・決裁文書は、後日確認できるように非課税として取り扱う期間を通じて適切に保管する必要がある。

② 台帳（土地調査表）上の地目誤りについて（結果）

サンプル⑤-3 について、台帳（土地調査表）上の現況地目が宅地になっていたが、正しくは保安林（国土交通省所有）であった。

No	区	地目	非課税事由	課税地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)
⑤-3	灘	宅地	人的		323,600.00

人的非課税であり課税関係に影響はないが、正しい地目に修正する必要がある。

③ 課税地積の誤りについて（結果）

サンプル⑤-7 について、分筆する前は非課税地積として公園があったが、分筆登記後は上記区画に公園は含まれず非課税部分はないが、台帳上、1,075 ㎡の非課税地積が残ったままになっている。

No	区	地目	非課税事由	課税地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)
⑤-7	東灘	宅地	用途(公用公共)	14,826.15	1,075.61

当該地積は本来課税対象であり、うわものの家屋（マンション）がある土地部分と合わせて課税する必要がある。

④ 非課税地積の根拠資料の保管について（結果）

サンプル⑤-15 について、非課税地積の根拠・記録が残っていない。

No	区	地目	非課税事由	課税地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)
⑤-15	北	山林	現況地積認定	229,126.00	24,314.00

境界紛争があり、二重課税について訴訟の結果、敗訴となり、当該土地に含まれる複数の番地（5 区分）の地積を課税から外すために非課税地積にしたと推測されるが、その経緯を記録として残しておく必要がある。

4. 償却資産について

① 減免申請書の決裁日の記載漏れについて（結果）

償却資産の減免非課税のサンプルテストを実施した結果、サンプル⑥-20、⑥-25 についての減免申請書の決裁日付、サンプル⑥-22 についての非課税申告書の決裁日付の記載がなかった。

No	区	氏名・名称	軽減税額(円)	非課税・特例・減免要件
⑥-20	中央	S研究所	23,244,200	エンタープライズゾーン特定・中核施設
⑥-22	垂水	社団法人U	4,214,400	社会福祉事業用の固定資産
⑥-25	中央	X株式会社	10,562,100	エンタープライズゾーン特定・中核施設

減免申請書あるいは非課税申告書について、所定の決裁手続をとった日を明らかにするためにも、日付の記載が必要である。

② 償却資産の網羅性の確保のための実地調査について（意見）

償却資産に関わる固定資産税は、償却資産の納税義務者である法人市民税の申告者及び事業所得のある個人事業主からの提出資料に基づいて、償却資産課税台帳に登録された償却資産に課税される。このため、台帳に記載されていない償却資産がないかどうかその網羅性の確認については、毎年一定の基準で抽出した事業者が償却資産の適正な申告を行っているかをチェックをするために、調査時点の申告資産のリストと調査時に事業者から入手する固定資産台帳又は減価償却明細書（減価償却資産以外を含む）を照合する実地調査を行っており、平成 23 年度の調査対象件数は約 3,000 件実施している。

しかし、実地調査の実態は、申告資産のリストと固定資産台帳又は減価償却明細書との照合を行う書面による文書調査がほとんどであり、実際に事業者の所在地まで赴く実地調査は 3 件と少ない。

事業者への償却資産課税の網羅性を確保するためには、当該文書調査だ

けでは限界がある。

このため、追加手続として、課税サンプル⑥-6 及び⑥-9 について、償却資産申告書と法人税申告書別表 16 との償却資産の取得価額を照合した。

No	区	氏名・名称	年税額(減免後)(円)
⑥-6	北	Fサービス	36,200
⑥-9	中央	医療法人H	5,395,100

その結果は以下のとおり、差異があるが、その差異の内容については不明である。

(単位：百万円)

	申告額（複数区ある場合は合計）	法人税申告書別表十六	差額
F サービス	555	656	△101
医療法人H	134	207	△72

市外で所有している償却資産がある場合や、リース契約をしているなどの差異理由が考えられるが、課税漏れの疑義のあるケースについては、地方税法第 408 条及び第 353 条の規定に基づき、償却資産明細の資料提出を求め現物確認するなどの実地調査を行う必要がある。

③ 償却資産申告書の業務の特殊性を考慮した精査が必要（意見）

償却資産リストから任意で抽出したサンプル 4 件について、平成 23 年度償却資産申告書及び種類別明細書（増加資産・全資産用）を査閲した結果は以下のとおりである。

(単位：百万円)

No	業種	前年前に取得したもの	前年中に減少したもの	前年中に増加したもの	計	結果/意見
1	医療法人	389	31	28	386	-
2	娯楽業	2,640	1,055	978	2,562	-
3	娯楽業	439	70	67	436	-
4	娯楽業	413	140	33	306	結果4-③

サンプル番号 4 については、みなし課税後に申告があり、当該申告書に基づき納税が行われているが、当年度における増加資産と減少資産の金額を比較した場合、減少資産の金額 140 百万円に比し、増加資産の金額は 33 百万円と少なく、当該遊技機のモデルチェンジであれば、ほぼ同程度の減少金額と増加金額になると見込まれることから、当該業種についてはその特殊性を鑑み、増加額については、特に留意する必要がある。

市は当年度の増加資産と減少資産の明細の合計金額が、償却資産申告書の記載金額と合致していることを確認しているが、償却資産申告書を十分に精査する必要があるとともに、業種の特徴から見て、特に留意が必要な場合は、上記記載のとおり、まず償却資産申告書と法人税申告書別表 16 との償却資産の取得価額との照合を行い、差異があればその差異の内容を調査し、疑義のあるケースについては、償却資産明細の資料提出を求め現物確認するなどの実地調査を行う必要がある。

④ 適正課税のための税務署との連携強化について（意見）

償却資産申告書の未提出者について、地方税法第 354 条の 2 に基づき、税務署に赴き所得税、法人税の申告書閲覧又は書き写しを行っている。法人の申告データは税務署から入手できず、コピーも不可であり、書き写すしかないのが現状である。市は、税務署に課税資料として上記資料のコピーを入手できるように、働きかけを行う必要がある。また、税務署においては、市との連携協力を監査人としても強く要請する。

⑤ みなし課税について（意見）

申告のない相手先については、みなし課税を実施しており、平成 21 年度から 23 年度までの直近 3 年間の各年度の件数と金額は以下のとおりである。

（単位：件、千円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
件数	499	579	453
金額	43,240	75,074	64,905

みなし課税の選定基準は以下のとおりである。

- i) 当年度の申告はないが、事業未廃止
- ii) 前年度以前に申告資産がある
- iii) 評価（減価償却）後の資産の合計額が免税点（150 万円）以上

平成 23 年 3 月末にみなし課税を行ったもののうち、任意に抽出したサンプル 4 件について、償却資産課税台帳（その後申告のあったものについては申告書もあわせて）を査閲した。

(単位:百万円)

No	業種	みなし課税の算定基礎となった資産取得価額	申告の際の算定基礎になった資産取得価額	結果/意見
5	その他小売業	331	334	-
6	小売業(衣料関係)	186	219	-
7	小売業(医療関係)	515	547	-
8	娯楽業	510	-	結果4-⑤

その結果、3件(サンプル番号5、6、7)についてはみなし課税後に増加申告があったが、1件(サンプル番号8)についてはみなし課税後も申告はなく、直近年度で申告のあった平成19年1月の申告内容(資産増減なし)をもとに、毎年度みなし課税が継続されている。

サンプル番号8の減価償却後の帳簿価額(平成23年課税標準額)は27百万円であり、当該業種は1~2年おきに機器のモデルチェンジが行われている業種であることから、みなし課税の算定基礎額とあるべき課税算定基礎額が相違している可能性が他の業種よりも高く、このような業種については、優先的に実地調査すべき案件として対応するよう留意されたい。

5. 課税保留の届出及び登記修正手続の検討について(意見)

登記簿に記載されている土地の存在が確認できない不明土地858㎡(固定資産税課税標準額11,220千円、税額224千円)について、毎年度課税しているが、登記名義人は不明土地であるとして昭和63年から滞納している。

これは、登記名義人は、代位弁済で取得した当該土地が道路になったと主張し裁判となるも最高裁判決で道路に入っていないことが明らかになったが、登記名義人は登記簿上の所有権を主張し続け、また道路以外の土地のなかに登記簿上の土地がないかがわからない状態のなか、本人からの課税保留の届出もないため、職権による課税保留は難しく、台帳課税主義に基づき課税している。

このため、毎年課税した金額が滞納処分となり、徴収担当は毎年度、滞納繰越の債権を落として(不納欠損処理)いたが、新たな現年課税も発生しているなか、登記名義人本人は死亡し、その相続人も死亡、次の相続人が複数存在するも行方不明であり、最近年度においては、毎年課税した金額が当該年度末において不納欠損処理が行われている。

現在、戸籍等から相続人を探している最中とのことであるが、早急に探し出し、課税保留の届出及び登記の修正手続を検討する必要がある。

【4】税の収納事務

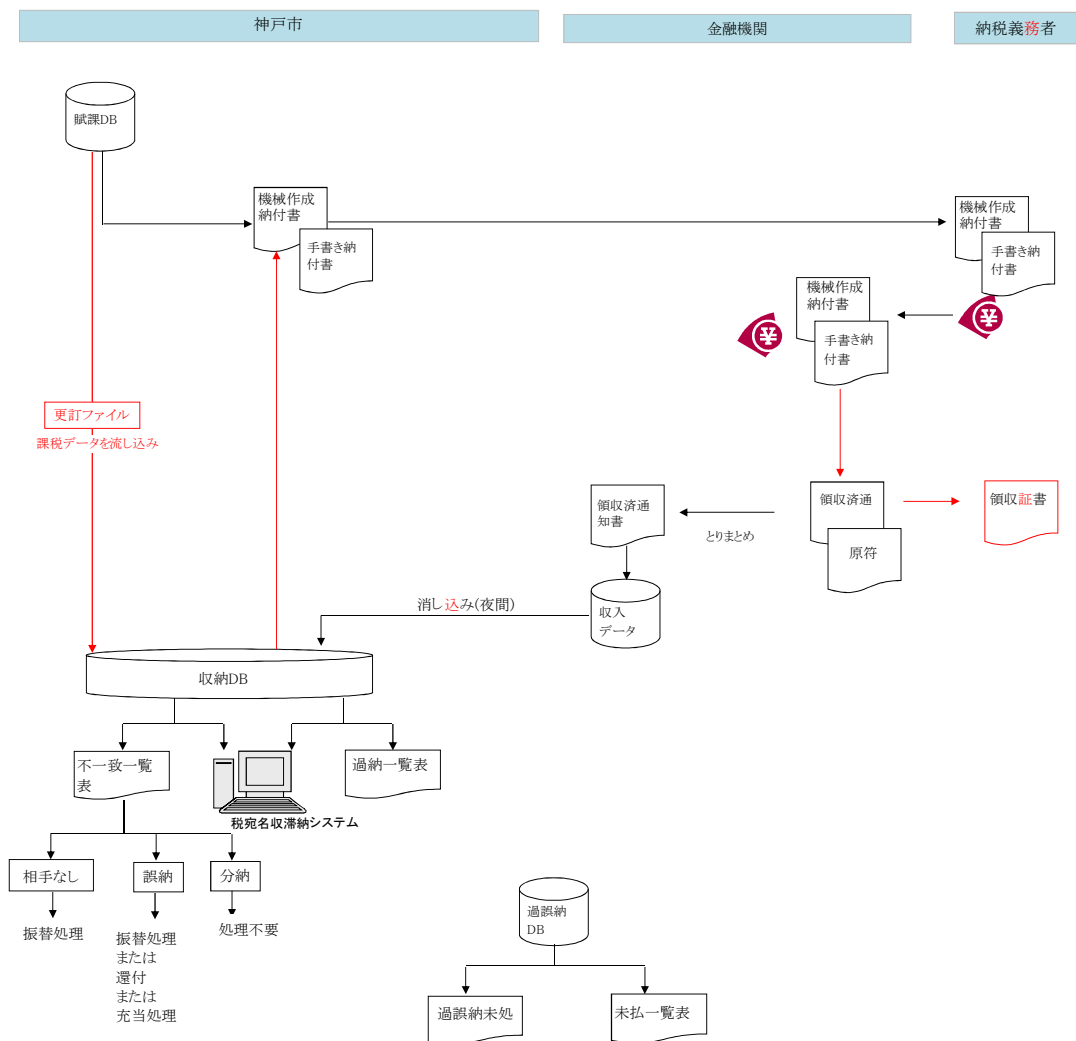
(1) 収納事務の組織体制

税は納税の告知又は申告により税額は確定し、納税義務者又は特別徴収義務者はそれを納付書で納付又は納入する。市税の収納については、課税企画課 6 名、納税促進課 9 名が担当している。また収納管理事務に係る指導・調整・統括等は課税企画課 3 名が担当している。

(2) 収納事務の概要と流れ

1. 収納事務の流れ

収納事務の流れは次のとおりである。



(出典：市より提供を受けた資料)

2. 正確性確保のための仕組み

賦課情報と収入情報の照合の網羅性・正確性及び還付処理の正確性確保のための市の仕組みは次のとおりである。

NO	リスクの内容	市の仕組み
1	賦課情報と入金情報の照合を誤るリスク	収納データベースにおいて、賦課データと収入データについて、区、税目、課税年度、通知書番号等について消込(照合)を行う。なお、消込先のないものは未調定の可能性があるため、消込が完了するまで毎日再消込が行われる。 調定額と収入額が不一致の場合は、不一致一覧表を収納データベースより作成し、不一致原因を調査の上、振替処理、還付処理、充当処理を行う。
2	還付処理や充当処理を誤るリスク	過誤納が発生したが、その過誤納について還付・充当処理がされていないか、処理されていてもその処理額過誤納額に満たないものがないか、月1回過誤納金未処理分一覧表を作成し、該当者について他の未納額を調査して、還付が妥当か判断し、還付方法または充当先の調査を行った後、オンラインで還付充当処理を行う。
3	還付処理を行ったが支払の遅れるリスク	還付処理を行ったが、支払済となっていないものについて、月1回未払一覧表を作成し、窓口払や保留のものについて必要に応じ還付口座を指定するよう納税者に連絡する。

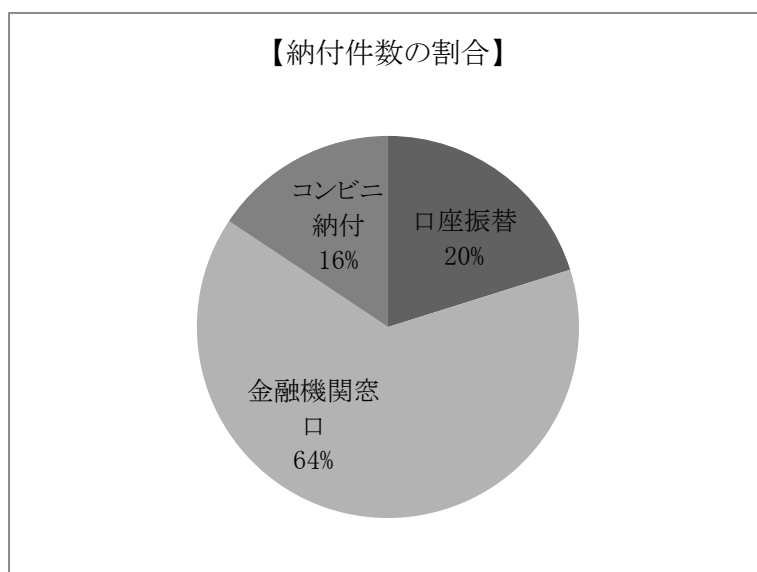
3. 納付方法について

① 平成 23 年度納付方法の状況

市税の納付方法は、口座振替、金融機関窓口納付、コンビニ納付に大別される。

	件数(件)	金額(百万円)
口座振替	868,267	46,951
金融機関窓口	2,766,486	244,608
コンビニ納付	674,434	15,629

平成 23 年度納付方法別件数は、下記のとおり金融機関窓口収納が最も多い。



② 納付コストの比較と市の方針

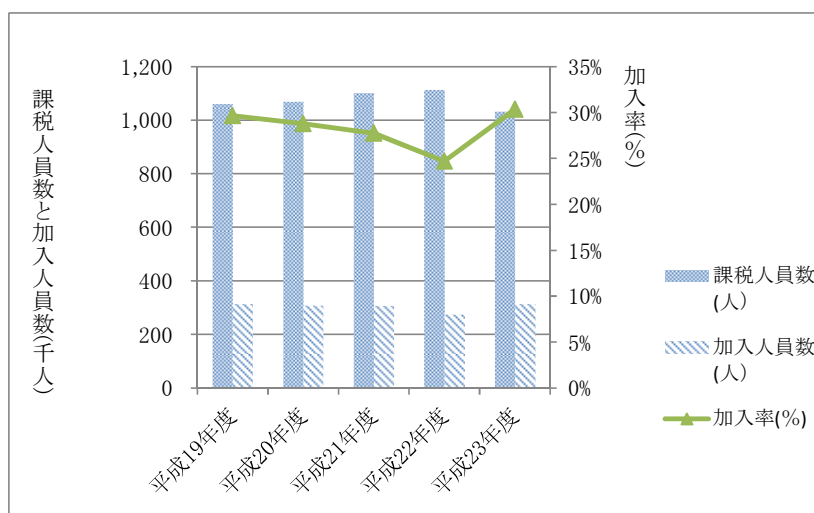
一方、主要な納付方法には、口座振替、金融機関窓口、コンビニ納付の3つの方法があるが、1件当たり納付コストは、口座振替が最も低い。市は納付コストが低く、期限内納付がされる口座振替を推進している。具体的な方法としては、市民税については、うっかり納付忘れ防止のために、平成23年度は第1期督促状発送者で早期に納付した人に、固定資産税・都市計画税については、毎年、新規課税者に、それぞれ口座振替用紙を同封した口座加入勧奨のダイレクトメールを発送している。

③ 口座振替加入率の推移

市の口座振替加入率の推移は下記のとおりである。

(単位:千人、%)

区分 年度	市 県 民 税			固 定 資 産 税			固 定 資 産 税			軽 自 動 車 税			合 計		
	(普通徴収)			都 市 計 画 税			(償却資産)								
	課税 人員	口座 加入 人員	加入率	課税 人員	口座 加入 人員	加入率	課税 人員	口座 加入 人員	加入率	課税 人員	口座 加入 人員	加入率	課税 人員	口座 加入 人員	加入率
19	268	75	28.0	526	202	38.3	15	5	30.4	250	33	13.3	1,060	314	29.7
20	270	73	27.0	530	200	37.7	16	5	32.2	254	30	11.7	1,069	308	28.8
21	294	71	24.1	535	201	37.6	16	5	31.4	257	29	11.2	1,101	306	27.7
22	299	65	21.9	540	179	33.2	15	5	32.2	258	25	9.7	1,112	275	24.7
23	213	70	32.6	545	210	38.5	15	6	36.2	258	28	10.9	1,031	313	30.4



(3) 監査の視点

1. 収納事務は所定の手続に準拠して行われているか。
2. 課税情報と収入情報が適切に取り込まれ、照合を正確に実施する仕組みが構築されているか。
3. 還付金の処理の正確性は確保されているか。
4. 多様な納付方法の検討により徴収率の向上を図っているか。同時に納付方法の多様化については費用対効果の面、公平性に配慮しているか。

(4) 監査手続

1. 収納事務の流れについて課税企画課の収納管理事務手引書を入手の上、業務の流れの説明を受け、収納事務が、法令に準拠しているか調査した。
2. 納付情報の取り込み誤りを防ぐための仕組みの整備状況について、課税企画課より説明を受け、適宜、関連資料の閲覧やシステムの観察を行った。
3. 課税情報と収入情報の照合作業の正確性確保のための仕組みの整備状況について、課税企画課より説明を受け、適宜、関連資料の閲覧やシステムの観察を行った。
4. 還付金の事務について課税企画課より説明を受け、還付金の発生している事例よりサンプルを抽出し、その計算が正確に行われていること、決められた手続が実施されているかどうかを確認した。
5. 多様な納付方法等の検討状況について課税企画課に質問をし、説明を受けた。

(5) 監査の結果及び意見

1. 口座振替の促進について（意見）

口座振替の促進は、納税者の納付の手間が省け、市にとっては期限内納付を促進し（平成 23 年度の口座振替による収納率（件数）は 97.5%である）、納付忘れによる督促状や催告書の送付経費や事務負担が軽減でき、徴収事務の効率化につながるメリットがある。

また、主要な納付方法には、口座振替、金融機関窓口、コンビニ納付の 3 つの方法があるが、1 件当たり納付コストは、口座振替が最も低い。

以上のように、納税者にとっては納付の手間が省け、市にとっては手数料が低く、また徴収事務の効率化を図れる点を考慮して、口座振替によるインセンティブを付与するなどして口座振替の促進を図るべきである。コストを伴うものではあるが、期間を設け、その間に市税の口座振替手続実施者には図書カードを贈呈するというキャンペーンを実施している事例もあり、参考にされたい。

【5】滞納整理事務

(1) 市税滞納整理に関する基本方針と組織体制等

滞納整理とは、納税者等が納期限までに市税を納付しない時に行われる一連の事務処理を総称するものである。神戸市の滞納整理事務に係る基本方針や組織体制の概要は次のとおりである。

1. 基本方針

- ① 厳しい財政状況の中、市税収入を確保することに加え、適正及び公平な課税の観点から早期滞納整理着手等これまでの取組みを継続し、さらなる収入率の増加、滞納繰越額の圧縮を図る必要がある。
- ② コンプライアンス条例（「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」）の趣旨に基づき、職員それぞれが職務に関連する法令に精通し、常に法令遵守を意識して職務を適正に執行していくことが必要である。

このように市は、収入率の向上につとめる一方で、職員の高いコンプライアンス意識を求めた適正な職務の執行を滞納整理の基本方針として掲げている。

2. 組織体制

神戸市では滞納事案の深度に応じた滞納整理を行うことを目的として機能分担制を採用している。個々の事案を1人の担当者が滞納初期段階から最終段階まですべて管理する場合に比べて、担当者の適性に応じた事務の分担や各業務内でのノウハウの蓄積、進行管理の充実を図ることができると考えている。

特に滞納期間に着目した班編成を採用し、その重点を初動対応に置いて、新規滞納者を次年度に繰り越させないことによって滞納件数の圧縮を図っていく体制作りを行っている。また、法人滞納者についても専門的に対応する班を設け、より積極的な滞納整理を図っている。

以上のように組織的な滞納整理を進めることを目的として、具体的には次のとおり班編成を行っている。

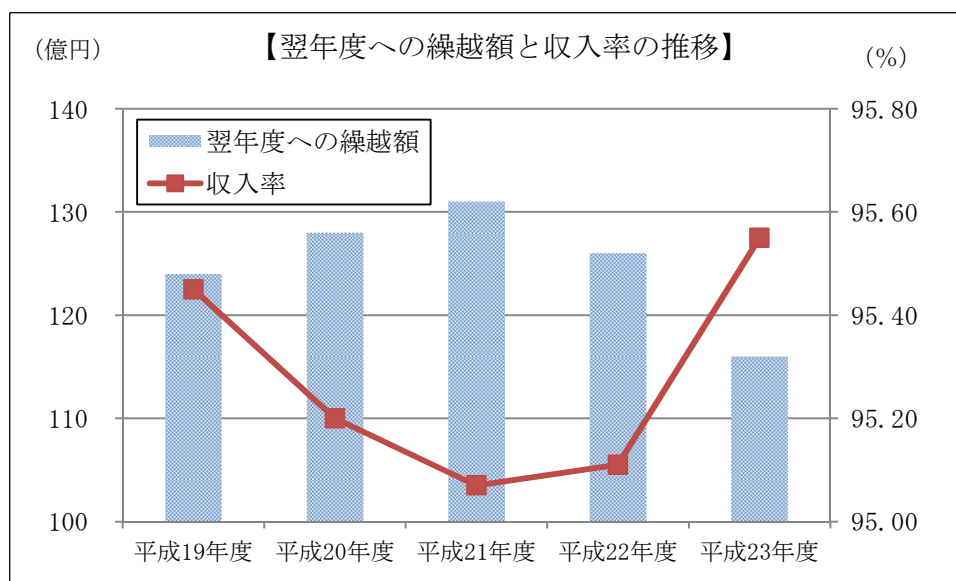
部署	班編成	人数	役割
納税 促進課	収納促進班 (督促・初動整理)	29人	納期限経過後、概ね4ヶ月間の初動対応及び現年5万円未満の案件の滞納整理
	整理推進班	9人	繰越時5万円未満の案件の滞納整理

収税課	滞納処分班	55人	収納促進班から移管後、2年度分の滞納整理
	特別滞納整理班	28人	滞納処分班から移管後の滞納整理
	機動整理班	18人	法人滞納者の滞納整理 不動産公売（期日公売・期間公売） インターネット公売（動産）

3. 平成23年度徴収目標及び過去の実績

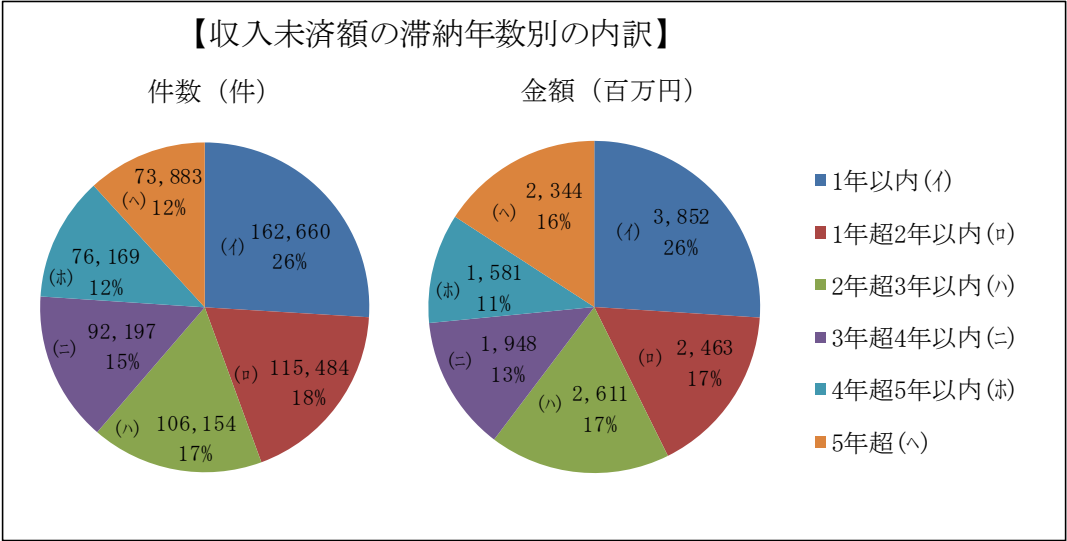
滞納整理事務に関する平成23年度の徴収目標は、市税収入率95.19%、翌年度への滞納繰越額約123億円となっている。

下記グラフのとおり、市税収入率は目標とする率を上回っており、目標を達成することができている。また、翌年度への滞納繰越額についても翌年度に繰り越される滞納金額を目標よりも抑制できている。



上記1. 基本方針に記載しているように、初動対応に重点を置いて職務執行していることが、実際に上昇傾向にあった滞納繰越額の圧縮につながっているものと考えられる。

なお、参考までに平成24年6月11日現在での収入未済額（626,547件、14,798百万円、データ抽出の制約上、県民税約30億円を含んでいる）の滞納年数別の内訳を示すと、次のとおりである（平成23年度末の情報はないため、監査人が市に依頼し、一定時点における内訳についてデータの抽出を依頼）。

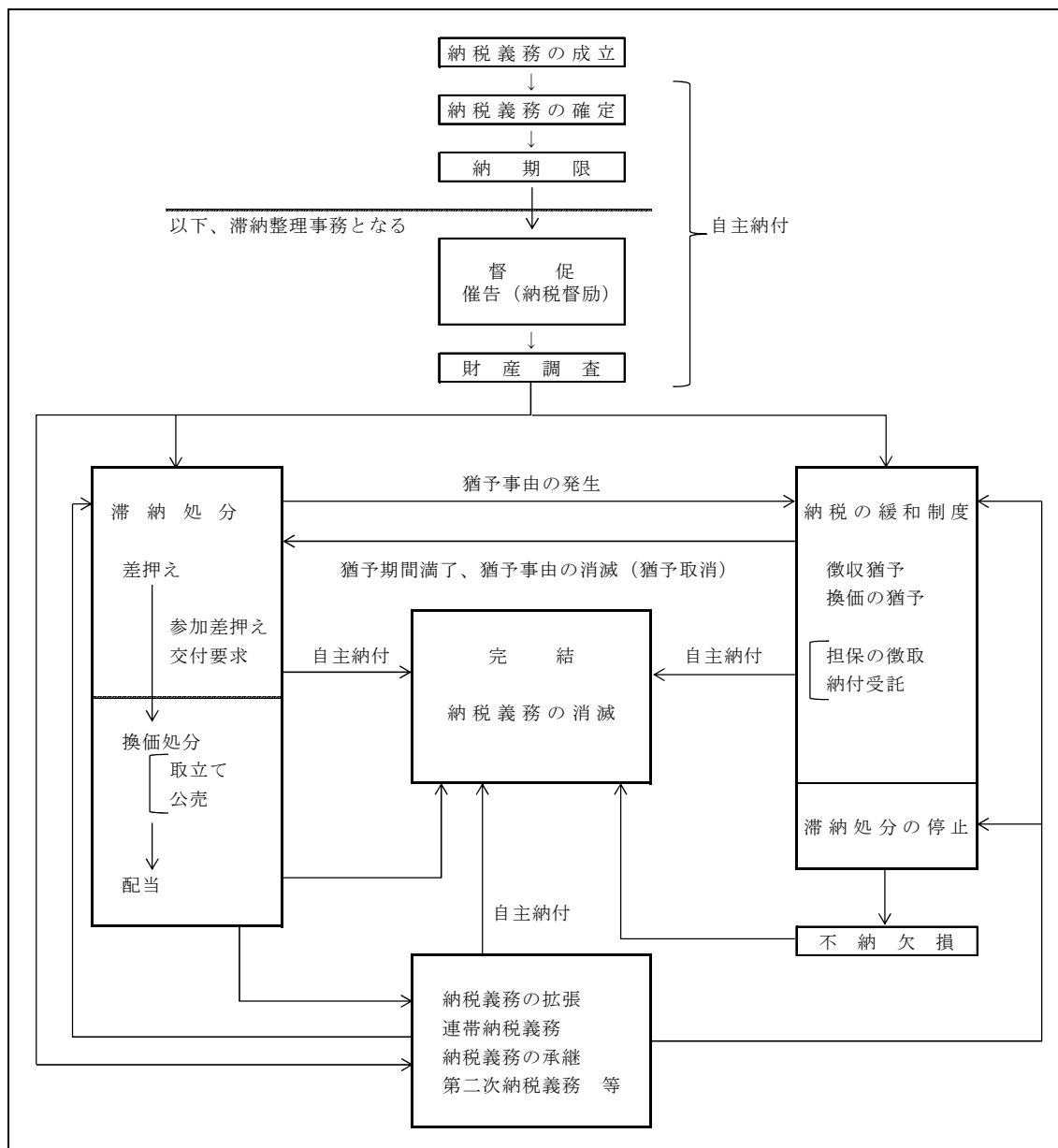


4. その他

平成 22 年度より新・収滞納システムを導入し、運用している。これにより、従来、担当者が書類ベースで管理していた個別事案について、管理監督者である課長、係長がいつでも事案の進捗状況をシステムで把握し、適宜的確な指示を行うことができる体制となっている。

(2) 滞納整理事務の概要と流れ

滞納整理事務の概要は次のとおりであり、市は主として次のフローに従って滞納整理事務を行っている。



(出典：市より提供を受けた資料を監査人が加工)

滞納整理事務は納税者等が納期限内に市税を納付しない場合に、1. 督促、2. 催告書の発送や電話・面談等による催告（納税督促）、3. 財産調査、4. 差押え・換価処分等の滞納処分、5. 徴収猶予等の納税の緩和措置などを行い、納税者等が「自主納付」を行うように導くことを目的としている。

滞納整理事務を実施した結果、滞納者が無財産である等一定の要件を具備する場合には、6. 滞納処分の停止や7. 不納欠損処理が行われることと

なる。なお、納期限の翌日から納付の日までの期間は 8. 延滞金が発生する。

1. 督促について

督促状の発送は、地方税法第 329 条第 1 項等で「徴収金を完納しない場合は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない。」と定められている。また、同条第 3 項で「特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で第 1 項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。」とされており、神戸市においては、条例により納期限後 30 日以内と定められている（神戸市市税条例第 14 条）。督促は、1 回限り行われるものであり、その後になされる納付の請求等は、履行の催告としての効力しか発生しない。

なお、過去 3 年間の督促状の発送件数は以下のとおりである。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
発送件数	587, 180	545, 487	517, 428

2. 催告について

催告とは、督促とは異なり当該行為のみで時効中断等の効力を発生するものではないが、督促状を発しても納付がない場合に実施される滞納整理を行う際の手法をいい、文書催告、電話催告及び臨戸調査等（注）の方法がある。滞納整理においては、初動対応が重要な要素の一つであり、早期にできるだけ多くの滞納者と折衝する機会を設け、納付に導かなければならない。催告は、主にこの初期段階の滞納者を対象とする滞納整理手法である。

（注）市の徴税吏員が臨戸調査時に、滞納している市税を現金でその場において徴収することは、事故防止及び効率性の観点から原則的には行っていない。

3. 財産調査について

財産調査は、滞納処分を行うにあたり、差押え可能な財産の有無を把握する意味において重要な手続である。また、財産調査を実施することにより、単に財産の有無だけでなく、滞納者の生活の状況を把握することが容易になり、それぞれの滞納者に応じた整理方針を決定しやすくなるという利点もある。財産調査は、不動産のほか、預金、生命保険、給与、その他債権等に対して実施される。

財産調査の結果、財産の存在が判明した場合は、必要に応じて差押え等の滞納処分にかかる手続を行う。一方で、滞納処分をすることができる財

産が見つからなかった場合、滞納処分をすることによってその者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明な場合は滞納処分の執行を停止することができるとなっている。

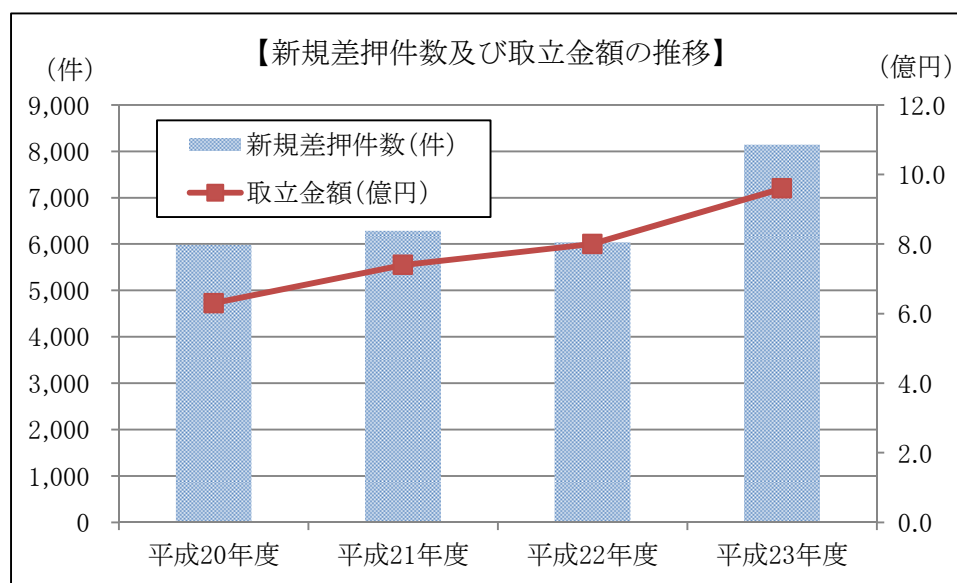
4. 滞納処分について

① 滞納処分とは

地方税の滞納処分については、地方税法及び国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされており、具体的には、財産の差押え、交付要求、参加差押え、差押財産の換価、換価代金の配当からなる（狭義には、ここから交付要求、参加差押えを除いたものを滞納処分と呼ぶこともある）。

② 市の滞納処分の状況

滞納処分手続の一つである差押えに関する新規差押件数及び取立金額の推移は以下のとおりである。



(注) 取立金額は差押債権等からの取立金額を集計している。

差押えの処理が直ちに取立金額の増加につながるわけではないが、機能分担制を採用したことによる適性に応じた事務の分担や各業務内でのノウハウの蓄積の効果が現れ、取立金額の増加にもつながっていることがうかがえる。

5. 納税の緩和制度

納税者等が納期限までに納付しないときは、滞納処分の手続を行うこと

が原則であるが、一定の要件に該当する場合には、市は納税の緩和措置をとることができる。納税の緩和制度には、納税の猶予、滞納処分の執行停止（6. 参照）があり、納税の猶予には徴収猶予、換価の猶予がある。

徴収猶予は納税者等の申請が必要であるのに対し、換価の猶予と滞納処分の執行停止は、市長が職権によって行うことができるものである。

また、滞納者の資力によっては、分割納付を認めることもあり、当該措置も事実上の納税の緩和制度といえる。

① 徴収猶予

徴収猶予は、納税者等が風水害、事業の休廃止その他の理由に基づき、その市徴収金を一時に納付し、又は納入することができない場合において、納税者等に納税資金調達の時間的猶予を与えるため、その申請に基づいて徴収を猶予する制度である。徴収猶予の期間は原則として1年（地方税法第15条第1項、2項）であるが、納税者等の申請によりその期間を延長することができる。ただし、すでに徴収を猶予した期間とあわせて2年を超えることはできない（同条第3項）。

なお、過去3年間の徴収猶予の件数は次のとおりとなっているが、件数も少なくほとんど利用されていない制度となっている。これは、制度の適用要件が厳しいことに加え、申請者に要件合致の立証責任があることなどによるものと思われる。なお、金額についてはデータがなく不明である。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
件数	2	0	0

② 換価の猶予

換価の猶予とは、滞納者の財産を直ちに換価することによって、その事業の継続又は生活の維持が困難になるおそれがある等一定の要件を具備する場合において、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、市長が滞納処分による当該財産の換価を猶予する制度である。換価の猶予期間は、1年を超えることはできない（地方税法第15条の5第1項但書）が、換価の猶予期間内にその猶予した金額を納付納入することができないやむをえない理由があると認められるときは、職権により猶予期間を延長することができる。ただし、すでに猶予した期間とあわせて2年を超えることはできない（同条第3項）。

なお、過去3年間の換価の猶予の件数は次のとおりとなっている。当該制度に係る金額についてもデータがなく不明である。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
件数	26	13	24

③ 分割納付

滞納者は、滞納した市税に対して原則的に一括全額納付することが必要である。しかし、滞納者の生活状況、資産状況、滞納金額等によっては、一括納付が困難な場合もある。市が滞納者の状況を勘案し、分割納付を認めざるをえないと判断した場合には、年度内での完結を目処に分割納付を認めることがあり、当該措置も事実上、納税の緩和措置のひとつといえる。

市は、滞納者に対して市税納付誓約書兼納付計画書（以下、「分納誓約書」という。）に自筆での署名を求めるとともに、分割納付の理由の記載を求めることとなる。なお、分納誓約書には、時効を中断する効力（7. ②参照）がある。

6. 滞納処分の執行停止及び執行停止の取消しについて

① 滞納処分の執行停止

市長は職権により、滞納者が以下の事由に該当すると認められるときは、滞納処分の執行を停止することができる（地方税法第 15 条の 7 第 1 項）。

- i) 滞納処分することができる財産がないとき（無財産）
- ii) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき（生活困窮）
- iii) 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき（居所不明）

このように、滞納処分の執行停止は、職権で行う納税緩和制度であり、当該停止期間が 3 年間継続した場合、その執行停止に係る徴収金の納税義務は消滅することとなる（地方税法第 15 条の 7 第 4 項）。

② 滞納処分の執行停止の取消し

ただし、滞納処分の執行停止後 3 年以内に、その滞納者について、資力が回復するなどして執行停止の事由に該当する事実がないと認められるときは、その執行停止を取り消さなければならない（地方税法第 15 条の 8 第 1 項）。

③ 過去 3 年間の滞納処分の執行停止額

市の過去 3 年間の滞納処分の執行停止額の事由別の推移状況は次のとお

りである。

【滞納処分の停止額の事由別内訳 年度末における累積状況】 (単位：千円、件)

区分 年度	無財産		生活困窮		居所不明		合計	
	金額	期別件数	金額	期別件数	金額	期別件数	金額	期別件数
平成21年度	727,888	63,582	62,244	5,251	76,656	5,599	866,788	74,432
平成22年度	1,070,745	95,890	92,898	7,482	83,246	6,303	1,246,889	109,675
平成23年度	1,244,715	106,609	94,892	7,225	68,972	5,847	1,408,579	119,681

(出典：市作成資料より監査人作成)

ほとんどのケースにおいて無財産が原因となっており、金額、件数のいずれにおいても全体の8割以上を占めている。また、平成21年度から平成23年度にかけて全体的に増加しているが、これは、主として市県民税における執行停止の増加による。市によると、終身雇用から派遣やパートなど雇用形態の多様化が進み、継続的に一定の収入がある階層が減少した結果、前年所得に対して課税される市県民税を納付することが困難である納税者が増加していることが要因であるとのことである。

7. 消滅時効と不納欠損処理について

① 消滅時効

地方団体の徴収金の徴収権は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する（地方税法第18条第1項）。なお、この時効は援用を要せず、また、その利益を放棄することができないため、例えば納税者等が時効となった徴収金を納付した場合、市は原則として納税者等に返還しなければならない。時効が成立すれば、市は会計上の手続として不納欠損処理を行うこととなる。

② 時効の中断及び停止

i) 時効の中断

時効の中断とは、当該中断事由となる処分の効力が生じた時に時効が中断し、その中断事由の終了した日の翌日から新たに時効期間が進行するものである。例えば、以下のようなものがある。

事由	時効の中断の期間・内容
督促 (地方税法第18条の2第1項第2号)	督促状又は督促のための納付・納入の催告書を発した日から起算して10日を経過した日までの期間。
交付要求 (地方税法第18条の2第1項第3号)	交付要求書が執行機関に送達された時から、その交付要求がされている期間。ただし、交付要求書が、執行機関には送達されたが滞納者には送達されていない期間があるときは、その期間を除く。

差押え (民法第 147 条第 2 号)	その差押えの効力が生じたときから滞納処分を終了又は差押えの解除までの期間。ただし、その差押えが取り消されたときは時効中断の効力を生じない (民法第 154 条)。 また、差押えのため搜索したが差し押さえるべき財産がないために差押えができなかった場合には、その搜索に着手したときに時効中断の効力を有する。
承認 (民法第 147 条第 3 号)	納税義務の承認は、時効中断の効力を有する。承認の例としては次のようなものが挙げられる。 ・分納誓約書の提出 ・一部納付 (納税者等による地方団体の徴収金の一部納付は、その旨の意思表示が認められる限り、その地方団体の徴収金の承認があったと認められ、その残余の徴収権の時効を中断する)

ii) 時効の停止

時効の停止とは、当該停止事由が生じると、その停止事由が継続している間の時効の進行が停止され、その停止事由の終了した日の翌日から、引き続き時効期間が進行するものである。例えば、以下のようなものがある。

事由	時効の停止の期間・内容
徴収猶予・換価の猶予 (地方税法第 18 条の 2 第 4 項)	その猶予に係る地方団体の徴収金につき、その猶予されている期間。
相続 (民法第 160 条)	被相続人の地方団体の徴収金につき、相続財産に関し相続人が確定し、管理人が選定され、又は破産手続開始の決定があったときから 6 ヶ月間。

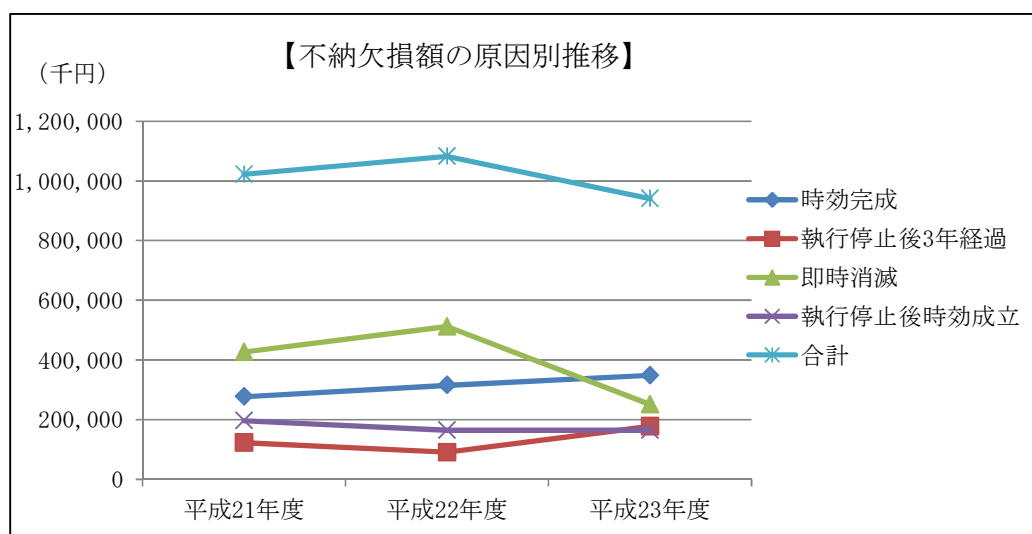
③ 不納欠損処理

以下のような納税義務消滅事由が発生した場合、市は不納欠損処理手続を行うこととなる。

【納税義務の消滅事由】

時効による納税義務の消滅	時効完成：5 年間徴収権を行使しないことによって時効が完成したとき、納税義務は消滅する (単独時効、地方税法第 18 条、18 条の 2)
滞納処分の執行停止による納税義務の消滅	執行停止後 3 年経過：執行停止が 3 年間継続したときは、納税義務は消滅する (期間満了、地方税法第 15 条の 7 第 4 項)
	即時消滅：限定承認、その他地方税を徴収できないことが明らかであるときは、直ちに納税義務を消滅させることができる (地方税法第 15 条の 7 第 5 項)
	執行停止後時効成立：執行停止期間中に消滅時効が完成した場合は、納税義務は消滅する (時効優先)

また、以上の事由に基づいた過去3年間の不納欠損額の推移は次のとおりとなっている。平成21年度と22年度は計10億円を超えていたものが、平成23年度には、9億4千万円に圧縮されている。なお、平成23年度に即時消滅が半減しているのは、そもそも即時消滅の内訳の多くが、解散した法人等についてその資産がない場合であり、平成23年度は22年度に比して大口の法人案件で即時消滅に該当するものが前年度に比べて減少したためである。



上記のとおり、時効の中断や停止となるケースがあることから、時効の管理は現在の新・収滞納システムでは対応できず、各担当者が手計算により時効管理を行っている。時効となった債権については、適宜手作業により不納欠損処理を行っている。

また、年度末に時効完成していると思われるものを抽出し、システム上管理していない時効中断事由について担当者が個別に確認を行ったうえ、一括して不納欠損処理も行っている。

8. 延滞金の管理について

① 延滞金について

納税者等は、定められた納期限内に自主納付することが求められる。そのため、納期限内の適正な納付を促すとともに、納期限内に適正に納付した納税者等との公平を図るための制度として延滞金制度が設けられている。

延滞金は、本税の納期限の翌日から起算して、本税の完納する日までの日数に応じて、当該税額に一定割合を乗じて計算され、その性質は納期限内に納付されなかったことによる遅延利息あるいは遅延損害金にあたりと言われており、滞納者等は本税に加算して納付しなければならない。

延滞金は本税を完納するまで最終的な金額は確定せず、本税完納により延滞金が確定した後は延滞金に対する延滞金は発生しないため、延滞金のみの滞納となれば、当該延滞金が増加することはない。

② 延滞金の減免について

市長は、納税者等が納期限までに税金を納付しなかったことについてやむをえない理由があると認めるときは、延滞金額を減免することができる（神戸市市税条例第13条第4項）。

当該延滞金の減免は、その申請があった場合において、下記のいずれかに該当し、納期限を経過したことについてやむをえないと認める事情があるときに限り行うことができる（神戸市市税条例施行規則第11条第1項）。

(1) 災害・盗難	納税者等が災害又は盗難にあったとき
(2) 事業損失	納税者等がその事業又は業務について甚大な損失を受けたとき
(3) 事業廃止	納税者等がその事業又は業務について休止又は廃止したとき
(4) 疾病・死亡	納税者又は同居親族の疾病又は死亡に多額の出費を要し生活困難と認められるとき
(5) 失業	納税者が失業し、生活が困難と認められるとき
(6) 生活扶助	納税者が生活保護法による扶助を受けているとき
(7) 納税告知等の不知	納税者の責めに帰さない事由により賦課の事実又は督促状の送達の実態を知ることができない場合であって、送達場所に納税を処置する者がいないため納税ができなかったとき
(8) 身柄拘束	法令等により納税者等が身体に拘束を受け、納税ができなかったとき
(9) 更正の請求	納税者等が賦課に関して異議申立て若しくは減免申請又は裁判所へ出訴して課税額が更正されたとき

延滞金の減免を受けるには、減免を受けようとする者が、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない（神戸市市税条例施行規則第11条第2項）

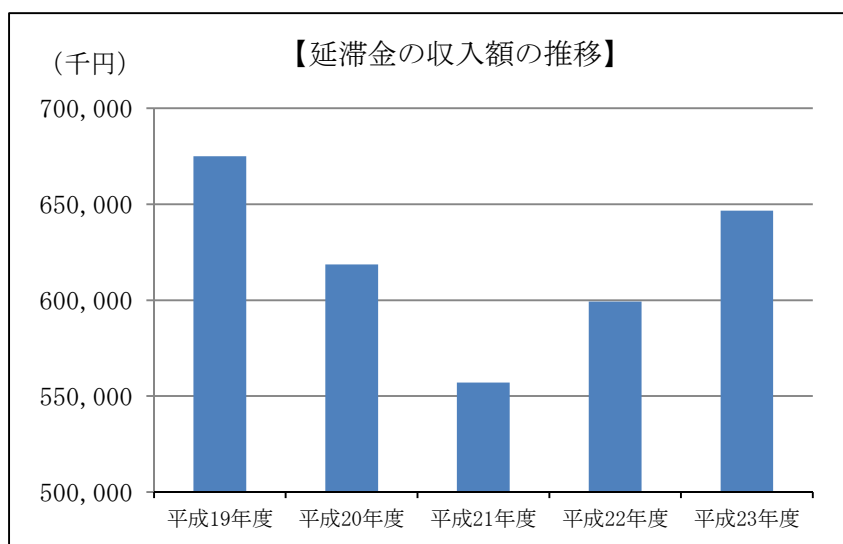
- i) 納税者の住所及び氏名又は名称
- ii) 当該延滞金に係る市税の年度、期別及び税目
- iii) 減免を受けようとする理由
- iv) その他、必要な事項

③ 延滞金の管理について

市の新・収滞納システムでは延滞金減免等の条件が正確に入力されてい

れば各個別事案ごとの一定日における延滞金の計算は自動的にすることが可能である一方、システム内に古くからある確定延滞金については、時効中断等の確認作業に相当な時間を要するため、現時点では市全体でどの程度の延滞金が発生しているかを把握することはできない。

なお、直近5年間における延滞金の各年度収入額は次のとおりである。



ここ5年間では毎年度、5億5千万円から6億円を超える収入があるものの、各年度の延滞金の収入未済額がどの程度の金額なのかを把握することができていないため当該収入額が多いのか少ないのかの判断はできない。また、延滞金のうち不納欠損処理された延滞金の金額がどの程度あるのかについても把握できていない。

(3) 滞納整理の状況

市税全体の滞納整理の状況、すなわち調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率の過去3年の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度		調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率
平成21年度	現年分	274,497,911	270,065,659	92,543	4,339,708	98.4%
	滞納繰越分	12,739,347	3,019,948	929,303	8,790,096	23.7%
	合計	287,237,258	273,085,607	1,021,846	13,129,804	95.1%
平成22年度	現年分	267,793,694	264,183,424	55,450	3,554,821	98.7%
	滞納繰越分	13,062,336	2,951,154	1,026,538	9,084,643	22.6%
	合計	280,856,030	267,134,578	1,081,988	12,639,464	95.1%
平成23年度	現年分	269,831,146	266,762,151	43,303	3,025,691	98.9%
	滞納繰越分	12,565,170	3,086,052	897,315	8,581,804	24.6%
	合計	282,396,316	269,848,203	940,618	11,607,495	95.6%

現年分の収入率は98%を超えているが、滞納繰越分に関する収入率は

20%台となっている。

なお、滞納している税目により、滞納整理事務の優先順位が決まるのではなく、滞納期間や滞納税額等によって優先順位が決まるため、各税目により滞納整理手法が大きく変わることはない。ただし、各税目の収入率はそれぞれ異なっている。今回、監査の対象とした市税のうち、主な税目である個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税の過去3年間の収入状況は次のとおりである。

1. 税目別の収入状況の推移

① 個人市民税

(単位：千円)

年度		調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率
平成21年度	現年分	95,698,042	93,808,580	13,103	1,876,359	98.0%
	滞納繰越分	5,079,611	1,073,577	367,697	3,638,337	21.1%
	合計	100,777,654	94,882,157	380,800	5,514,697	94.1%
平成22年度	現年分	89,255,162	87,675,194	5,136	1,574,831	98.2%
	滞納繰越分	5,460,352	1,073,004	400,297	3,987,051	19.7%
	合計	94,715,513	88,748,198	405,433	5,561,882	93.7%
平成23年度	現年分	87,425,838	86,144,817	7,152	1,273,869	98.5%
	滞納繰越分	5,502,904	1,217,013	442,133	3,843,758	22.1%
	合計	92,928,742	87,361,830	449,285	5,117,627	94.0%

現年分の収入率は上昇傾向にある一方、滞納繰越分の収入率については、平成21年度から平成22年度にかけて下落し、平成22年度においては、20%を下回る結果となった。しかし、平成23年度には、22%を超えており、年度における変動が現年分より著しくなっている。なお、現年分と滞納繰越分の合計の収入率はいずれの年度も94%前後となっており、市税全体の収入率と比較すると若干悪くなっている。

② 法人市民税

(単位：千円)

年度		調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率
平成21年度	現年分	25,315,644	25,222,214	1,735	91,696	99.6%
	滞納繰越分	315,996	82,446	46,580	186,969	26.1%
	合計	25,631,640	25,304,660	48,315	278,665	98.7%
平成22年度	現年分	24,788,619	24,694,385	1,294	92,940	99.6%
	滞納繰越分	277,351	66,684	39,718	170,949	24.0%
	合計	25,065,970	24,761,069	41,012	263,889	98.8%
平成23年度	現年分	27,215,982	27,132,407	3,421	80,154	99.7%
	滞納繰越分	258,242	90,237	27,076	140,928	34.9%
	合計	27,474,224	27,222,644	30,498	221,082	99.1%

現年分の収入率はいずれの年度も 99%台後半であり、高い収入率となっている。また、現年分と滞納繰越分の合計でも、毎年 99%前後の収入率となっており、市税の中でも高い水準を維持している。

③ 固定資産税

(単位：千円)

年度		調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率
平成21年度	現年分	112,673,493	110,964,721	63,164	1,645,608	98.5%
	滞納繰越分	5,465,431	1,483,483	383,637	3,598,310	27.1%
	合計	118,138,923	112,448,203	446,802	5,243,918	95.2%
平成22年度	現年分	112,688,785	111,174,255	39,604	1,474,926	98.7%
	滞納繰越分	5,235,051	1,425,107	411,098	3,398,847	27.2%
	合計	117,923,836	112,599,362	450,702	4,873,772	95.5%
平成23年度	現年分	113,066,563	111,736,252	26,495	1,303,816	98.8%
	滞納繰越分	4,866,297	1,400,646	286,826	3,178,826	28.8%
	合計	117,932,860	113,136,897	313,321	4,482,642	95.9%

現年分の収入率はいずれの年度も 98%台の後半を維持しながら、ここ 3 年間は上昇傾向にある。また、滞納繰越分の収入率についても上昇傾向となっている。現年分と滞納繰越分の合計でも、収入率は上昇傾向であり、平成 23 年度では、ほぼ 96%となった。

④ 都市計画税

(単位：千円)

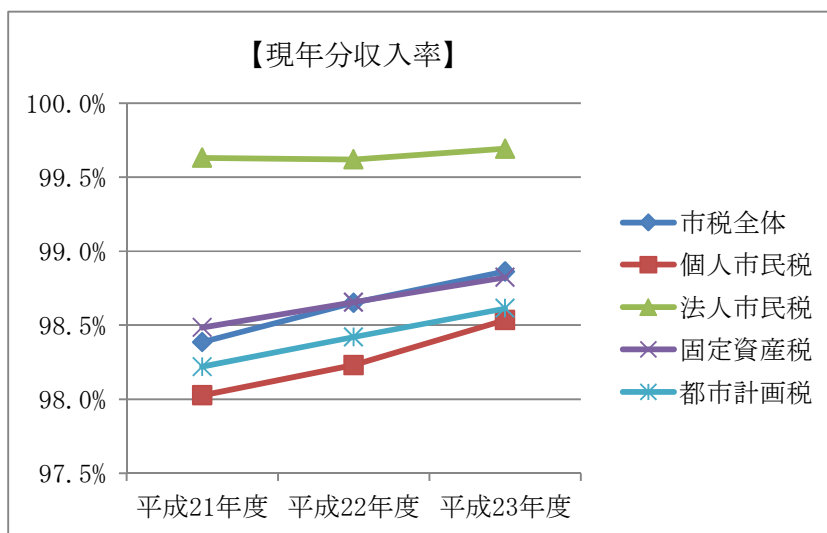
年度		調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率
平成21年度	現年分	22,294,880	21,897,795	14,298	382,788	98.2%
	滞納繰越分	1,283,453	345,297	88,897	849,258	26.9%
	合計	23,578,333	22,243,092	103,195	1,232,046	94.3%
平成22年度	現年分	22,421,260	22,067,160	9,195	344,905	98.4%
	滞納繰越分	1,229,662	332,001	96,977	800,685	27.0%
	合計	23,650,922	22,399,161	106,172	1,145,590	94.7%
平成23年度	現年分	22,492,030	22,180,103	6,051	305,876	98.6%
	滞納繰越分	1,143,722	327,907	64,885	750,930	28.7%
	合計	23,635,752	22,508,011	70,935	1,056,806	95.2%

現年分の収入率はいずれの年度も 98%台を維持しながら、ここ 3 年間は上昇傾向にある。また、滞納繰越分の収入率についても現年分と同じく上昇傾向となっている。そのため、現年分と滞納繰越分の合計収入率も上昇傾向であり、平成 21 年度と 22 年度は 94%台であったが、平成 23 年度には 95%を超えている。

2. 税目間の収入率の比較

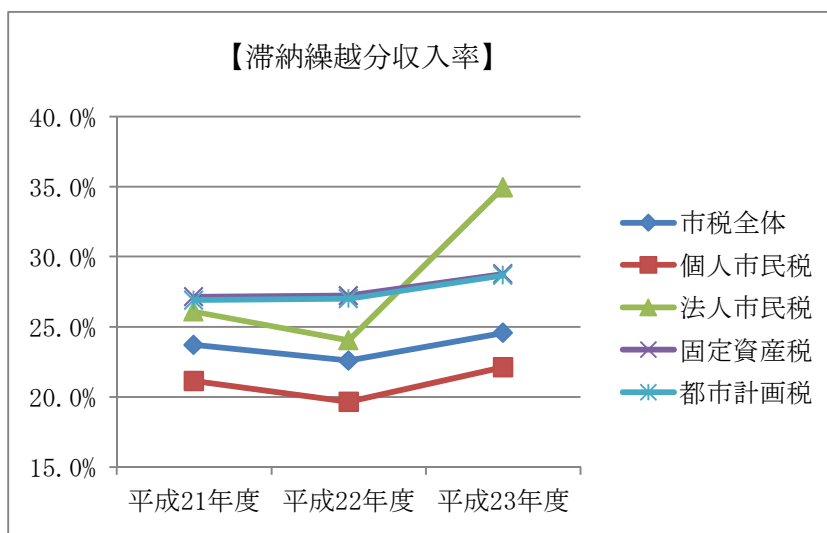
以上の4つの税目について、①現年分、②滞納繰越分、③合計（現年分＋滞納繰越分）に関する過去3年の収入率の推移比較は次のとおりである。いずれの税目においても、滞納繰越分の収入率は現年分の収入率に比較して大幅に低いため、改めて、年度内での収納が重要であることがわかる。

① 現年分



いずれの税目においても、ほぼ98%を超えているが、法人市民税については、99%台後半を維持している。

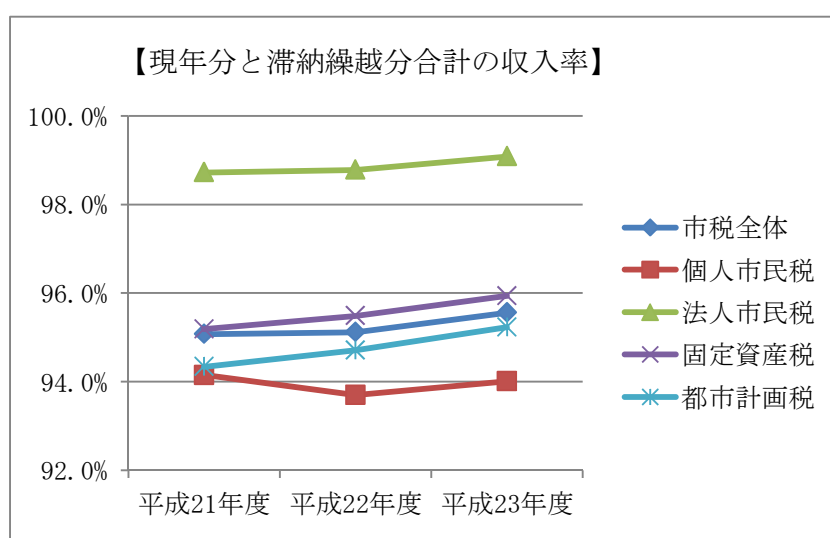
② 滞納繰越分



①で見たとおり、現年分については、法人市民税の収入率が最も高くなっていたが、滞納繰越分に限って見ると、平成23年度を除き固定資産

税・都市計画税を下回っており、現年分と滞納繰越分で逆転現象が起きている。どの市税についてもいえることであるが、法人市民税については、滞納繰越せずに年度内での収納が特に重要であることを示唆している。ただ、法人市民税については、そもそも現年分の収入率が高く、滞納繰越調定額が小額となるため、大口案件の納付の有無により、収入率が顕著に増減するという傾向もある（平成23年度において平成22年度より収入率が大幅に改善しているのは、この理由による部分も大きい）。

③ 合計（現年分＋滞納繰越分）



現年分と滞納繰越分の合計で見ても、法人市民税の収入率の高さは際立っている。一方で、市税全体の収入率を下回っている都市計画税と個人市民税については、全体的な収入率の向上が望まれるところである。

(4) 監査の視点

1. 滞納整理事務は市税滞納整理方針等に従って行われているか。
2. 滞納整理事務は適切に納税している市民との間の公平性に配慮して行われているか。
3. 滞納者への催告、財産調査及び滞納処分は効率的かつ効果的に行われているか。
4. 滞納処分の執行停止、不納欠損処理は適切に行われているか。
5. 延滞金の管理は効率的かつ効果的に行われているか。

(5) 監査手続

1. 新・収滞納システムから出力された滞納者一覧から任意にサンプルを抽出し、交渉履歴、参考書類を閲覧した。
2. 収入未済額が多額となっている事案、滞納が長期化している事案、平成 23 年度に多額の不納欠損処理をした事案、その他監査人が必要と認めた事案を中心にサンプルを抽出し、各担当係長に質問するとともに、交渉履歴、参考書類を閲覧した。
3. 平成 23 年度以降の滞納処分の停止調査書兼決議書、不納欠損処分決議書、滞納処分の停止兼不納欠損処分決議書、不納欠損処分取消決議書を閲覧した。
4. 延滞金の管理状況を質問するとともに、延滞金減免申請書及び延滞金減免決議書を閲覧した。

(6) 監査の結果及び意見

1. 市の方針に従った滞納整理事務の徹底について（結果）

平成 23 年度の滞納処分の停止兼不納欠損処分調査書兼決議書を閲覧したところ、平成 22 年度課税に係る市民税の滞納（約 10 万円）に対し、「将来的に徴収の可能性がないと見込まれる」ことを理由として即時消滅（即時に不納欠損処理すること）させている事案があった。当該決議書には、徴収の可能性がないとする根拠書類は添付されておらず、市の平成 23 年度の滞納整理方針上も、当該事案については、さらなる財産調査及び文書催告を実施すべきで、即時に不納欠損処理を行うべきではなかったと考えられる。

この事案においては、滞納者は死亡しているが相続人が財産を有している可能性もあり、預金等の財産調査をすることなく、即時消滅の判断を下すことは妥当でない。今後は、市の方針に従った滞納整理事務の実施を再度、徹底すべきである。

2. 分納誓約書の提出による適切な時効中断措置の徹底について（結果）

分納誓約書には時効の中断の効力があり、滞納者から適切に受領すれば、滞納整理事務をより効率的かつ効果的に実施することが可能である。しかし、市が滞納者に対して分納誓約書の提出を徹底せず、適時に分納誓約書を受領しなかったため、滞納税額の一部（少額の延滞金）が分納誓約の交渉の約 1 ヶ月半後に時効にかかるという事例があった。効率的かつ効果的な滞納整理事務を実施するためにも、市は滞納者から、適時に分納誓約書の受領を行うことを再度、徹底すべきである。

3. 分割納付不履行案件の進行管理について（意見）

分納誓約書及び新・収滞納システムを閲覧したところ、分割納付が計画通り行われないうまま、複数回の不履行が発生しているケースが認められた。

現状、分割納付期限を経過した場合には、新・収滞納システム上で各担当者に通知が行われており、個別に対応を図る体制となっているとの回答であった。しかし当該担当者通知を閲覧したところ、通知事項はこのほかにも日々大量に発生しており、分割納付期限経過アラームとしては充分機能していない。

分割納付不履行の発生状況を総括的にリスト化して、監督者が進行管理できる仕組みを作るなど、滞納者に対して早期の対応を図る体制を整えるべきである。

4. 滞納処分の執行停止後の事後調査について（意見）

滞納処分の執行停止を受けている滞納者に対して、執行停止後の資力の回復等があれば執行停止処分の見直しを行う必要がある。しかし、現状では執行停止後の滞納者の資力の回復状況を確認する手続は地方税法及び市の滞納整理のルール上も明確に定められていない。

(2) 7. ③不納欠損処理に記載しているとおり、滞納処分の執行停止後 3 年経過した場合には、納税義務が消滅し不納欠損処理されることになるが、課税の公平性を確保するためにも不納欠損処理となる前に滞納者の資力の回復状況を確認する事後調査を実施することが望ましい。

5. 不納欠損処分取消決議書の記載不備について（結果）

市の時効時期の認識誤りなどにより、過去に決議した不納欠損処理が誤っている場合、市は不納欠損処分取消決議を行うことにより、過去の不納欠損処理を取り消すこととなる。このような場合、市では不納欠損処分取消決議書に取り消し理由を示した上で、上席者の承認により取り消し作業を行う。しかし、当該決議書が綴じられたファイルを閲覧したところ、決議書に何ら理由が記載されておらず、根拠資料の添付もない決議書があった。

根拠資料を適切に保管し、取消理由が明確にわかるよう、決議書への理由記載の方法を徹底する必要がある。

6. 延滞金の管理について（意見）

延滞金は、納期限内に適正に納付した納税者との公平を図るための制度

である。

延滞金の管理については、収入額の合計額は年度ごとに把握されているものの、年度ごとの確定額及び不納欠損額の合計額は把握されていない。市全体の延滞金の確定額に対する収入額の割合（延滞金の収入率）やどの程度の不納欠損額が発生しているかを組織として把握し、分析することで、延滞金収入率の改善につなげるべきである。

7. 延滞金の長期滞納案件への対応について（意見）

延滞金を約 50 万円滞納（本税部分は完納）しており、市が土地を差し押さえているものの、約 6 年間滞納者との接触を行っていない事例があった。当該事例ではたとえ差押えにより時効の中断が行われていたとしても定期的に滞納者と連絡をとり、現況の把握を行って自主納付に導くような対応を図るべきである。

延滞金の回収（滞納整理）に対する方針や基準について質問を行ったところ、「延滞金の回収（滞納整理）の取組みとして、現在、本税が納付された当該月の翌月にその本税に対する確定延滞金の追徴納付書を送付している。また、一斉催告時（12 月・3 月）には本税と延滞金の記載された催告書を送付しており、そのほか各担当者が個別催告書を送付する際も、延滞金も含めて送付している。本税を優先して滞納整理をしているが、延滞金についても、催告等の機会を通じて限られたマンパワーの中で滞納整理している。本件については、差押処分により債権全額確保できている。」との回答であった。

限られた人的資源のなかで滞納整理事務に優先順位をつけて対応していかなければならない状況は理解できるが、延滞金制度は納税者間の公平性を図るために設けられている制度でもあり、長期にわたる案件があればそれを抽出できるような体制を整えて、適宜的確な対応を行うことが必要である。

8. 延滞金減免書類の記載不備について（結果）

延滞金減免申請書及び延滞金減免決議書の記載内容に不備が散見された。発見された不備は以下のとおりである。

書類名	不備事項	具体的内容
延滞金減免申請書	「承認・否認」が明確にされていない	延滞金減免申請書には滞納者からの申請内容について「承認・否認」を決裁する欄が設けられているが、いずれにも○が付されておらず、どのような決裁が行われたかを書面上で確認することができなかった。延滞金の減免を決裁する文書としての要件を満たしておらず、重要な瑕疵があると認められ、記載内容の徹底した再指導が必要である。
延滞金減免決議書	減免事由が明確にされていない	延滞金減免決議書には減免事由を記載する欄が設けられており、主要な減免事由についてはシステム上該当する減免事由を選択して記載する様式になっている。該当する事由が設定されていない場合には「09 その他」を選択して、具体的な内容を記載する必要があるが、記載がなされていない事案があった。減免事由は決裁を行ううえで重要な情報であり、具体的な内容の記載を徹底するべきである。

延滞金は遅延損害金であり、滞納者が当然に負担するべきものであることから、その減免は安易に行われるべきではなく、適切に作成された所定の書式の情報をもとに十分に検証したうえで決裁を行う必要がある。

9. 延滞金の納付書通知について（結果）

新・収滞納システムの記載事項を閲覧したところ、「延滞金納付書は送らない」旨の記載がされている事例があった。過去の記載事項を遡ると平成22年に「延滞金は払わない」と伝達されており、その時点から納付書の送付を停止して差押え財産等の調査を行っているものの、現時点でも収納されないまま納付書の送付も停止され続けている。

しかし、延滞金納付書の送付は滞納者に確定延滞金の金額を通知する意味合いもあり、原則として送付を行ったうえで自主納付に導くことが必要である。

10. 市職員の市税滞納について（意見）

平成23年4月1日から平成24年10月24日までにおいて、市職員（地方公営企業法適用の企業の職員は除く）に対して行われた滞納処分の状況（給与の差押え）は次のとおりであり、計6人、延べ7人に対して給与の差押えが行われている。

(単位：円)

氏名	差押え通知日	当初滞納額	差押え開始日	差押え終了日
A	平成23年6月14日	164,100	平成23年6月30日	平成23年6月30日
B	平成23年7月27日	124,900	平成23年8月20日	平成23年9月20日
C	平成23年11月16日	35,800	平成23年12月20日	平成23年12月20日
D	平成24年2月21日	28,400	平成24年3月20日	平成24年5月20日
E	平成24年4月25日	128,100	平成24年6月30日	平成24年6月30日
F	平成24年5月10日	33,500	平成24年6月30日	平成24年6月30日
F	平成24年8月28日	26,800	平成24年9月20日	未了
合計		541,600		

一方で、神戸市の「懲戒処分の指針（平成24年4月1日改正）」の第2.めやすとなる処分量定（処分の内容）では、「公的債権に関して給与の差押えを受けた職員等で、公務に対する信用を失墜させ、又は公務に支障を生じさせた職員」に対しては「停職、減給又は戒告」の処分が例示されている。過去には処分されている事例もあるが、上記調査期間に差押えをされた職員に例示された処分は下っていないとのことである。

市職員による市税の滞納は、納税者である市民の納税意識を損なわせるだけでなく、市税を徴収する職員等の士気にも多大な影響を及ぼすことを十分に認識すべきである。

【6】情報システム

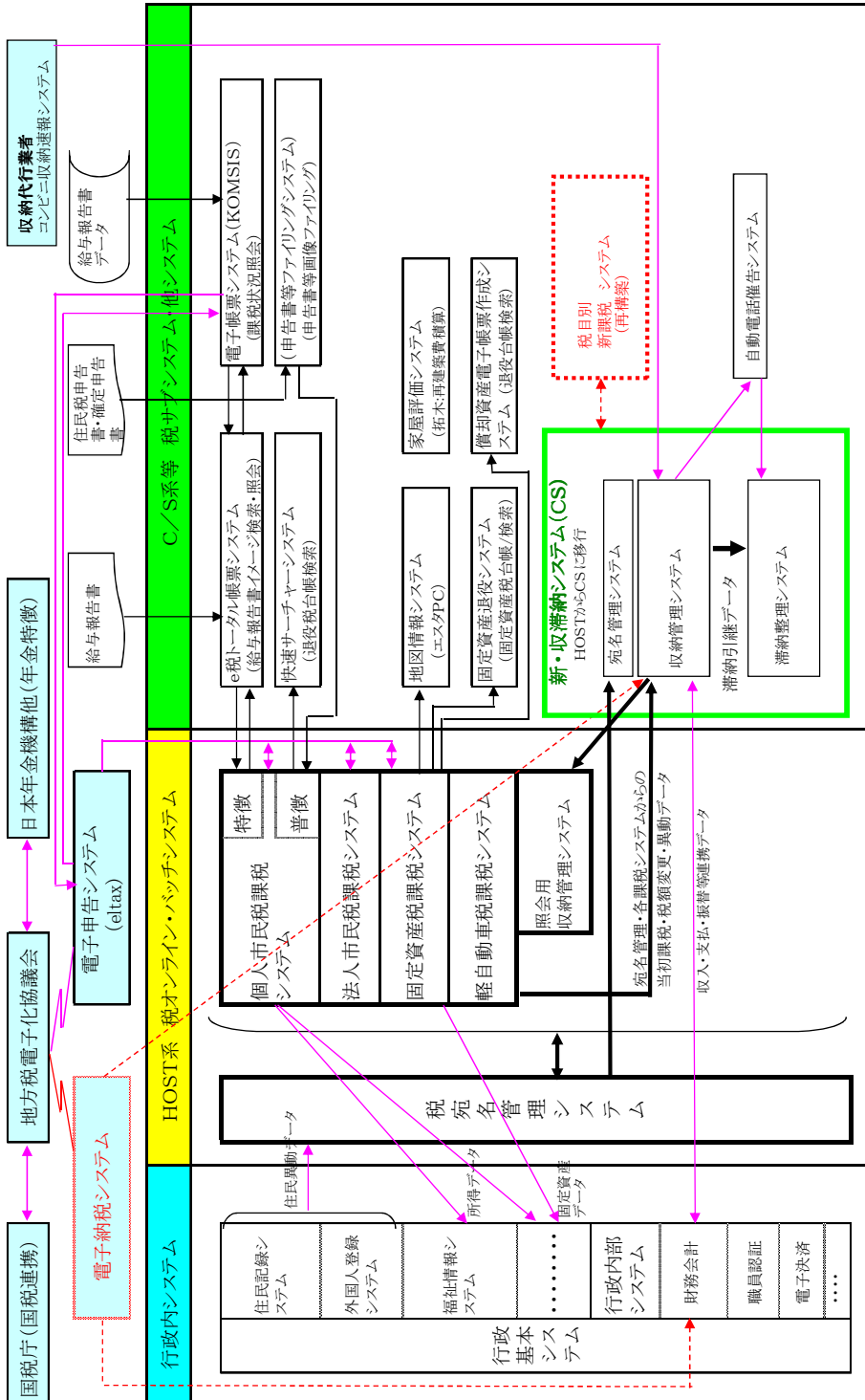
(1) 市税システムの概要

1. 市税システムの分類と関連について

市税の財務事務においては、情報システムが大きな役割を果たしている。神戸市の市税事務においては、複数のシステムが使用されており、各システムは以下の表のように分類され、情報が連動している。

市税システム関連図(概要版)

(平成24年4月1日 現在)



注1)サブシステムについては、業者委託等によりシステム開発したものを掲載。(事務用パソコンで簡易言語による単独データ処理分は除く)
 注2)は、税システム以外のシステムとの提供データ又は連携データを表し、提供データについてはデータ利用承認に基づき、所得データ、固定資産データ、収納データ等を提供している。
 注3)は、システム開発中もしくは今後、開発が予定されているものを掲載。

(出典：市より提供を受けた資料を監査人が加工)

上表の各システムの内容は以下のとおりである。なお、以下の番号及びシステム名は上表と対応している。

① HOST系 税オンライン・バッチシステム

以下に記載している各システムの情報資産を相互に連動させ、保存している。

② 新・収滞納システム (CS)

HOST系税 オンライン・バッチシステム内のシステムであったが、収納管理及び滞納整理システムを平成22年8月に新・収滞納システムとして移行させている。当該システムを利用して市税の賦課徴収事務における収納事務及び滞納整理事務等を行っている。

③ 自動電話催告システム

市税の収納のための電話催告業務を運営するために新・収滞納システムと情報資産を連動しているシステムである。市税の滞納者に対して、条件を指定して電話催告対象者リストを抽出、作成し、端末上に表示された滞納者情報を根拠にオペレーターが電話催告を行うことを可能とする。

④ 地図情報システム (エスタPC)

固定資産税の評価支援システムである。土地・家屋の位置及び形状をデータ化しており、地図情報と評価・課税情報をリンクさせているため、データ表示、データ検索が容易に行うことが可能である。当該システムを使用している所属において、共通で利用されているパソコンにインストールされている。

⑤ 家屋評価システム (拓木)

固定資産税の評価支援システムである。各種家屋に対応した「評点表」を選択し、標準評点数・資材量・補正率等を積算し、㎡当たり再建築費評点数を算出することができる。当該システムを使用している所属において、共通で利用されているパソコンにインストールされている。

⑥ 申告書等ファイリングシステム (Milemasse)

個人市民税の課税資料検索兼精査・合算処理システムである。紙及びデータ送付された税情報をデータ化するシステムである。市民税の課税に必要なデータを画面に表示し、画像ファイリングシステムによって取り込

んだイメージファイルを参照して、訂正追加入力を行うことにより精査及び合算することができる。

⑦ e 税トータル帳票システム

給与支払報告書処理に関するシステムである。給与支払報告書をスキャナによってイメージファイル化し、イメージファイルと OCR 認識により作成されたエントリーデータ及びパンチ業者から提供されるエントリーデータを関連付けてファイリングする。蓄積されたデータは申告書等ファイリングシステムに取り込まれる。同時に HOST 系 税オンライン・バッチシステムにも取り込まれ、計算結果が連動する。

⑧ 電子帳票システム (KOMIS)

給与支払報告書処理に関するシステムである。データ送付された税情報をデータ化する。蓄積されたデータは e 税トータル帳票システムに取り込まれる。

⑨ その他システム

快速サーチャーシステム、固定資産退役システム、償却資産電子帳票作成システムはいずれも情報の閲覧のみに利用されるシステムである。

2. 神戸市情報セキュリティ方針と情報セキュリティ対策基準

近年、情報量の増大に伴う膨大な量の情報を有効かつ効率的に処理するために、IT (Information Technology: 情報技術) を利用した情報システムが、多くの組織体で利用されている。

神戸市の情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報や行政運営上重要な情報が多数含まれており、情報資産を人的脅威や災害、事故等様々な脅威から防御することは、市民の財産、プライバシー等を守るためにも、また、継続的かつ安全・安定的な行政サービスの実施を確保するためにも必要不可欠となっている。

そこで、保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的として神戸市情報セキュリティ基本方針（以下、「情報セキュリティ基本方針」という。）が定められ、情報セキュリティ対策等を実施するための適用範囲における共通の基準として神戸市情報セキュリティ対策基準（以下、「情報セキュリティ対策基準」という。）を定め、具体的な遵守事項及び判断基準を規定している。

市税システムは、神戸市の情報システムの一部であり、情報セキュリ

ティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準の対象となる。

(2) 監査の視点

1. 市税システムが、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準に従って、有効に管理され、機能しているか。

(3) 監査手続

1. 市税システムの概要や連動状況について、市税システム関連図等の資料を入手の上、担当者から説明を受けた。
2. 情報セキュリティの基本的な基準、手順書が作成されているか否かを調査するために、各々のシステムについて、情報セキュリティ基本方針に定める情報セキュリティ実施手順の有無に関して質問し、関連資料を閲覧した。
3. 物理的セキュリティの確保について調査するために、以下の手続を実施した。
 - ① カードキーの管理状況について質問し、適宜、管理状況を視察した。
 - ② システムの保守業者の定期保守の記録を閲覧した。
 - ③ 各システムの設置場所及びサーバー設置場所に消火用設備が実際に設置されているか否か質問し、設置状況を視察した。
4. IT に関する研修・訓練の実施が行われているかを調査するために、研修の案内書及び実施報告を閲覧した。
5. ID 及びパスワード管理について、以下の手続を実施した。
 - ① 端末からシステムへのログインの際の ID 及びパスワードの設定が行われていることを確認するために、システムへログインする状況を観察した。また、ID カードが使用されている場合は、その使用手順を観察した。
 - ② 実施されている ID の棚卸結果を閲覧した。
 - ③ パスワードの変更履歴について質問し、説明を受けた。
6. 技術的セキュリティが確保されているか調査するために、以下の手続を実施した。
 - ① アクセス記録の取得状況について質問し、説明を受けるとともに、適宜、関連資料を閲覧した。
 - ② バックアップの取得状況について質問し、説明を受けた。
 - ③ 障害記録の取得状況について質問し、説明を受けた。
7. システム開発・保守が手順に従って実施されているか調査するため

に、システム開発及び保守の状況について質問し、適宜、関連資料を閲覧しながら説明を受けた。

8. 自己点検の実施記録等の関連資料を閲覧した。
9. 各システム間で連携されるデータがシステムに正確かつ網羅的に入力されるための仕組みについて説明を受け、適宜、関連資料を閲覧し、また、サンプルテストを実施した。

(注)情報の閲覧のみに利用されるシステム(快速サーチャージシステム、固定資産退役システム、償却資産電子帳票作成システム)については、情報管理の重要性は低く、セキュリティ管理の必要性は低いと判断し、監査手続2.～9.の実施対象範囲には含めていない。

(4) 監査の結果及び意見

1. 情報セキュリティ実施手順書の策定について (意見)

情報セキュリティ基本方針には、「情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順書を策定する」ことが定められていることから、各システムに関して実施手順書を策定する必要がある。

平成23年度における、実施手順書の策定状況は、下記のとおり、HOST系 税オンライン・バッチシステム、新・収滞納システム (CS)、e税トータル帳票システム、電子帳票システム (KOMISIS) の情報セキュリティ実施手順書は未作成であった。

システム名	1. HOST系 税オンライン・バッチシステム	2. 新・収滞納システム (CS)	3. 自動電話催告システム	4. 地図情報システム (エスタPC)	5. 家屋評価システム (拓木)	6. 申告書等ファイリングシステム (Milemasse)	7. e税トータル帳票システム	8. 電子帳票システム (KOMISIS)
制定の有無	△	△	○	○	○	○	△	△

○=制定されている。

△=監査対象期間(平成23年度)では制定されていないが、監査実施期間中(平成24年度)には制定されている。

情報セキュリティ基本方針に基づき、本来は、すべてのシステムについて、速やかに情報セキュリティ実施手順書を作成すべきであった。なお、いずれのシステムも監査実施年度(平成24年度)には作成されたことを確認した。

2. 物理的セキュリティの確保について

物理的セキュリティ確保のため、以下の実施が求められる。

- ① システム及び情報資産については、意図しない人物からの故意あるいは悪意による損害から保護される必要があることから、適切な入退室管理を行うこと。
- ② システムの有効性を保持するためには、定期的な保守を行うこと。
- ③ 火災による機器及び情報資産の喪失のリスクを軽減するために消火用設備を設置すること。

各システムの入退出記録の管理、定期保守の有無、消火用設備の設置の状況は、下表のとおりであった。定期的保守についてはすべてのシステムについて実施されていたが、入退出記録の管理及び消火用設備の設置については、一部、不備のあるシステムが見受けられた。

システム名	1. HOST系 税 オンライン・ パッチシステム	2. 新・収滞納 システム (CS)	3. 自動電話催 告システム	4. 地図情報シ ステム(エスタ PC)	5. 家屋評価シ ステム(拓 木)	6. 申告書等 ファイリング システム (Milemasse)	7. e税トータル 帳票システ ム	8. 電子帳票シ ステム (KOMIS)
入退室管理	○	○	○	△	△	○	○	○
定期保守の 確認	○	○	○	○	○	○	○	○
消火用設備の 設置確認	○	○	△	△	△	△	△	△

○＝問題無し。
△＝一部意見対象事項がある。

① 入退室管理記録について(意見)

地図情報システム(エスタ PC)、家屋評価システム(拓木)に関しては執務室にサーバー機が設置されており、入退室管理簿は作成されていない。しかし、執務室には、情報セキュリティ実施手順書の「執務者以外」に該当する保守業者等の入退出も考えられることから、情報セキュリティ実施手順書に従い、意図しない人物からの故意あるいは悪意による損害から情報を保護するため、入退室管理簿の作成をすることが望ましい。

② 消火用設備の設置状況について(意見)

自動電話催告システム、地図情報システム(エスタ PC)、家屋評価システム(拓木)、申告書等ファイリングシステム(Milemasse)、e 税トータル

帳票システム、電子帳票システム（KOMIS）については、庁内またはビル管理会社設置の消火設備（粉末や液体）が設置されている。このため、仮に火災が生じた場合には消化剤の影響で情報資産が喪失する恐れがある。

担当者によると、上記のシステムのデータは税ホストシステムにデータを送付しているため、完全に喪失することはないとのことである。しかし、火災によりシステム機器が損傷した場合、システム間のデータ連携のタイミングによっては、データが喪失される可能性はあると考えられる。火災による機器及び情報資産の喪失のリスクを軽減するために、すべての重要なシステム機器について、情報機器専用消火器の設置が望まれる。

3. ID 及びパスワードの管理について

ID 及びパスワードの設定が適切に導入、設定されていない場合、期待された職務の分離が適用されないリスクや、重要な情報資源が不適切に変更されたり、承認なしに開示されたりするリスクがあるため、ID 及びパスワードを適切に導入、設定し、管理することが重要である。

平成 23 年度における、各システムにおける ID 及びパスワードの設定状況、ID 棚卸実施の状況、パスワードの変更の状況、特権ユーザーの管理状況は下記のとおりであった。

システム名	1. HOST系 税 オンライン・ バッチシステム	2. 新・収滞納 システム (CS)	3. 自動電話催 告システム	4. 地図情報シ ステム(エス タPC)	5. 家屋評価シ ステム(拓 木)	6. 申告書等 ファイリング システム (Milemasse)	7. e税トータル 帳票システ ム	8. 電子帳票シ ステム (KOMIS)
ID及びパ スワードの設 定確認	○	○	○	○	○	○	×	×
ID棚卸 結果	○	×	○	○	○	△	○	○
パスワードの 変更履歴	○	×	○	×	×	○	×	×
特権 ユーザーの 管理	○	○	○	△	△	○	○	○

○=問題無し。

△=一部意見対象事項がある。

×=実施されていない。

① ID 及びパスワードの設定について（結果）

情報セキュリティ実施手順書には、「パスワードには数字及び英字を含む文字列」と記載されているが、e 税トータル帳票システム、電子帳票システム（KOMIS）のパスワードには英字が含まれていなかった。これらにつ

いては、情報セキュリティ実施手順書に従って、パスワードの複雑性を確保するために、英字を含むパスワードへ変更する必要がある。

② ID 棚卸手続の漏れについて(結果)

新・収滞納システム (CS) に関しては当システムの稼動開始が平成 22 年 8 月であったため平成 23 年度の棚卸は実施されていない。

不要な ID の存在は、意図しないユーザーのシステム利用を可能とし、適切な管理を害する恐れがあるため、情報セキュリティ実施手順書には、年一回の棚卸が必要と定められている。それに従い、平成 23 年度においても ID の棚卸を実施すべきであった。

③ 不明ユーザーへの速やかな対応について(意見)

申告書等ファイリングシステム (Milemasse) の ID 棚卸において「不明ユーザー」が発見されたが、その後、平成 23 年 10 月まで不明ユーザーは放置されていた。

既述のとおり、意図しないユーザーのシステム利用は、適切な管理を害する恐れがあるため、「不明なユーザー」が発見された場合には速やかにその原因を調査したうえで、原因が判明されれば削除等の措置を取る必要がある。なお、監査実施年度 (平成 24 年度) においては、不明なユーザーが削除されていることを確認した。

④ パスワードの定期的変更について (結果)

新・収滞納システム (CS) に関してのパスワードについては、パスワードが ID カードに記録されており、仮に変更しようとする ID カードそのものの変更が必要となるため、変更できていなかった。

情報セキュリティ実施手順書には「パスワードは、必要に応じて適宜変更」と定められている。長期間の同一パスワードの使用はいわゆる「なりすまし」行為を可能とするため、パスワードについては、一定期間で、適宜、変更すべきである。

なお、市は、今後はパスワード変更の代替手段として PIN コードに紐ついたパスワードの変更により対応することであった。

さらに、地図情報システム (エスタ PC)、家屋評価システム (拓木)、e 税トータル帳票システム、電子帳票システム (KOMIS)、についても、パスワードの定期的な変更は行われていなかった。これらのパスワードについても、上記、新・収滞納システム (CS) 同様の理由により、パスワードを定期的に変更すべきである。

⑤ 特権ユーザーの管理について（意見）

地図情報システム（エスタ PC）、家屋評価システム（拓木）のシステムの使用においては、担当者は、特権ユーザー権限で PC へログインしている。

一般的には、特権ユーザー権限があれば、全てのシステムの変更等も可能となるため、特権ユーザー権限を使用する一般ユーザーによる、未承認もしくは正当でないデータの入力、もしくはデータの損失が引き起こされる可能性があるため、一般ユーザー用の ID を設定し、使用することが望まれる。

4. アクセス記録のモニタリングについて（意見）

システムの技術的セキュリティを確保するため、以下の実施が求められる。

- ① 未承認もしくは正当でないデータの入力、もしくはデータの損失が発生していないことを確認するために、アクセス記録を取得し、継続的にモニタリングを実施すること。
- ② 仮にデータが損失された場合、速やかにデータの復旧を行うために、定期的にバックアップデータを取得すること。
- ③ 障害に適切に対処できるように、障害が生じた場合には画面にて障害内容が把握でき、外部ベンダーに連絡し対応できる体制を整えること。

アクセス記録の取得、バックアップの取得、障害記録の取得についての状況は、下記のとおり、バックアップの取得、障害記録の取得については実施されていたが、アクセス記録の取得について、一部のシステムに不備が見受けられた。

システム名	1. HOST系 税オンライン・バッチシステム	2. 新・収滞納システム (CS)	3. 自動電話催告システム	4. 地図情報システム(エスタPC)	5. 家屋評価システム(拓木)	6. 申告書等ファイリングシステム (Milemasse)	7. e税トータル帳票システム	8. 電子帳票システム (KOMISIS)
アクセス記録の取得	△	○	△	N/A	N/A	△	△	△
バックアップの取得	○	○	○	○	○	○	○	○
障害記録の取得	○	○	○	○	○	○	○	○

○=問題無し。
△=一部意見対象事項がある。
N/A=評価対象外

HOST系 税オンライン・バッチシステム、自動電話催告システム、申告書等ファイリングシステム(Milemasse)、e税トータル帳票システム、電子帳票システム (KOMISIS) については、アクセス記録に関しては取得されているが、事後的な監視が定期的な実施されている証跡を確認することはできなかった。アクセス記録の取得により、一定のけん制は働くと考えられるが、より実効性を確保するためには事後的なモニタリングを実施すべきである。なお、地図情報システム (エスタ PC)、家屋評価システム (拓木) については特権ユーザーのみの利用であるため評価対象外としている。

5. 自己点検の実施について (意見)

情報セキュリティは、それに係るすべての責任者及び担当者が、各自の役割を確実にを行うことにより有効性が担保されるものであるため、定期的な自己点検を実施し、改善策を講じるべきである。

下記のとおり、すべてのシステムにおける自己点検について、改善することが望ましいと思われる点が見受けられた。

システム名	1. HOST系 税オンライン・バッチシステム	2. 新・収滞納システム (CS)	3. 自動電話催告システム	4. 地図情報システム(エスタPC)	5. 家屋評価システム(拓木)	6. 申告書等ファイリングシステム (Milemasse)	7. e税トータル帳票システム	8. 電子帳票システム (KOMISIS)
自己点検の実施	△	△	△	△	△	△	△	△

△=一部意見対象事項がある。

いずれのシステムも情報化推進部主導により行われている、ID 及びパスワードの管理等の一部分の項目の自己点検については実施されている。

しかし、各部署の手順書に定められている、ID 及びパスワードの管理等

以外の項目についての自己点検は、実施されていなかった。よりセキュリティ管理の実効性を実現するためには、各システムに規定される手順書に従った自己点検の実施が望まれる。